

令和3年度
包括外部監査の結果報告書

令和4年3月

宮崎県包括外部監査人

公認会計士 坂元 隆一郎

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理等

本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

なお、－(マイナス)数値については▲で表記している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として宮崎県が公表している資料、あるいは監査対象とした部局や団体から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出所は明示しない。但し、これらの数値を使いデータ等を算出し、監査人が分析等を行っている場合はその旨記載している。

報告書の数値等のうち、宮崎県以外が公表している資料あるいは監査対象とした部局から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

3. 指摘事項及び意見

本報告書では、監査の結論を**指摘事項**と**意見**に分けて記載する。

指摘事項は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、県として速やかに措置する必要があると判断した内容である。また、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと監査人が判断した場合には**指摘事項**としている。

一方、**意見**は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件として選定した理由	1
4. 外部監査の視点と方法	2
5. 外部監査の実施期間	2
6. 監査実施者	3
7. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 指定管理者制度の概況	4
2. 指定管理者制度に関する法令、規則、ガイドライン等	5
3. 地方行政サービス改革	5
4. 公の施設の指定管理者制度導入状況	7
5. 監査の対象とした指定管理者制度導入施設	8
第3 監査の総括	11
1. 指摘事項・意見の全体像	11
2. 監査結果の総括	12
3. 指摘事項・意見の概要(指定管理者導入施設各論)	17
第4 監査の結果及び意見(指定管理者制度導入施設各論)	71
1. 宮崎県男女共同参画センター(生活・協働・男女参画課)	71
(1)施設概要	71
(2)監査の結果	72
(3)平成21年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	75
2. 宮崎県立芸術劇場(メディキット県民文化センター)(みやざき文化振興課)	77
(1)施設概要	77
(2)監査の結果	78
(3)平成21年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	85
3. 宮崎県東京学生寮(財産総合管理課)	90

(1)施設概要	90
(2)監査の結果	91
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	94
4. 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター(福祉保健課)	96
(1)施設概要	96
(2)監査の結果	98
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	101
5. 県立視覚障害者センター(障がい福祉課)	102
(1)施設概要	102
(2)監査の結果	104
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	106
6. 県立聴覚障害者センター(障がい福祉課)	107
(1)施設概要	107
(2)監査の結果	108
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	111
7. 宮崎県青島青少年自然の家(宮崎県青島少年自然の家)ほか(こども家庭課)	112
(1)施設概要	112
(2)監査の結果	121
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	123
8. 宮崎県林業技術センター(森林経営課)	125
(1)施設概要	125
(2)監査の結果	129
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	131
9. 宮崎県川南遊学の森(環境森林課)	133
(1)施設概要	133
(2)監査の結果	135
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	138
10. 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森(森林経営課 森林管理推進室)	139
(1)施設概要	139
(2)監査の結果	141
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	148
11. 宮崎県諸県有林共に学ぶ森(森林経営課 森林管理推進室)	149
(1)施設概要	149
(2)監査の結果	150

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況.....	156
12. 宮崎県機械技術センター(企業振興課)	156
(1)施設概要	156
(2)監査の結果.....	158
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況.....	160
13. 県営国民宿舎えびの高原荘 及び 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設 (観光推進課)	161
(1)施設概要	161
(2)監査の結果.....	163
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況.....	169
14. 県営国民宿舎高千穂荘(観光推進課)	171
(1)施設概要	171
(2)監査の結果.....	172
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況.....	178
15. 県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園(農業担い手対 策課)	179
(1)施設概要	179
(2)監査の結果.....	182
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況.....	185
16. 宮崎県建設技術センター(管理課)	185
(1)施設概要	185
(2)監査の結果.....	187
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況.....	190
17. みやざき臨海公園(宮崎県サンビーチーツ葉及び宮崎港マリーナ施設)(港湾課)	190
(1)施設概要	190
(2)監査の結果.....	192
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況.....	197
18. 県立阿波岐原森林公園(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)	199
(1)施設概要	199
(2)監査の結果.....	201
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況.....	203
19. 県立青島亜熱帯植物園・宮崎県総合運動公園(都市計画課 美しい宮崎づくり推進 室)	205

(1)施設概要	205
(2)監査の結果	209
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	212
20. 県立平和台公園・宮崎県総合文化公園(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)	215
(1)施設概要	215
(2)監査の結果	218
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	220
21. 特別史跡公園西都原古墳群(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)	222
(1)施設概要	222
(2)監査の結果	223
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	226
22. 県営住宅(宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都・高鍋土木事務所管内83団地)(建築住宅課)	228
(1)施設概要	228
(2)監査の結果	232
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	234
23. 県営住宅(日向・延岡土木事務所、西臼杵支庁管内27団地)(建築住宅課)	234
(1)施設概要	234
(2)監査の結果	236
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	238
24. 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設(企業局総務課)	238
(1)施設概要	238
(2)監査の結果	240
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	247
25. 宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場、宮崎県総合運動公園有料公園施設(教育庁スポーツ振興課)	251
(1)施設概要	251
(2)監査の結果	255
(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況	262

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

指定管理者制度導入施設の管理運営及び財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

原則として令和2年度(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)
ただし、必要に応じて過年度分及び現年度分についても監査対象とした。

(3) 監査対象部局

指定管理者制度に関係する部局等及び指定管理者

3. 特定の事件として選定した理由

地方公共団体は、住民の福祉を増進するため、住民が利用する各種施設を設置してサービスを提供している。こうした施設の多くが公の施設に該当する。

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設について指定管理者制度が設けられた。これは、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的としている。

宮崎県においても平成18年度から指定管理者制度が導入され、一定の成果が挙げられ定着してきているものと推察される。なお、令和元年6月策定の「みやざき行財政改革プラン(第三期)」においてアウトソーシングを推進しており、その中でも、指定管理者制度の活用においては、利用者の視点に立った適切な運営を確保するためのモニタリングを行うことで、県民サービスの一層の向上と利用者数の拡大を図ることとされている。

過去には同テーマでの包括外部監査も実施されているが、既に10年以上が経過している。近年の施設を取り巻く環境変化やモニタリング状況等を考慮して、指定管理者制度が導入されている施設の管理運営状況を再度検証するとともに、指定管理者制度に関する財務事務が効率的、効果的に執行されているかを監査することは有意義であると考え、本事件(テーマ)を選定した。

4. 外部監査の視点と方法

(1) 監査の視点

- ① 施設のあり方、指定管理者制度導入
 - ・公の施設としての必要性の検討
 - ・指定管理者制度導入の合理性
- ② 指定管理者選定手続と協定書
 - ・公募手続は適切か
 - ・選定委員の構成、審査基準の妥当性
 - ・協定書の内容の妥当性
- ③ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業
 - ・指定管理料の算定の妥当性
 - ・利用料金制導入は適切か
 - ・自主事業の内容と手続きの妥当性
- ④ 施設の管理運営と県のモニタリング
 - ・施設の管理運営は適切か
 - ・各種書類の審査、実地調査は適切か
 - ・指定管理者の自己評価と県のモニタリングは適切か
 - ・指定管理者の引継ぎは適切か

(2) 監査の方法

- ① 宮崎県の指定管理者制度について制度所管課（総務部人事課行政改革推進室）に対し概要のヒアリングを実施した。
- ② 指定管理者制度導入施設（以下「施設」という。）の施設所管課保管の業務報告書や事業報告書等の関係書類を閲覧した。
- ③ 施設所管課に対して監査の視点に基づくヒアリングを実施した。また、平成 21 年度実施の包括外部監査における指摘事項及び意見のその後の改善状況についても確認した。
- ④ 抽出した施設に対し現地視察及び指定管理者保管の関係書類の閲覧、ヒアリングを実施した。
- ⑤ 施設所管課・指定管理者に対するヒアリング等を踏まえて制度所管課としての検討課題と対策につきヒアリングを実施した。
- ⑥ その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

5. 外部監査の実施期間

令和 3 年 8 月 18 日から令和 4 年 3 月 17 日まで

6. 監査実施者

包括外部監査人	坂元 隆一郎	公認会計士
補助者	青木 大樹	弁護士
同	塩塚 正康	公認会計士
同	清家 秀夫	公認会計士
同	三浦 洋司	公認会計士

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 指定管理者制度の概況

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により指定管理者制度が導入された。

(地方自治法の改正内容と改正趣旨)

従来、地方自治法第 244 条の 2 において地方自治体は条例の定めるところにより公の施設の管理を地方公共団体の出資している一定の法人等に委託することができるとされていた(管理委託制度)。地方自治法 244 条の 2 が改正され従来の管理委託制度に代わる新制度として指定管理者制度が創設された。地方公共団体が指定する法人その他の団体(指定管理者)に公の施設の管理を行わせることができることとなった。

公の施設に係る管理主体を民間事業者等まで広げることにより住民サービスの向上、行政コストの縮減等を図ることを目的として創設された。指定管理者制度の活用により、地域振興、活性化、行政改革の推進につながることを期待された。

(公の施設)

公の施設とは、地方公共団体が、住民の福祉を増進することを目的として、当該住民の利用に供するために設置した施設のことである。社会福祉施設、文化施設、観光施設、体育施設等がある。

(公の施設の管理)

指定管理者が行う公の施設の管理とは、施設の設置目的に沿って行われる包括的な管理のことであり、清掃、警備、保守等の個別の業務とは異なる。清掃、警備、保守等は、指定管理者導入施設では指定管理者が直接行うか、指定管理者から他の業者に委託される。

(地方公共団体と指定管理者の役割分担)

地方公共団体は施設運営の全体的な枠組み(仕様)を決め、その内容に従って管理運営できる企業、団体等を指定管理者に選定する。指定管理者による運営が開始された後も、適正な管理運営がなされているか随時に監視をし、定期的に評価(モニタリング)することになる。

指定管理者になった団体は、仕様に従った管理運営を行うほか、創意工夫を活かした自主事業や効率的運営に努めることが求められる。

(指定管理者の選定)

指定管理者の選定にあたっては、一般的には、特別の事情がない限り、広く公募することが良いとされている。公平性や透明性を確保して選定することが大切なため、外部から選任した複数の委員を含めた選定委員会を置くことになる。

(その他)

- ・利用料金については、条例で定める範囲内で指定管理者が決め、首長が承認する。
- ・管理権限を委任する指定管理者制度の下では、施設の維持管理は指定管理者が行う。しかし、大規模改修等は地方公共団体の責任とされ、通常、リスク分担は協定書等で明確化される。

2. 指定管理者制度に関する法令、規則、ガイドライン等

指定管理者制度に関する法令等は以下の通りである。

- ① 地方自治法第 244 条の 2
- ② 施設ごとに、指定管理者による管理について定めている条例（「公の施設に関する条例」「教育関係の公の施設に関する条例」「都市公園条例」等）
- ③ 施設ごとの管理規則（「都市公園条例施行規則」「青少年自然の家管理規則」等）
- ④ 指定管理者制度の運用に関するガイドライン（県における制度運用の基本を定めたものであり、県ホームページで公表している。）
- ⑤ 指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領（県におけるモニタリング実施方法の基本を定めたものであり、県ホームページで公表している。）
- ⑥ 指定管理者指定手続等の手引（総務部人事課行政改革推進室作成、非公表資料）

3. 地方行政サービス改革

地方行政サービス改革は、地方公共団体が民間委託等の推進、指定管理者制度等の活用、地方独立行政法人制度の活用、BPR^{※1}の手法や ICT^{※2}を活用した業務の見直しなどに取り組むことにより、厳しい地方財政状況の一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要が増加する状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供することを目指すものである。

平成 27 年 8 月に総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」が発出され、民間委託、指定管理者制度等の活用やクラウド化等の業務改革の推進に努めるよう各地方公共団体に要請があった。

※1 ビジネス・プロセス・リエンジニアリング。一連の業務プロセス全体を根本から見直し、冗長性を省く形で再構築すること及びそれを実現するための手法。

※2 インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー。情報通信技術。

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日 総務省:抜粋）

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(2) 指定管理者制度等の活用

① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。

② その際、先行的に取組を行っている団体の状況等を参考にしつつ、例えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。

また、その施策目的等から直営を選択している場合であっても、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理といった業務について部分的に指定管理者制度を導入する等、幅広い視点からその管理のあり方について検証すること。

③ また、「指定管理者制度の運用について」(平成22年12月28日総行経第38号)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

地方行政サービス改革について、宮崎県では、令和元年6月に策定した「みやざき行財政改革プラン(第三期)」に基づき、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、指定管理者制度の活用や民間委託などのアウトソーシングの推進に取り組んでいる。

みやざき行財政改革プラン(第三期)（令和元年6月 宮崎県:抜粋）

第2 改革プログラム

2 県民ニーズに対応した行政サービスの提供

(3) 県民等との連携・協働

④ アウトソーシングの推進

イ 指定管理者制度の活用

指定管理者制度を導入している公の施設では、その効果を最大限に高めるため、民間の持つノウハウを十分に引き出すことのできる運用を行うとともに、利用者の視点に立った適切な運営を確保するためのモニタリング(監視・測定・評価)を行い、県民サービスの一層の向上と利用者数の拡大を図ります。

また、制度を導入していない施設についても、法令等の制限があるものを除いて、県民サービスの向上や財政負担の軽減効果、施設の目的等の観点から、導入の可否を検討します。

4. 公の施設の指定管理者制度導入状況

宮崎県における公の施設の指定管理者制度導入状況は、「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等」(令和3年3月31日公表 総務省)によれば、以下の通りである(令和2年4月1日現在)。現状において指定管理者制度導入が可能と考えられる施設には制度導入が図られているものとする。

施設分類	公の 施設数	制度導入 施設数	導入率	全国(都道府県) 導入率	※
体育館	1	1	100.0%	97.2%	
競技場 (野球場、テニスコート等)	1	1	100.0%	92.9%	
プール	0	0		95.9%	
海水浴場	1	1	100.0%	57.1%	
宿泊休養施設 (ホテル、国民宿舎等)	2	2	100.0%	92.9%	
休養施設 (公衆浴場、海・山の家等)	0	0		100.0%	
キャンプ場等	1	1	100.0%	96.8%	
産業情報提供施設	14	3	21.4%	53.1%	※1
展示場施設、見本市施設	0	0		97.7%	
開放型研究施設等	0	0		28.2%	
大規模公園	6	6	100%	88.4%	
公営住宅	1	1	100%	64.3%	
駐車場	0	0		84.5%	
大規模霊園、斎場等	0	0		100.0%	
図書館	1	0	0.0%	12.9%	※2
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	6	1	16.7%	51.5%	※3
公民館、市民会館	0	0		0.0%	
文化会館	1	1	100.0%	92.2%	
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	3	3	100.0%	71.9%	
特別養護老人ホーム	0	0		100.0%	
介護支援センター	0	0		100.0%	
福祉・保健センター	6	4	66.7%	72.2%	※4
児童クラブ、学童館等	0	0		85.7%	

※ 前年度以降導入が進んでいない理由

※1 導入していない施設はすべて試験研究機関であり、国や県の政策と一体となった専門性の高い研究開発や依頼試験等を行っているため。

※2 県立図書館は、本県の生涯学習の中核的施設として、調査研究・収集や市町村図書館等への指導・助言等を図る役割があり、これらは高い専門性や長期的視野に基づく継続的な取組が必要であるため。

※3 県立博物館、美術館、埋蔵文化財センター等は、本県の生涯学習の中核的施設として、調査研究・収集や企画展の実施等の役割があり、これらは高い専門性や長期的視野に基づく継続的な取組が必要であるため。

※4 身体障害者相談センター及び精神保健福祉センターは、法令による制限があるほか、業務内容の専門性が高いため。

5. 監査の対象とした指定管理者制度導入施設

令和2年4月1日現在における全ての指定管理者制度導入施設(以下「施設」という。)を監査対象とした。現地視察及び指定管理者の監査については施設の規模、指定管理者制度導入時期(平成21年当時には指定管理者制度が導入されていなかった施設)、施設の場所等を総合的に勘案して監査人の判断によりサンプリングして対象とした。

監査の対象とした施設の一覧表は以下の通りである。

なお、指定管理者名は、令和2年4月1日現在の名称を記載している。

各論 番号	施設名	指定管理者名	指定期間	令和2年度 指定管理料 (千円)	所管課	現地視 察対象
1	宮崎県男女共同参画 センター	特定非営利活動法人 みやざき男女共同参 画推進機構	平成30年度～ 令和2年度	31,056	生活・協働・男女 参画課	
2	県立芸術劇場(メディアキッ ト県民文化センター)	公益財団法人宮崎県 立芸術劇場	平成28年度～ 令和2年度	479,030	みやざき文化振興課	○
3	宮崎県東京学生寮	ジャバンプロテクション 株式会社	平成30年度～ 令和2年度	9,215	財産総合管理課	
4	宮崎県福祉総合センター 及び県立母子・父子福祉 センター	株式会社文化コーポ レーション	平成30年度～ 令和2年度	53,666	福祉保健課 こども家庭課	○

5	県立視覚障害者センター	公益財団法人宮崎県 視覚障害者福祉協会	平成30年度～ 令和2年度	26,029	障がい福祉課	
6	県立聴覚障害者センター	社会福祉法人宮崎県 聴覚障害者協会	平成30年度～ 令和2年度	25,933		
7	宮崎県青島青少年自然 の家(宮崎県青島少年自 然の家)	学校法人 宮崎総合学院	令和元年度～ 令和5年度	287,925	こども家庭課	○
	宮崎県むかばき青少年 自然の家(宮崎県むかば き少年自然の家)					
	宮崎県御池青少年自然 の家(宮崎県御池少年自 然の家)					
8	宮崎県林業技術センター (研修寮、森の科学館、体 験の森、森林植物園、親 水広場のみ)	公益社団法人宮崎県 森林林業協会	平成30年度～ 令和2年度	26,787	森林経営課	
9	宮崎県川南遊学の森	公益社団法人宮崎県 緑化推進機構	平成30年度～ 令和2年度	6,681	環境森林課	
10	宮崎県ひなもり台県民ふ れあいの森	公益社団法人宮崎県 森林林業協会	平成30年度～ 令和2年度	29,313	森林経営課 森林管理推進室	
11	宮崎県諸県県有林共に 学ぶ森	公益社団法人宮崎県 森林林業協会	平成30年度～ 令和2年度	2,633	森林経営課 森林管理推進室	
12	宮崎県機械技術センター	公益財団法人宮崎県 機械技術振興協会	令和元年度～ 令和5年度	59,417	企業振興課	
13	県営国民宿舎えびの高 原荘及び県営えびの高 原スポーツレクリエーショ ン施設	宮交ショップアンド レストラン株式会社	平成28年度～ 令和2年度	0	観光推進課	
14	県営国民宿舎高千穂荘	宮交ショップアンド レストラン株式会社	平成28年度～ 令和2年度	0		
15	県立農業大学校農業総 合研修センター及び 宮崎県農業科学公園	学校法人 宮崎総合学院	平成30年度～ 令和2年度	66,503	農業担い手対策課	○
16	宮崎県建設技術センター	学校法人 宮崎総合学院	令和2年度～ 令和6年度	100,040	管理課	○

17	みやざき臨海公園(宮崎県サンビーチーツ葉及び宮崎港マリーナ施設)	マリンパークス (構成員) 一般財団法人 みやざき公園協会	平成 29 年度～ 令和 3 年度	101,924	港湾課	○
18	県立阿波岐原森林公園	フェニックスリゾート 株式会社		55,449	都市計画課美しい 宮崎づくり推進室	
19	県立青島亜熱帯植物園 (宮交ボタニックガーデン 青島)及び宮崎県総合運 動公園(ひなた宮崎県総 合運動公園)	一般財団法人 みやざき公園協会	平成 30 年度～ 令和 2 年度	139,096		○
20	県立平和台公園及び 宮崎県総合文化公園	株式会社 馬原造園建設	平成 30 年度～ 令和 2 年度	90,444		○
21	特別史跡公園西都原古 墳群	一般財団法人 みやざき公園協会	平成 30 年度～ 令和 2 年度	28,153		
22	県営住宅(宮崎・日南・串 間・都城・小林・高岡・西 都・高鍋土木事務所管内 83 団地)	一般社団法人宮崎県 宅地建物取引業協会	平成 30 年度～ 令和 4 年度	188,426	建築住宅課	
23	県営住宅(日向・延岡土 木事務所、西臼杵支庁管 内 27 団地)	延岡日向宅建協同組 合	令和元年度～ 令和 5 年度	62,613		
24	一ツ瀬川県民スポーツレ クリエーション施設	株式会社モリタゴルフ	令和元年度～ 令和 5 年度	0	企業局総務課	○
25	宮崎県体育館、宮崎県ラ イフル射撃競技場及び宮 崎県総合運動公園有料 公園施設	宮崎県体育・スポーツ 振興グループ (構成員) 公益財団法人宮崎県 スポーツ施設協会 公益財団法人宮崎県 スポーツ協会	令和 2 年度～ 令和 6 年度	312,401	教育庁 スポーツ振興課	○

第3 監査の総括

1. 指摘事項・意見の全体像

全体では指摘事項48件、意見118件であった。以下では指摘事項または意見の件数を監査の視点に着目して示す。ただし、複数の視点に関連する指摘事項または意見は、最も関連が深いと考えられる項目の指摘事項または意見とした。

なお、平成 21 年度の包括外部監査(以下「監査」という。)の指摘事項・意見の改善状況は以下の3区分にて記載している。

- ・改善されている
- ・改善が不十分
- ・改善されていない

平成 21 年度の監査の改善状況のうち改善が不十分あるいは改善されていないと示したもののうち、今回の監査では指摘事項または意見としなかったものもある。これについては今回の監査で重点を置かなかっただけであり、今後の改善を希望する。また、平成 21 年度の監査では指摘事項・意見として取り上げられたが、今回の監査では重要と認識しなかった一部の指摘事項・意見については記載を省略した。

監査の視点		指摘事項	意見
監査結果の総括・制度所管課			
ア	施設のあり方、指定管理者制度導入	0	0
イ	指定管理者選定手続と協定書	0	4
ウ	指定管理料の算定、利用料金制、自主事業	0	0
エ	施設の管理運営と県のモニタリング	1	3
オ	その他	0	1
小 計		1	8
指定管理者制度導入施設各論・施設所管課			
ア	施設のあり方、指定管理者制度導入	0	0
イ	指定管理者選定手続と協定書	6	29
ウ	指定管理料の算定、利用料金制、自主事業	4	24
エ	施設の管理運営と県のモニタリング	37	57
オ	その他	0	0
小 計		47	110
合 計		48	118

2. 監査結果の総括

監査結果の総括とは、指定管理者制度導入施設(以下「施設」という。)の個別検討の結果、複数の施設に共通した意見等を踏まえて、次の観点で重要と考えた事項である。特に制度所管課である総務部人事課行政改革推進室に対応を求める事項である。

- ・ 当年度の包括外部監査で意見等として記載されていない施設や、現場視察していない施設においても同様に検討を望む事項
- ・ 意見を記載した対象施設だけではなく、全体的に対応することで、より実効性が高まると考える事項
- ・ 個別の施設では意見として取り上げていないが、制度所管課として対応が望まれる事項

● 募集・選定

(1)1 者応募について【意見】

指定管理候補者の募集に際しては、競争性を確保するため、制度所管課と各施設所管課とで、県公報、県ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、経済団体の広報誌等様々な媒体による広報を行っている。しかし、広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。

応募は1者のみであるが現地説明会には複数参加している施設もあるようである。各施設所管課が1者応募解消に向けた取り組みを行うことはもとより、県全体として施設所管課のみでなく制度所管課も共に原因、対策を検討し、取り組まれることを望む。施設によってはサウンディング^(注)型市場調査の実施を検討されるのも一案と考える。

(注)サウンディングは、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法である。また、対象事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するものである。(出所:国土交通省地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き)

(2) 指定管理候補者選定委員会委員の利害関係の確認について【意見】

指定管理候補者選定委員会の委員については、一般的に利害関係者と考えられる者については委員に選任しないよう努めることとしている（「指定管理者指定手続等の手引」）が、定型の様式がなく、施設所管課任せになっており、利害関係を確認していないところもあった。

県全体として利害関係の有無を確認するため、委員就任時の委嘱承諾書に利害関係がない旨を記載する等の統一した様式の作成を検討し、各施設所管課へ周知を図られたい。

● 協定書

(3) 協定書の内容の事前確認について【意見】

今回の監査で各施設所管課の協定書の内容について、リスク分担、修繕費等の考え方、自主事業内容、モニタリング内容等の多くの課題が発見されている。

これらは各施設所管課の知識不足、経験不足等によると考えられるが、協定書の内容は指定管理者に与える影響が大きいことから、各施設所管課が締結予定の協定書について、事前にレビュー等のチェックを行うといった取り組みを検討されたい。

＜チェック例＞

- ・リスク分担に問題ないか。
- ・修繕費等の金額、考え方に問題はないか。
- ・自主事業の内容に問題はないか。
- ・モニタリング実施内容に問題はないか。

(4) 外部第三者委託に関する承認等について【意見】

外部の第三者への委託が行われているが、その承認内容等は施設所管課によって異なっている。

第三者への委託事例は多く、承認を行っていない、承認していたとしても細部まで確認していないといった事例が多く見受けられた。具体的な留意事項等を明確にするため、県全体で、再委託承認に係る統一様式の作成、再委託承認にあたり確認すべき事項等を検討されたい。

● モニタリング

(5) 業務報告書、事業報告書に関する審査内容について【意見】

「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領(以下「モニタリング実施要領」という。)」には、主な審査内容の記載がある。しかし、各施設所管課で審査自体は実施されているものの項目に基づく審査実施の証跡が残されている事例はほとんどなかった。審査内容について、県としての統一的な実施方法や具体的な対応方法を検討することが望まれる。

また、平成 21 年度の包括外部監査報告書では、業務報告書等に関するチェックリストの作成及び運用が意見として記載されていた。

しかし、チェックリストの作成、運用についてチェックリスト自体が存在しないケースや業務報告書、事業報告書(書面審査)のチェックリストと実地調査時のチェックリストを混同しているケース等が散見された。審査を効率的、効果的に実施するためにチェックリストのルール化、運用について検討が必要である。具体的には様式例を定め、モニタリング実施要領との関連性を明確にすることが望まれる。

* 主な審査内容(モニタリング実施要領より抜粋)

業務報告書	事業報告書	実地調査
<ul style="list-style-type: none"> ・業務は適正に実施されているか ・利用状況は順調に推移しているか ・利用料金は順調に収受されているか ・利用者からの苦情や事故・トラブルへの対応は適切か <p>等、協定(仕様書)や管理規則、事業計画書に示す基準と照らし業務が適切に実施されていない場合は改善を指示することとし、重要と思われるものについては文書によるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務が適正かつ確実に実施されたか ・利用状況は前年度と比較して改善したか ・収支決算状況は適正か ・保守点検、修繕、安全管理対策は適切に実施されたか ・利用者満足度調査結果、苦情等を改善に生かしているか ・運営目標は達成されたか ・広報の実施は適切に行われたか ・個人情報保護は適切に図られたか <p>事業報告書の承認にあたっては、上記基準等に沿って所管</p>	<p>各施設の設置目的、特性、運用形態、事業内容等の違いにより審査内容も大きく異なるが、基本的な内容は概ね以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務が管理規則、協定書(仕様書)に基づき適正かつ確実に実施されているか ・施設の安全管理、事故の未然防止対策が適切に行われているか ・利用者の平等利用が図られているか(利用不許可、差別的取扱、減免等有無) ・利用者に対する受付、対応、相談、情報提供等が適切に行われているか

	<p>課としての評価を行い、評価結果も併せて指定管理者へ通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置、組織体制は適正か ・施設・設備等の保守点検、修繕は適切に実施されているか ・施設内の衛生管理は適正か ・法令遵守が図られているか ・個人情報保護が適切に行われているか ・帳簿の備え付けは適正に行われているか ・適正な会計処理が行われているか ・苦情・要望受付体制は適正か ・日々の管理運営、事業実施状況、苦情・トラブル等記録した業務日報はあるか ・備品が滅失していないか ・施設が無断で改変されていないか
--	---------------------------------------	--

(6)決算書等報告に関する審査表について【指摘事項】

決算書等報告にあたっては指定管理者の財務内容の分析のため審査表を作成する旨がモニタリング実施要領に記載されている。しかし、各施設所管課で具体的に財務分析が実施されている事例はなかった。

審査表の様式がないこと、具体的なチェック内容は不明瞭であること等を理由に、各施設所管課で運用されていなかった。このため、審査表の様式を作成するとともにチェック内容を具体的に定めるべきである。

* 審査表(モニタリング実施要領より抜粋)

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(7) 第三者評価について【意見】

第三者評価は次期指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)時に行っている。議事録はあり各種意見が委員から出されている。しかし、当該内容の集約等を行われていない。また、選定がまとめて行われる施設もあり、評価・検討時間が短すぎると感じられる施設もあった。

第三者評価の意見等を集約し、「管理運営評価」に別途記載欄を設ける等により評価の客観性が一層確保される。検討課題の多い施設については選定委員会とは別に時間をかけて第三者評価を実施したほうが前述した1者応募の課題等も含め多様な意見を集約していけるものとする。

(8) 事業計画書のモニタリング実施要領への記載等について【意見】

事業計画書は指定期間の各年度が始まる前に指定管理者に提出を求めており、基本協定書には記載されている。業務報告書及び事業報告書の審査については、モニタリング実施要領に審査事項等の記載がある。しかし、事業計画書に対する審査については、各年度の事業開始前に施設所管課において審査されていると思われるが、その審査事項等(スケジュール、内容、目標等)についてはモニタリング実施要領には記載がない。

よって、事業計画書についても PDCA(審査された適切な事業計画書に沿った業務が実施されたかどうか、事業報告書により業務内容の検討改善が行われる)や審査の観点からモニタリング実施要領に記載しモニタリングをより効果的に実施することを検討されたい。また、審査結果についてはチェックリスト等により証跡を残すことが望まれる。

● その他

(9) 指定管理者制度の知識習得について【意見】

施設所管課の担当者に各種ヒアリングを実施したが、全般的に指定管理者制度に対する知識不足が感じられた。人事異動により担当者の変更が一定期間で行われるため、指定管理者制度に対する知識を担当者が個別に習得することは容易でないと考えられる。

研修会の定期的な実施等、知識習得のための取り組みを県全体として強化されたい。

3. 指摘事項・意見の概要(指定管理者導入施設各論)

今回の監査における指摘事項及び意見の概要(指定管理者導入施設各論)は以下の通りである。これは各施設の施設所管課に対応を求める事項である。

ある施設では取り上げられている指摘事項及び意見が別の施設では取り上げられていないことがある。これは各施設における重点事項が違うだけであり、施設所管課においては他の施設における指摘事項及び意見が自施設において該当するものはないかを確認いただきたい。

なお、表中の監査の視点は以下の通りである。

ア	施設のあり方、指定管理者制度導入
イ	指定管理者選定手続と協定書
ウ	指定管理料の算定、利用料金制、自主事業
エ	施設の管理運営と県のモニタリング

【1. 宮崎県男女共同参画センター(生活・協働・男女参画課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	① 1者応募について 競争性確保のために広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、応募に当たっての参入障壁を明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。		○
	② 施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について 指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。	○	
エ	① 事業報告書提出時期について 基本協定書には事業報告書を毎年度終了後30日以内に提出することと記載されているが、令和2年度の事業報告書は提出日と受付日が令和3年3月31日となっていた。事実上事業年度末日に事業報告書提出は無理なはずであるから、別途履行確認の方法を検討すべきと考える。		○

	<p>② 実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、所見の欄に記載されていたコメントは皆無に近い状態であった。</p> <p>特に収支の状況について収支決算書の数値の何をもって「適」と評価したのか不明であった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているのであるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。</p>		○
	<p>③ 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	

【2. 宮崎県立芸術劇場(メディキット県民文化センター)(みやざき文化振興課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 指定管理者の公募について</p> <p>本施設の課題等を踏まえると、県が指定管理者として選定できる事業者は、現時点においては本財団法人以外にはないと考えられる。</p> <p>このため、県は、本施設及び本財団法人の状況を考慮し、上記の課題等が将来的に解消又は一定の整理がされることにより応募の環境が整うまでの間、指定管理者の選定は非公募によることを検討されたい。非公募により指定管理者を選定することで、公募手続に係る事務負担を軽減できるだけでなく、本財団法人の役職員の雇用維持、ひいては本施設の継続的かつ安定的な運営が期待され、新宮崎県公社等改革指針の内容にも沿うものになる。</p>		○

	<p>② 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手してないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>		○
ウ	<p>① 令和2年度の指定管理料額について</p> <p>指定管理者が提案した金額と年度協定書における指定管理料の額が異なる場合、特に、提案した金額より少ない額で年度協定書の指定管理料の額が決定される場合においては、指定管理者へ過度な負担を強いて年度協定書の締結に至っている可能性を否定できず、また、指定管理料の額の妥当性にも疑念が生じかねない。</p> <p>このため、県は、年度協定書における指定管理料の額を決定するに際し、指定管理者が提案した金額と異なる金額で締結する場合には、指定管理者と行った具体的な協議内容を文書化すべきである。</p>		○
	<p>② 修繕費に係る指定管理者の負担について</p> <p>基本協定書の修繕の具体的な内容、対象範囲が不明瞭である。また、指定管理者が負担すべき修繕費の上限額が定められていない。指定管理者に過度な修繕を負わせる可能性があるとともに、年間修繕金額が多額となる場合は、指定管理者が修繕を控え、本来は修繕すべきと考えられる箇所が適時に修繕されない可能性もある。</p> <p>これらを踏まえ、県は、指定管理者が負担すべき修繕の対象を明確化するとともに、修繕の上限額として責任限度額を定め、これを超えて修繕する必要が生じた場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。</p>		○
	<p>③ 県委託料を財源とした改修等工事について</p> <p>県は、令和2年度において、指定管理者へ設備の改修等に必要な費用を委託料として支出している。これを受けて、指定管理者は県からの委託料を財源に、各種の改修等の工事を発注している。</p> <p>基本協定書における指定管理者が施設、設備、備品、資料等の損傷時に負担すべきリスク分担の内容が不明瞭である。このため、改修等工事について、そもそも指定管理者が工事を行うべきか、県が工事を</p>		○

	<p>行うべきかが判別できない。</p> <p>ただし、工事等の内容を見ると、一般的に非定例的な工事であると考えられる。基本協定書によれば、非定例的工事であれば県がリスク負担すべきと考えられる。</p> <p>また、工事費用の財源を見ると、「南側三角部パネル補修工事」については、工事費の一部を指定管理者が負担している。リスク分担上、本来は県が工事費用を負担すべきと考えるならば、指定管理者に負担させる根拠はない。このため、県は、基本協定書において指定管理者が負担すべき修繕の対象を明確化するとともに、県がリスク負担すべき改修工事等は、原則として県の費用負担の下、県で直接工事を実施されたい。また、例外的に指定管理者で工事する場合は、県と指定管理者とのリスク分担を整理した上で、県と指定管理者で行った協議内容等が明確に記載された文書を作成されたい。</p>		
エ	<p>① 第三者への委託の承認手続について</p> <p>本施設においては、一部業務等について第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。第三者への委託が原則として禁止される趣旨は、事故の発生リスクの増大、事故発生時の責任の所在が不明確になること等が懸念されるためである。</p> <p>これらを踏まえると、県が第三者への委託の承認を行う際には、当該懸念の内容を踏まえ、委託に係る重要な事項を把握した上で、慎重に判断すべきである。ここで、委託に係る重要な事項には、第三者への委託予定の業務内容のみならず、委託予定業者名、委託予定金額等の情報も含まれると考える。</p> <p>このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>		○
	<p>② 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」には、主な審査内容が記載されている。</p> <p>指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、</p>		○

	<p>重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>		
	<p>③ 決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」で求められる審査表は作成されていない。</p> <p>県によれば、指定管理者の財務分析については、公社等経営評価シートによって、流動比率等の財務状況を審査しており、公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することで、審査表の作成に代えているとのことである。</p> <p>しかし、公社等経営評価シートは公社等外郭団体の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公社等経営評価シートの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。</p> <p>これらを踏まえると、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」で求められる審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	○	

【3. 宮崎県東京学生寮(財産総合管理課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。</p> <p>現地説明会に複数参加しているにもかかわらず応募が1者の理由を質問したところ原因追及していないとのことであった。競争性確保のために広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、現地説明会に参加して応募していないところに応募しなかった理由をヒアリング</p>		○

	して何が応募に当たっての障壁になったかを明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。		
ウ	<p>① 自主事業について</p> <p>指定管理者は自主事業としてコインランドリー事業を行っている。募集要領によれば実施前の県の承認、協定締結時の協議が定められている。また、県によれば、自主事業は事業計画書において示され、業務仕様書の⑭その他東京学生寮の管理運営に必要な業務に入っているとのことであった。</p> <p>自主事業について事業計画書には明示されておらず、収支計画書に記載があるのみとなっており、業務仕様書にもはっきりとは示されていない。自主事業の承認プロセスが明らかになるように文書化するとともに仕様書、協定書にも記載をして指定管理者と県との間での自主事業に関する合意を明確化しておくべきと考える。</p>		○
エ	<p>① 備品管理の規定方法について</p> <p>宮崎県東京ビルに関する備品管理の方法、報告については安全管理マニュアルの備品管理(台帳整備、備品管理)に規定されている。一方で学生寮については基本協定書に備品管理に関する定めがある。学生寮の備品管理は安全管理マニュアルに従って行う旨を基本協定書に定めることで備品管理の方法がより明確になるものとする。</p>		○
	<p>② 第三者委託の検討資料について</p> <p>ビル設備の点検・保守・清掃等については指定管理者が第三者に委託している部分がある。毎年度第三者への再委託の承認を行っているが、再委託先は前年度と同じであった。再委託先検討の資料はないとのことであった。委託先検討の結果、合理的理由により同一業者への委託が継続することは問題ない。しかし、少なくとも指定期間当初においては複数の業者から見積りを徴する方法等で経費縮減又は適正価格の維持が図られるように再委託先の検討をし、検討資料を残すことが望まれる。</p>		○
	<p>③ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、業務報告書、事業報告書の審査ポイントにつきチェックリストを用いて確認する考えはなく、それらも実地調査時のチェックリストと混同しているかに思えた。</p> <p>各書類入手時に確認は行っているので担当者変更による漏れ防止</p>		○

	や説明責任を果たすうえでモニタリング証跡をチェックリスト等により残すようにすべきである。		
	<p>④ 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	

【4. 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター(福祉保健課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>第1期に複数者の応募があった以降、第2期からは1者のみの応募にとどまっている状況が続いている。県によれば、募集の段階で、複数の業者に応募への声掛けをしているものの、結果としては、現在の指定管理者以外に手を挙げるところがない、とのことであった。原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、県が指定期間を3年間としていることから、複数者からの応募がないことは問題があると考えられる。</p> <p>このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討することが望まれる。</p>		○
ウ	<p>① 自主事業について</p> <p>指定管理者は、自主事業としてヨガ教室やフラダンス教室等を主催しているが、その承認については、指定管理者選定時に提出される事業計画書の添付資料として自主事業計画書も提出され、それも含めて、県での包括的な指定管理者に関する選定となっているだけで、別途、自主事業に関する利用ごとに県の承認の文書があるわけでは</p>		○

	ない。自主事業の承認プロセスが明らかになるように文書化するとともに仕様書、協定書にも記載をして指定管理者と県との間での自主事業に関する合意を明確化しておくべきと考える。		
エ	<p>① 再委託について</p> <p>基本協定書によれば、指定管理者がその業務の一部を第三者に委託する場合には、県の承認を得ることとなっているが、県への再委託業務の承認申請、県による承認という基本協定書に定める手続がなされていなかった。</p>	○	
	<p>② 収支差額について</p> <p>収支計算書を確認したところ、令和2年度の収支差額は、収入と諸費用の他に、本社管理費として費用を計上したため、結果としてゼロとなっていた。ヒアリングによれば、これまで本社管理費を計上していなかったが、指定管理者の本社の関与があることを明らかにするために、本社管理費を計上したとのことであった。</p> <p>本社管理費の計上自体を否定するつもりはないが、収入と諸費用の差額のすべてが本社管理費で、結果として収支差額がゼロという決算書は適切であるとは言えない。例えば、定額もしくは収入の一定割合という形で、本社管理費の計上の方法について事業計画書上で明らかにしたうえで、その方法に基づいた本社管理費の計上を行い、結果としての収支差額を算定しなければ、本来の指定管理施設の収支は明確にならないと考えられる。</p>	○	
	<p>③ 過年度開示済みの「指定管理者制度導入施設の管理運営実績について」(調査票)の遡及修正について</p> <p>当該施設における令和元年度の指定管理者制度導入施設の管理運営実績についての調査票(ホームページで公開)では、平成30年度と令和元年度の収支差額がそれぞれ5,584千円、6,005千円として開示されているが、令和2年度のそれでは、平成30年度、令和元年度ともに収支差額がゼロとなっており、過年度に開示された収支差額の数値が遡及されて修正されていた。</p> <p>②に記載したとおり、これまでも発生していたであろう本社管理費を計上したことにより、過年度の数値も修正したとのことであったが、いったん公開された過年度の数値を遡って修正することは原則的には許されない措置であると考えられ、仮にそのような措置があった場合でも、利用する読者が分かりやすいように、どの部分の数値を、どのような理由で修正を行ったのか、それらのことも分かりやすく調査票に記載すべきである。</p>	○	

	<p>④ 備品の管理について</p> <p>備品の管理については、運営委託開始時に、貸し付ける備品のリストを確認し、また年に一度、指定管理者とともに目視確認している。ただし、県自体で備品の実査を行っているわけではなく、またそのリストを持っているわけではない。今後は、指定管理者が実施した備品のチェックリストを入手するとともに、県自体もサンプリングで実査を実施するなどの対応が必要であり、それらを包括的に記載した業務仕様書の作成が必要であると考えられる。</p>		○
	<p>⑤ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、業務報告書、事業報告書の審査ポイントにつきチェックリストを用いて確認する考えはなく、それらも実地調査時のチェックリストと混同しているかに思えた。</p> <p>各書類入手時に確認は行っているので担当者変更による漏れ防止や説明責任を果たすうえでモニタリング証跡をチェックリスト等を用いて残すようにすべきである。</p>		○
	<p>⑥ 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	

【5. 県立視覚障害者センター(障がい福祉課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページにより行っている。募集要項について条件等見直しを検討した調書は無かつ</p>		○

	<p>た。競争性確保のために施設所管課が広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。</p>		
	<p>② 施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について 指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。</p>	○	
	<p>③ 指定管理期間について 当該施設は指定管理期間を3年としている。施設の運営においては一定の専門性が不可欠であるため指定管理期間を5年とする考え方もあるが、県は国庫補助の基準額に基づいて指定管理料の積算をしており、基準額の変更等行政的事情の変化に的確に対応するため3年としている。しかし九州内では佐賀県、長崎県及び鹿児島県が指定管理期間を5年としており、工夫すれば県が指定管理期間を3年としている理由に該当するケースは薄れているのではないかと推測するところである。したがって、指定管理期間を5年にしない理由を再検討すべきではないかと考える。</p>		○
ウ	<p>① 指定管理料の算定について 指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、必要に応じて同種同規模の他県事例と比較して、著しい差異がないか検証するのが望ましい。</p>		○
エ	<p>① 実地調査の審査について 「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、チェックリストに記載されている確認方法は制度所管課が示した一例のみであった。必要に応じて施設に適した具体的な確認方法の見直しを行い、モニタリングの実効性確保に努めるべきである。</p>		○
	<p>② 決算書等報告の審査表について 指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管</p>	○	

	<p>理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>		
--	--	--	--

【6. 県立聴覚障害者センター(障がい福祉課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページにより行っている。募集要項について条件等見直しを検討した調書は無かった。競争性確保のために施設所管課が広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。</p>		○
	<p>② 施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について</p> <p>指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。</p>	○	
	<p>③ 指定管理期間について</p> <p>当該施設は指定管理期間を3年としている。施設の運営においては一定の専門性が不可欠であるため指定管理期間を5年とする考え方もあるが、県は国庫補助の基準額に基づいて指定管理料の積算をしており、基準額の変更等行政的事情の変化に的確に対応するため3年としている。しかし九州内では佐賀県、長崎県及び鹿児島県が指定管理期間を5年としており、工夫すれば県が指定管理期間を3年としている理由に該当するケースは薄れているのではないかと推測するところである。したがって、指定管理期間を5年にしない理由を再検討すべきではないかと考える。</p>		○

ウ	<p>① 指定管理料の算定について</p> <p>指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないので、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、必要に応じて同種同規模の他県事例と比較して、著しい差異がないか検証するのが望ましい。</p>		○
エ	<p>① 実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、チェックリストに記載されている確認方法は制度所管課が示した一例のままであった。必要に応じて施設に適した具体的な確認方法の見直しを行い、モニタリングの実効性確保に努めるべきである。</p>		○
	<p>② 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	

**【7. 宮崎県青島青少年自然の家(宮崎県青島少年自然の家)(こども家庭課)
宮崎県むかばき青少年自然の家(宮崎県むかばき少年自然の家)(こども家庭課)
宮崎県御池青少年自然の家(宮崎県御池少年自然の家)(こども家庭課)】**

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 3施設パッケージでの指定管理者募集について</p> <p>青島青少年自然の家、むかばき青少年自然の家、御池青少年自然の家の3施設については、1施設ごとにかかなりの規模の施設であるだ</p>		○

	<p>けではなく、地理的にかなり離れているところであるにも拘らず、3施設がパッケージでの指定管理者の募集を行っている。県によれば、3施設とも同一の理念に基づく施設であり、県から施設への連絡時に、1ヶ所にだけ連絡すれば済むという容易さの他、様々なメリットもあって、パッケージでの募集になっている、ということであった。</p> <p>しかし、第1期の指定管理期間では複数者の応募があった以降、第2期以降は1者の応募のみにとどまっており、競争が働かなくなっていることも事実である。県の事情で指定管理施設の募集方法を検討するだけではなく、如何に応募がしやすい環境を作るか、という視点から募集方法を工夫するとすれば、1施設ごとにそれぞれ指定管理者を募集するという方法も一つの方法であると考えられる。</p>		
エ	<p>① 実施事業の変動について</p> <p>令和2年度は、コロナ禍により休館もあったことから、利用者数も減少し、計画していた事業も7割程度の実施にとどまっている。そのため、水道光熱費をはじめとした利用者数によって増減する変動費は実績が予算を大きく下回ったが、収支の状況を見ると、ほぼ計画通りの収支結果となっている。収支結果だけを見れば、変動費の減少分をそのまま修繕費にあてたように見受けられかねない。</p> <p>このため、事業計画書に記載された費用を修繕費等の他の費用に回す際には、金額や必要性等に応じ、県による事前承認を必要とするなど、適切な手続きを定めておくことが望ましいと考える。</p>		○
	<p>② 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	

【8. 宮崎県林業技術センター(森林経営課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>第1期目以降、現在の指定管理者の応募のみにとどまっている。もちろん、地理的条件等により、その他の民間会社が手を出しづらい施設であることは想像がつくところである。しかし、それでもなお継続的に競争性を高めるために業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討することが望まれる。</p>		○
ウ	<p>① 自主事業について</p> <p>指定管理者は、自主事業として工作技術の指導教室等を主催しているが、その承認については、指定管理者選定時に提出される事業計画書の中で記載されており、それについて県での包括的な指定管理者に関する選定となっているだけで、別途、自主事業に関する利用ごとに県の承認の文書があるわけではない。自主事業の承認プロセスが明らかになるように文書化するとともに仕様書、協定書にも記載をして指定管理者と県との間での自主事業に関する合意を明確化しておくべきと考える。</p>		○
エ	<p>① 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡はメモ等により一部残されているものの、網羅的に全てを確認したかどうか判別しづらくなっている。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>		○
	<p>② 決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p>	○	

	<p>県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて審査しているとのことであった。しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。</p> <p>これらを踏まえると、審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>		
--	---	--	--

【9. 宮崎県川南遊学の森(環境森林課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>1者のみの応募が1期目から現在の指定期間(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)まで継続している。</p> <p>県によれば、公益性の高い業務であること、業務を任せられる民間の森林ボランティア団体が育っていないこと、当該団体が近隣にないこと、業務実施に当たっての人脈の欠如、業務実施時の負担の重さ等が原因ではないかとのことである。これらの原因分析を踏まえた具体的な対応策は検討中とのことである。</p> <p>森林の維持管理という業務内容の公益性の高さ等を考えると、広報等に積極的に取り組んだだけでは結論は変わらない可能性があるため、民間団体との更なる対話を通じて対応策を検討する必要がある。</p>		○
エ	<p>① 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書及び事業報告書に関連する稟議文書を閲覧したところ、回覧時の押印が審査の主な証拠であり具体的な審査内容が分かりづらい。また、指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領</p>		○

	<p>に記載された主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。結果として、説明責任の観点から審査の実施結果に係る情報が不足していると考えられる。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>		
	<p>② 決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて審査しているとのことであった。しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。</p> <p>これらを踏まえると、審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	○	

【10. 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森(森林経営課 森林管理推進室)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>過去の指定期間においては、現指定管理者を含む2者からの応募が</p>		○

	<p>あったこともあるが、現在の指定期間(令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間)及び前指定期間(平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間)については、現指定管理者のみの 1 者による応募が継続している。しかし、県は、複数者から応募されない具体的な原因を把握するための調査分析は実施していない。</p> <p>本施設に係る指定管理業務の内容を踏まえると、「森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務」のように一部専門的な知識が必要であるとしても、原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、県が指定期間を 3 年間としていることから、複数者から応募されないことは問題が大きいと考える。</p> <p>このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討されたい。</p>		
	<p>② 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、指定管理者となっている法人等の役員は除外するなど、一般的に利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手してないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>		○
ウ	<p>① 修繕費の精算について</p> <p>本施設における令和 2 年度の修繕費総額は、2,753,881 円であり、概算額 150 万円を大きく上回っている。このように、修繕費総額が基本協定書に記載の年間金額を上回る場合の取り扱いについては基本協定書等において特段の記載がない。結果として、指定管理者の持ち出しで施設の修繕が実施されたことになり、指定管理者に過度な負担を強いているのみならず、精算制度の導入目的である必要な修繕を控えるリスクを抑えることもできていないこととなる。</p> <p>このため、県は、基本協定書における修繕の概算額を超えて修繕する必要が生じた場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。</p>		○

	<p>なお、令和3年度においては過去の実績を考慮し基本協定書における修繕費の金額を200万円と増額設定されており、一定の対応がなされていると考えられるが、上記の内容を踏まえ、修繕費に係る一層の検討を期待する。</p>		
エ	<p>① 第三者への委託の承認手続について</p> <p>基本協定書第18条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができるとされている。</p> <p>本施設においては、第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。</p> <p>このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>		○
	<p>② 備品管理について</p> <p>県へ備品管理に関して、備品台帳の整備及び提供並びに備品の現物確認の実施状況を確認したところ、備品の現物確認については、備品を所管する環境森林課総務担当において、指定管理者立ち会いの上実施しているとのことである。</p> <p>備品の現物確認が行われた文書を閲覧したところ、令和2年2月に備品調査が行われた旨の記載はあるものの備品一覧表には各備品に係る現物の有無は記載されていなかった。また、施設所管部署である森林管理推進室は、当該文書を環境森林課総務担当から入手していなかった。</p> <p>このため、備品管理の重要性を踏まえ、県は備品の現物確認を行った際は、備品一覧表に各備品に係る現物の有無を記載するとともに、施設所管部署と備品調査の実施部署が異なる場合には、両部署で連携を行い、施設所管部署としても備品調査の実施結果を入手されたい。</p>		○
	<p>③ 業績評価指標について</p> <p>令和2年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、ふれあいの森利用者数、オートキャンプ場利用者数、主催事業参加者数及び収支状況が記載されている。県としては事業計画書における計画値を目標値としているとのことである。しかし、指定管理者が提出した事業計画書に記載の利用者数等</p>		○

	<p>は、事業者としての計画値であり、選定委員会等の議事録において事業計画書における計画値を目標値としている旨の記載は確認できなかった。また、管理運営実績では「主催事業参加者数」も指標であるが、当該指標については事業計画書に記載はない。</p> <p>指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。</p> <p>このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。事業計画書における計画値を目標値とする場合には、その旨を文書化して明示されたい。</p>		
	<p>④ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書及び事業報告書に関連する稟議文書を閲覧したところ、回覧時の押印が審査の主な証拠であり具体的な審査内容が分かりづらい。また、指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領に記載された主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証拠は残されていない。結果として、説明責任の観点から審査の実施結果に係る情報が不足していると考えられる。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証拠として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証拠を残すようにすることが望ましい。</p>		○
	<p>⑤ 収支決算書における減価償却費の計上について</p> <p>県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に減価償却費が計上されている。減価償却費は、固定資産の取得に伴い生じる費用であり、非資金項目であることから、収支決算書への記載はなじまないこととなる。複合コピー機等に係る減価償却費が計上されている根拠について県は確認していないとのことである。</p> <p>基本協定書によれば、ひなもり台県民ふれあいの森の管理事業収支計算書の提出が求められているが、これは指定管理料、利用料金、人件費、需用費等の資金のやりとりを前提にした収支に関する書類である。</p> <p>このため、県は、提出される計算書の内容を把握し、指定管理者へ適</p>		○

	切な収支計算書の作成について指導されたい。		
	<p>⑥ 決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて審査しているとのことであった。しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。</p> <p>これらを踏まえると、審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	○	

【11. 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森(森林経営課 森林管理推進室)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>過去の指定期間においては、制度導入当初より現指定管理者のみの1者による応募が継続している。しかし、県は、複数者から応募されない具体的な原因を把握するための調査分析は実施していない。</p> <p>本施設に係る指定管理業務の内容を踏まえると、「森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務」のように一部専門的な知識が必要であるとしても、原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、県が指定期間を3年間としていることから、複数者から応募されないことは問題が大きいと考える。</p> <p>このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するため</p>		○

	<p>に、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討されたい。</p>		
	<p>② 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、指定管理者となっている法人等の役員は除外するなど、一般的に利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手してないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>		○
エ	<p>① 第三者への委託の承認手続について</p> <p>基本協定書第 15 条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができるとされている。</p> <p>本施設においては、第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。</p> <p>このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>		○
	<p>② 業績評価指標について</p> <p>令和 2 年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、利用者数、主催事業参加者数、研修会等参加者数及び収支状況が記載されている。県としては事業計画書における計画値を目標値としているとのことである。しかし、指定管理者が提出した事業計画書に記載の主催事業参加者数は、事業者としての計画値であり、選定委員会等の議事録において事業計画書における計画値を目標値としている旨の記載は確認できなかった。また、管理運営実績では「利用者数」及び「研修会等参加者数」も指標であるが、当該指標については事業計画書に記載はない。</p> <p>指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられ</p>		○

	<p>る。このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。</p> <p>このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。事業計画書における計画値を目標値とする場合には、その旨を文書化して明示されたい。</p>		
	<p>③ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書及び事業報告書に関連する稟議文書を閲覧したところ、回覧時の押印が審査の主な証拠であり具体的な審査内容が分かりづらい。また、指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領に記載された主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証拠は残されていない。結果として、説明責任の観点から審査の実施結果に係る情報が不足していると考えられる。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証拠として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証拠を残すようにすることが望ましい。</p>		○
	<p>④ 決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて審査しているとのことであった。</p> <p>しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。</p> <p>これらを踏まえると、審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実</p>		○

	<p>施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>		
--	---	--	--

【12. 宮崎県機械技術センター(企業振興課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>参入条件については、外部有識者による選定委員会において、業務実施に必要な条件を整理した内容で募集をしている。</p> <p>これまで、第3期においては、他に民間企業1者からの応募があったが、第1期、第2期、第4期においては機械技術振興協会の1者のみの応募であった。現在の第4期(令和元年度から5年度)の募集に当たっては、県の広報に加え、県産業振興機構や工業技術センター等のメールマガジンでの周知に努めるとともに、新規参入者が十分な準備ができるよう2か月間の比較的長い募集期間を設けたが、募集要項について条件等見直しを検討した調書は無かった。広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。</p>		○
ウ	<p>② 施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について</p> <p>指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。</p>	○	
	<p>① 指定管理料の算定について</p> <p>指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、県内の指定管理者実績や他県の同様な指定管理者情報等幅広く情報を得ることによって、本来縮減できる費用が見過ごされていないか検討すべきと考える。</p>		○

エ	<p>① 指定管理業務の再委託について</p> <p>令和2年度に庁舎警備業務等について、県は基本協定書第17条の規定に基づく事業計画の承認において委託料予算を認めているが、指定管理者が業務を再委託する場合には、別途、基本協定書第14条第2項に基づく再委託の承認が必要であることから、事前に指定管理者に対して再委託承認の手続きを行うべきである。</p>	○	
	<p>② 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、チェックリストに記載されている確認方法は制度所管課が示した一例のままであった。必要に応じて施設に適した具体的な確認方法の見直しを行い、モニタリングの実効性確保に努めるべきである。</p>		○
	<p>③ 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」に記載されている審査表は作成していない。その代わりに県は機械技術センターの指定管理者である宮崎県機械技術振興協会について、「新宮崎県公社等改革指針」の対象法人として、例年、「公社等経営評価シート」を作成し、過去3年間の決算書等を比較し、法人の効率性・健全性を審査している。</p> <p>公社等経営評価シートは公社等外郭団体の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「指定管理者のモニタリングのために作成する審査表については、公社等経営評価シートの審査によって代えている」旨を記載した文書は確認していない。公社等経営評価シートの審査によって代えているのであれば、その旨を記載した文書が必要であるし、なにより、指定管理者に対する審査表による審査した結果が必要(どのような分析をして、問題があるのか、ないのか)であるが、そのような結果を示す文書はない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p>	○	

	決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。		
--	------------------------------------	--	--

【13. 県営国民宿舎えびの高原荘 及び 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設(観光推進課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手してないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>		○
ウ	<p>① 修繕費の責任限度額について</p> <p>本施設における令和2年度の修繕費総額は、7,236,892円であり、責任限度額300万円を大きく上回っている。このように、修繕費総額が基本協定書に記載の年間責任限度額を上回る場合の取り扱いについては基本協定書等において特段の記載がない。結果として、指定管理者の持ち出しで施設の修繕が実施されたことになり、指定管理者に過度な負担を強いている可能性がある。</p> <p>年間責任限度額には、保守点検作業等に要する経費及び県有物品以外の物品の修繕等に要する経費並びに指定管理者の管理の瑕疵によるものは含まない。しかし、県は、これらを判断するための修繕費の詳細な内訳を把握していない。</p> <p>このため、県は、発生した修繕費の内訳を詳細に把握するとともに、基本協定書における修繕の責任限度額を超えて修繕する必要がある場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。</p>		○
	<p>② 自主事業に係る承認と収支状況について</p> <p>自主事業についての募集要領と事業計画書等の記載と文言が不一致であるだけでなく、自主事業と明記されておらず、指定管理業務で</p>	○	

	<p>あるかのように見誤る可能性を否定できない。</p> <p>また、収支状況を記載した書類においては、収入については指定管理業務と区分した記載があるものの、支出については区分されておらず、指定管理者指定手続等の手引及び募集要領の規定に沿っていない。結果として、指定管理者が実施した自主事業に係る具体的な内容及び支出状況が不明確である。</p> <p>このため、県は、指定管理者に対して事業計画書等において自主事業の具体的な内容及び支出状況の記載を求めるべきである。なお、指定管理業務の性質等に鑑み、自主事業と指定管理業務の支出を区分する必要がないと判断する場合は、その旨を募集要領等で明記すべきである。</p>		
エ	<p>① 第三者への委託の承認手続について</p> <p>基本協定書第 15 条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができるとされている。このため、県に対して、指定管理者へ第三者への委託について事前の承認を行っているか質問したところ、承認手続は行なっていないとのことである。これらを踏まえ、県は、第三者への委託の承認手続を適切に実施すべきである。</p> <p>委託に係る重要な事項には、第三者への委託予定の業務内容のみならず、委託予定業者名、委託予定金額等の情報も含まれると考える。このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>	○	
	<p>② 引継文書について</p> <p>本施設は、第3期(平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間)から第 4期(令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間)で指定管理者が交代している。</p> <p>県によれば、新旧の指定管理者に対し、引継ぎが適正に実施されるよう指導を行っており、また、施設、設備及び備品等についてはリストと照合する形で、県及び新旧指定管理者の三者立会による現地での確認調査を行っている。ただし、詳細な引継文書の作成までは求めていないとのことである。</p> <p>基本協定書では、管理業務の引継ぎに係る規定はあるが、新旧の指定管理者間で引継文書の作成義務に関する規定は明記されていない。しかし、指定管理者が交代したことによる利用者への影響、新旧</p>		○

	<p>の指定管理者間の責任範囲、事故等発生時の責任分担、よりスムーズな事務引継ぎの実施等踏まえると、できるだけ詳細な引継文書を作成して、引継ぎが行われることが望ましい。このため、県は、詳細な引継文書の作成について指定管理者へ指導されたい。</p>		
	<p>③ 業績評価指標について</p> <p>令和2年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、宿泊者数、温泉利用者数、スポレク施設利用者数及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、業績評価のための目標値は明確には定めていないとのことである。</p> <p>指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。</p> <p>このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。</p>		○
	<p>④ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>指定管理者から、6月まで、9月まで、12月までの四半期毎の業務報告書、及び、年度終了時には事業報告書が提出されている。指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>		○
	<p>⑤ 収支決算書における減価償却費の計上について</p> <p>県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に減価償却費が計上されている。減価償却費は、固定資産の取得に伴い生じる費用であり、非資金項目であることから、収支決算書への記載はなじまないこととなる。県によれば、この減価償却費の内容及び計上されている根拠については確認していないとのことである。</p>		○

	<p>基本協定書によれば、管理業務の実施に係る収支決算の提出が求められているが、これは利用料金、人件費、施設管理費等の資金のやりとりを前提にした収支に関する書類である。このため、県は、提出される計算書の内容を把握し、指定管理者へ適切な収支計算書の作成について指導されたい。</p>		
	<p>⑥ 収支決算書における本社経費の計上について</p> <p>県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に本社等直接経費及び本社等管理費・事務費が計上されており、いずれも本社で発生する経費のうち、本施設に関連する費用が計上されたものと想定できる。このため、県に対して本社関連費用について計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認しているか質問したところ、特段の確認は実施していないとのことであった。</p> <p>「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」には、事業報告書に対するモニタリングの実施として、収支決算状況は適正かを審査する旨が記載されている。本施設においては、収支決算の状況を前提に県への納付金額が算定されることから、収支決算の正確性は特に重要であると考えられる。</p> <p>このため、県は、提出される計算書のうち本社関連費用について、計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認されたい。</p>		○
	<p>⑦ 決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>		○
	<p>⑧ 利用者満足度調査について</p> <p>基本協定書第 22 条には利用者満足度調査の規定があり、管理業務のサービス水準の向上を目的とした利用者の満足度の調査を行うこととされている。しかし、令和 2 年度においては、各施設で年度を通じて長期間にわたり休館されていたため、利用者への満足度調査は実施されていない。</p> <p>長期間にわたり休館とされているが、アイススケート場については約 3</p>		○

	<p>か月運営されており、利用者満足度調査を実施する機会があったと考えられる。また、新型コロナウイルス感染症の影響下という非常時だからこそ、講ずべき対策の参考データの収集を目的として利用者満足度調査を実施するという考え方もありうる。</p> <p>このため、県は、非常時でありつつも、施設によっては営業期間が一定程度あることや参考データ収集の観点から、利用者満足度調査の実施について検討されたい。</p>		
--	--	--	--

【14. 県営国民宿舎高千穂荘(観光推進課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手してないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>		○
ウ	<p>① 修繕費の責任限度額について</p> <p>本施設における令和2年度の修繕費総額は、7,203,000円であり、責任限度額300万円を大きく上回っている。このように、修繕費総額が基本協定書に記載の年間責任限度額を上回る場合の取り扱いについては基本協定書等において特段の記載がない。結果として、指定管理者の持ち出しで施設の修繕が実施されたことになり、指定管理者に過度な負担を強いている可能性がある。</p> <p>年間責任限度額には、保守点検作業等に要する経費及び県有物品以外の物品の修繕等に要する経費並びに指定管理者の管理の瑕疵によるものは含まない。しかし、県は、これらを判断するための修繕費の詳細な内訳を把握していない。</p> <p>このため、県は、発生した修繕費の内訳を詳細に把握するとともに、基本協定書における修繕の責任限度額を超えて修繕する必要がある場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内</p>		○

	<p>容を明示されたい。</p> <p>② 自主事業に係る承認と収支状況について</p> <p>募集要領と事業計画書等の記載と文言が不一致であるだけでなく、自主事業と明記されておらず、指定管理業務であるかのように見誤る可能性を否定できない。</p> <p>また、収支状況を記載した書類においては、収入については指定管理業務と区分した記載があるものの、支出については区分されておらず、指定管理者指定手続等の手引及び募集要領の規定に沿っていない。結果として、指定管理者が実施した自主事業に係る具体的な内容及び支出状況が不明確である。</p> <p>このため、県は、指定管理者に対して事業計画書等において自主事業の具体的な内容及び支出状況の記載を求めるべきである。なお、指定管理業務の性質等に鑑み、自主事業と指定管理業務の支出を区分する必要がないと判断する場合は、その旨を募集要領等で明記すべきである。</p>	○	
エ	<p>① 第三者への委託の承認手続について</p> <p>指定管理者から提出された業務報告によれば、一部業務について第三者へ委託されていることが記載されている。このため、県に対して、指定管理者へ第三者への委託について事前の承認を行っているか質問したところ、承認手続は行っていないとのことである。</p> <p>これらを踏まえ、県は、第三者への委託の承認手続を適切に実施すべきである。県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>	○	
	<p>② 引継文書について</p> <p>本施設は、第3期(平成28年度から令和2年度までの5年間)から第4期(令和3年度から令和5年度までの3年間)で指定管理者が交代している。</p> <p>県によれば、新旧の指定管理者に対し、引継ぎが適正に実施されるよう指導を行っており、また、施設、設備及び備品等についてはリストと照合する形で、県及び新旧指定管理者の三者立会による現地での確認調査を行っている。ただし、詳細な引継文書の作成までは求めていないとのことである。</p> <p>基本協定書では、管理業務の引継ぎに係る規定はあるが、新旧の指定管理者間で引継文書の作成義務に関する規定は明記されていない。しかし、指定管理者が交代したことによる利用者への影響、新旧</p>		○

	<p>の指定管理者間の責任範囲、事故等発生時の責任分担、よりスムーズな事務引継ぎの実施等踏まえると、できるだけ詳細な引継文書を作成して、引継ぎが行われることが望ましい。このため、県は、詳細な引継文書の作成について指定管理者へ指導されたい。</p>		
	<p>③ 業績評価指標について</p> <p>令和2年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、宿泊者数、宴会・披露宴数及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、業績評価のための目標値は明確には定めていないとのことである。</p> <p>指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に実行されるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。</p>		○
	<p>④ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>指定管理者から、6月まで、9月まで、12月までの四半期毎の業務報告書、及び、年度終了時には事業報告書が提出されている。指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>		○
	<p>⑤ 収支決算書における本社経費の計上について</p> <p>県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に本社等直接経費及び本社等管理費・事務費が計上されており、いずれも本社で発生する経費のうち、本施設に関連する費用が計上されたものと想定できる。</p> <p>このため、県に対して本社関連費用について計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認しているか質問したところ、特段の確認は実施して</p>		○

	<p>いないとのことであった。</p> <p>「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」には、事業報告書に対するモニタリングの実施として、収支決算状況は適正かを審査する旨が記載されている。本施設においては、収支決算の状況を前提に県への納付金額が算定されることから、収支決算の正確性は特に重要であると考えられる。</p> <p>このため、県は、提出される計算書のうち本社関連費用について、計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認されたい。</p>		
	<p>⑥ 決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	○	

【15. 県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園(農業担い手対策課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページ等により行っている。現地説明会も1者のみの参加となっている。</p> <p>競争性確保のために広報等に力を入れる施策もさることながら、何が応募に当たっての障壁になったかを明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。</p>		○
ウ	<p>① 利用料金収入及びその他の収入について</p> <p>農業従事者を目指して農業実践を行った塾生の収支状況は非常に利益が薄い。そのため、生産物販売収入から市場手数料を差し引いた額の2分の1相当額を県に納入すると、指定管理者は大幅な赤字になる可能性がある。したがって、県は指定管理者が基準額を上回った場合の納入条件について、全ての利用料金収入及び</p>		○

	その他の収入を一律に考えるのではなく収入ごとに基準を設けるべきであると考え。		
	<p>② 修繕費の予算について</p> <p>県は修繕費を指定管理者の歳出予算の段階において実績に基づいて積算していると推認するが、施設の老朽化によって修繕箇所も多くなり、尚且つ、塾生が備品を扱う程度によっては予期せぬ修繕も発生し、農業実践に影響を及ぼす可能性がある。したがって、県は修繕費の予算歳出に際して、指定管理者が老朽化に則した修繕費を支出できるよう、実績に加えて将来的な少額修繕計画書を作成するなど工夫したうえで、より実効性のある修繕費積算が必要ではないかと思われる。なお、予測に誤差が生じやすい修繕費は、あらかじめ指定管理料の還付を契約内容に織り込むこと等の対応も必要かとする。</p>		○
エ	<p>① 実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。また、一部の確認項目について所見が書かれていた。しかしチェックリストに記載されている確認方法は、あくまでも制度所管課が示した一例であって、施設に適した具体的な確認方法については施設所管課で整備すべきものであるとする。</p> <p>特に県は収支の状況について収入増加理由を所見に記載していたが、収支の状況を包括した結論としては乏しいものであった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成していることから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。</p>		○
	<p>② 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	

【16. 宮崎県建設技術センター(管理課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>令和元年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページ、新聞等により行っている。応募は1者のみであるが、現地説明会には令和元年度の選定時に1者、その前の選定時には2者参加しているとのことである。競争性確保のために広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、現地説明会に参加して応募していないところに応募しなかった理由をヒアリングして何が応募に当たっての障壁になったかを明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。</p>		○
ウ	<p>① 情報処理室パソコン等にかかるリース契約について</p> <p>情報処理室はパソコン等を備え研修を行う施設であるが、全て指定管理者名でリース契約されたものである。このリース契約は第2期指定管理者指定期間中に契約されており、第2期指定管理者指定期間満了日においてはリース債務が残った状態になる。指定管理料にはリース料支払い額は積算されているものの、指定管理者が第3期交代になった場合には、旧指定管理者がリース債務を残したままとなり、円滑な引き継ぎが行われなかった可能性がある。したがって情報処理室パソコン等については、指定管理者が契約するのではなく、県が契約すべきであったと考える。</p>	○	
エ	<p>① 実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。また、全ての確認項目について漏れなく所見が書かれていた。しかしチェックリストに記載されている確認方法は、あくまでも制度所管課が示した一例であって、施設に適した具体的な確認方法については施設所管課で整備すべきものであると考える。</p> <p>特に県は収支の状況について「収支状況は問題ない」と所見に記載していたが、事業報告書に添付されている収支決算書の数値の何をもって問題ないと評価したのか不明であった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているの</p>		○

	であるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。		
	<p>② 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	

【17. みやざき臨海公園(宮崎県サンビーチーツ葉及び宮崎港マリーナ施設)(港湾課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ウ	<p>① 一般管理費について</p> <p>当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。</p> <p>指定管理者の本社において総務・経理を担っていることや、本社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。</p> <p>しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。</p>		○
	<p>② 南ビーチの無料休憩施設の管理について</p> <p>指定管理者は、「ビーチバーガーハウス」開設のために、南ビーチの無料休憩施設の内装や外装に大幅な変更を加えている(以下「本件施設変更」という。)。本件施設変更は、指定管理者と県が協議のうえ実施したものであり、指定管理期間が終了した際には、原状回復義務が存在することも相互に確認したとのことである。しかし、事前協議の状況や、本件施設変更の変更箇所についての記録、原状回復義務の範囲などについて書面化された記録が存在しない。</p> <p>後日の説明責任の観点や紛争防止の観点から、書面による記録を</p>	○	

	残すべきものであり、今後の施設管理においても注意すべき問題である。		
	<p>③ 南ビーチの無料休憩施設の寄付について</p> <p>上記の「本件施設変更」によって増改築された部分（指定管理者による時価見積額413万1817円相当）は、令和3年3月2日、指定管理者から県に寄付がなされ、県が所有している。</p> <p>指定管理者にとっては、時価額で413万1817円程度の損失が生じるはずであり、指定管理者に過大な負担となったともいえる。また、次回指定期間において、寄附を受けた設備を引き続き利用するものと考えられ、同様の事業ができる現指定管理者が有力候補となり、他の事業者にとっては参入障壁となる可能性がある。</p> <p>この点は、事業全体のメリットデメリットの問題であるため、一概に問題となるとは思われないが、上記観点を意識した運用が今後は必要であると思われる。</p>		○
	<p>④ 利用促進事業の効果測定について</p> <p>ビーチバーガーハウスの運営のほか、当該施設においては、利用促進事業として「サンドフラワーフェスタ」というイベントが実施されている。</p> <p>しかし、現状ビーチバーガーハウスやサンドフラワーフェスタなどの利用促進事業が、どの程度、施設の利用促進につながっているかという観点からの効果測定が行われていない。</p> <p>利用者数の測定方法やアンケートの内容を工夫するなど、利用促進事業がどのように利用促進効果をもたらしているかについて、効果を測定する基準や方法を検討すべきである。</p>		○
エ	<p>① 備品管理体制について</p> <p>当該施設の備品管理は、宮崎港の管理を行う中部港湾事務所（施設所管課の出先機関）が行っており、年1回備品台帳をもとに現場において照合している。</p> <p>一方、指定管理者自身が定期的に備品の確認を行うことはない。備品の確認状況についての資料は、中部港湾事務所において、指定管理業務の書類とは別に保管されている。</p> <p>備品の管理体制として、指定管理者自身に備品の状況を定期的に確認させたうえ、報告させる運用が望ましい。</p>		○
	<p>② 再委託の承認手続がないことについて</p> <p>事業の第三者への委託（再委託）については、「あらかじめ甲（県）</p>		○

	<p>の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている（基本協定書15条）。しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。</p> <p>再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならぬ。</p>		
	<p>③ 利用者満足度調査について</p> <p>当該施設は、利用者満足度調査として、イベント時のアンケートのほか、イベント以外の通常時の公園利用者に対するアンケートを実施している。</p> <p>県は、アンケートの集計結果の報告を受けているものの、具体的なアンケートの実施日についての確認がなされておらず、この点を正確に把握すべきである。</p> <p>また、指定管理者が実施しているアンケートの回答用紙の体裁についても、日付はおろか年度すら記入する欄がなく、その回答が、いつ実施したアンケートなのか、当該回答用紙自体からは判然としない。そのため、実施日が明らかになるよう、アンケートの形式を見直すべきである。</p> <p>さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査（特に期間が短い場合）では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数（たとえば、4半期に1回各25件、計100件など）を定めて実施をすることも有用と思われる。</p>		○
	<p>④ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、業務報告書、事業報告書の審査ポイントにつきチェックリストを用いて確認する考えはなく、それらも実地調査時のチェックリストと混同しているかに思えた。</p> <p>各書類入手時に確認は行っているため、担当者変更による漏れ防止や説明責任を果たすうえで、モニタリング証跡をチェックリスト等を用いて残すようにすべきである。</p>		○
	<p>⑤ 収支決算書の根拠資料の確認について</p> <p>決算状況については、事業報告書中の収支決算書に基づき報告がなされているが、県は、当該収支状況について領収書等の根拠資</p>		○

	料に基づく確認を行っておらず、この点の確認を行うべきである。		
	<p>⑥ 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	
	<p>⑦ 放置ヨットへの対応について</p> <p>当該施設には、長期間（少なくとも10年以上）に渡り、不法占拠状態が続いている放置ヨットが存在する。</p> <p>当該問題は、物理的に施設管理の障害となることなど、指定管理業務を行う上での支障となっている。</p> <p>法的対応を含め、早急に問題の解消に着手すべきである。</p>	○	

【18. 県立阿波岐原森林公園(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ウ	<p>① 一般管理費について</p> <p>当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。</p> <p>指定管理者の本社において総務・経理を担っていることや、本社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。</p> <p>しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。</p>		○
エ	<p>① 再委託の承認手続がないことについて</p> <p>事業の第三者への委託(再委託)については、「あらかじめ甲(県)の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている(基本協定書15</p>	○	

	<p>条)。しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。</p> <p>再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。</p>		
	<p>② 利用者満足度調査について</p> <p>当該施設は、利用者満足度調査として、アンケートポストの設置、イベント時のアンケートを実施している。</p> <p>公園施設については、利用者の評価が業績評価の重要な指標となり、イベント時の満足度調査も重要であるが、基本的には、「施設を通常利用している際に利用者がどう思っているか」を確認すべきであり、通常時の満足度調査を中心に考えるべきである。</p> <p>そこで、通常時アンケートの充実を図るべきであり、通常時アンケートについて、年2～3回実施することが望ましい。</p> <p>さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査(特に期間が短い場合)では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数を定めて実施をすることも有用と思われる。</p>		○
	<p>③ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書について、県は業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており適切に審査がなされている。</p> <p>一方、事業報告書について、事業報告書提出後に審査を行い、当該内容確認のため7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。</p> <p>実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。</p>		○
	<p>④ 収支決算状況の差引額のチェックについて</p> <p>当該施設の収支決算書によれば、「消耗品費」について、当初予算額から実績額が約260万円減額している。当該減額は花壇の花苗を維持管理・安全管理も含め一、二年草から宿根草に見直し、回数・単価が減ったため、県と協議済みとのことであった。</p> <p>経費削減努力の結果であり、望ましいものと言えるが、県が予算統制を適切に行う観点からは、各費目単位で収支状況を精査し、事業計</p>		○

	画の大きな変更で差額が生じる場合は、適宜確認・協議を行い、その内容の記録化を検討すべきである。		
	<p>⑤ 実地調査について</p> <p>当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。</p> <p>事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。</p>		○

【19. 県立青島亜熱帯植物園・宮崎県総合運動公園(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>前回指定管理期間から応募が1者のみであり、競争性が確保されていない状況が続いている。</p> <p>植物園については、植物の管理について特別な経験が必要であり、運動公園については、施設の規模が大きく、一定以上の管理能力が必要であることから、そもそも申請可能な業者が少ないとのことである。</p> <p>植物園、運動公園の特殊性を考慮すれば、結果として1者になることはやむを得ないと考えられるが、植物園と運動公園を一括で指定していることの是非の検討や、他に管理可能な業者がいないかを調査するなど、引き続き、応募団体増加のための努力を続ける必要がある。</p>		○
ウ	<p>① 一般管理費について</p> <p>当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。</p> <p>指定管理者の本社において総務・経理を担っていることや、本社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。</p> <p>しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。</p>		○

エ	<p>① 備品管理状況の記録について</p> <p>備品については、備品チェックリストに基づき適宜指定管理者が確認を行い、県は、年1回の実地調査の際に備品の管理状況を確認しているため、備品チェックの方法に特段問題はない。</p> <p>もともと、備品チェックの状況の記録について、「備品の管理状況に問題がない」という旨の結論の記録はあるものの、いつどのような確認がなされたかについて、書面による記録がなく、この点を書面で残すべきである。</p>		○
	<p>② 再委託の承認手続がないことについて</p> <p>事業の第三者への委託(再委託)については、「あらかじめ甲(県)の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている(「県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園の管理運営に関する年度協定書」11条)。しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。</p> <p>再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。</p>	○	
	<p>③ 利用者満足度調査について</p> <p>当該施設は、利用者満足度調査として、アンケートポストの設置、イベント時のアンケートを実施している。</p> <p>公園施設については、基本的には「施設を通常利用している際に利用者がどう思っているか」を確認すべきであり、通常時の満足度調査を中心に考えるべきである。</p> <p>そこで、通常時アンケートの充実を図るべきであり、通常時アンケートについて、年2～3回実施することが望ましい。</p> <p>さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査(特に期間が短い場合)では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数を定めて実施をすることも有用と思われる。</p> <p>一方、植物園については、観光地である青島神社に至る参道の途中にも入口があり、植物園の利用を意図せず青島を訪れた観光客の集客も可能である。そのような集客を意識した取り組み(看板の設置位置やアンケートでの意見聴取等)も有用と思われる。</p>		○
	<p>④ 利用者数の把握について</p> <p>植物園の外苑の利用者について、利用者数の把握方法を再検討す</p>		○

	<p>べきである。</p> <p>植物園は、入場者を実数でカウントすることができる温室(大温室と熱帯果樹温室)等の施設と、入場者を実数でカウントすることが困難である(入口が複数箇所存在するなどの要因のため。)公園の外苑(以下「外苑」という。)で構成されている。</p> <p>外苑の利用者数は、平成28年度より、大温室の利用者の2.5倍の数を概算数として集計している。この点、常に大温室の2.5倍という数値を計上するのであれば、そもそも外苑について別途利用者数を計上する実益は乏しく、温室の利用者数のみを計上すれば十分であり、当該報告はあまり意味をなさない。</p> <p>外苑の利用者数を把握するのは、温室は利用しないものの、外苑は利用するという人数を把握することを目的とするはずであり、温室以外の外苑部分の管理状況を把握するためには、当該人数もできる限り正確に把握するべきである。</p> <p>そこで、外苑についての利用者数を把握する必要の有無を検討し、必要がある場合には、利用者数の把握方法を改めて検討すべきである。</p>		
	<p>⑤ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書について、県は、業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており、適切に審査がなされている。</p> <p>一方、事業報告書について、事業報告書提出後に審査を行い、当該内容の確認のため、7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。</p> <p>実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。</p>		○
	<p>⑥ 収支決算状況の差引額のチェックについて</p> <p>当該施設の収支決算書によれば、「消耗品費」について、当初予算額から実績額が約100万円減額している。</p> <p>当該差引額は、指定管理者には責任のない事情(県の事情)により実施できなかった事業についての消耗品費であり、指定管理者の業務には何ら問題はなかったが、県が予算統制を適切に行う観点からは、各費目単位で収支状況を精査し、事業計画の大きな変更で差額が生じる場合は、適宜確認・協議し、その内容の記録化を検討すべき</p>		○

	である。		
	<p>⑦ 実地調査について</p> <p>当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。</p> <p>事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。</p>		○

【20. 県立平和台公園・宮崎県総合文化公園(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ウ	<p>① 一般管理費について</p> <p>当該施設の収支決算書によれば、当該施設においては、「一般管理費」が計上されている。県は、「一般管理費」の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を行っていなかった。</p> <p>調査の結果、指定管理者の社内全体の経営計画(損益計画)から、各事業部門における売上高、利益率、人員構成から配分比率を算出して予算を決定し、決算においては、実績において当該金額を修正して計上しているとのことである。</p> <p>この点、当該施設については、本社における関与の実態が認められ、一般管理費の金額等に特に問題はないと考えられる。</p> <p>もっとも、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。</p>		○
エ	<p>① 再委託の承認手続がないことについて</p> <p>事業の第三者への委託(再委託)については、「あらかじめ甲(県)の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている(「県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園の管理運営に関する基本協定書」11条)。</p> <p>しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。</p>	○	

	再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。		
	<p>② 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書について、県は、業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており、適切に審査がなされている。</p> <p>一方、事業報告書について、事業報告書提出後にチェックリストに基づき確認を行い、当該内容の確認のため、7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。</p> <p>実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。</p>		○
	<p>③ 実地調査について</p> <p>当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。</p> <p>事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。</p>		○

【21. 特別史跡公園西都原古墳群(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
ウ	<p>① 一般管理費について</p> <p>当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。</p> <p>指定管理者の本社において総務・経理を担っていることや、本社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。</p> <p>しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。</p>		○

エ	<p>① 再委託の承認手続がないことについて</p> <p>事業の第三者への委託(再委託)については、「あらかじめ甲(県)の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている(「特別史跡公園西都原古墳群の管理運営に関する基本協定書」11条)。しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。</p>	○	
	<p>② 利用者満足度調査について</p> <p>公園施設については、利用者の評価が業績評価の重要な指標となり、イベント時の満足度調査も重要であるが、基本的には「施設を通常利用している際に利用者がどう思っているか」を確認すべきであり、通常時の満足度調査を中心に考えるべきである。</p> <p>そこで、通常時アンケートの充実を図るべきであり、通常時アンケートについて、年2～3回実施することが望ましい。</p> <p>さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査(特に期間が短い場合)では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数を定めて実施することも有用と思われる。</p>		○
	<p>③ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>業務報告書について、県は業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており適切に審査がなされている。</p> <p>一方、事業報告書について、事業報告書提出後に審査を行い、当該内容確認のため7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。</p> <p>実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。</p>		○
	<p>④ 実地調査について</p> <p>当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。</p> <p>事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化さ</p>		○

	れていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。		
--	---	--	--

【22. 県営住宅(宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都・高鍋土木事務所管内83団地)(建築住宅課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 都城市営住宅とのパッケージでの選定手続について</p> <p>第5期の新たな指定管理者の選定に際し、当初、宮崎県営住宅だけではなく、都城市営住宅とのパッケージでの指定管理者の選定とならずであったが、都城市議会の反対により、都城市営住宅における指定管理者制度の導入は見送られ、第4期と同様に、宮崎県営住宅のみでの指定管理者の選定となったという経緯がある。</p> <p>しかし、当初の都城市営住宅とのパッケージでの募集要領は見直されることはなく、また、再度、募集期間を設けることもなく、パッケージ募集の際に応募のあった一般社団法人宮崎県宅建協会が、そのまま指定管理者として選定されることになった。</p> <p>当初の募集要領に記載のある指定管理施設が変わったのであれば、募集の前提条件が変わったということであるため、第5期の指定管理者募集のプロセスが適切であったのかどうかを再度検討し、仮に今後同じようなことがあれば、県としてどのように対処していくべきか予め考慮しておくべきである。</p>		○
エ	<p>① 収支差額について</p> <p>令和2年度の収支差額は、収入と諸費用の他に、他会計振替額として費用を計上したため、結果としてゼロとなっていた。</p> <p>ヒアリングによれば、他会計振替額とは本社費のことであるとのことであり、本社費の計上自体を否定するつもりはないが、収入と諸費用の差額のすべてが本社費で、結果として収支差額がゼロという決算書は適切であるとは言えない。例えば、定額もしくは収入の一定割合という形で、本社費の計上の方法について事業計画書上で明らかにしたうえで、その方法に基づいた本社費を計上し、結果としての収支差額を算定しなければ、本来の指定管理施設の収支は明らかにはならないと考えられる。</p>	○	

	<p>② 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	
--	---	---	--

【23. 県営住宅(日向・延岡土木事務所、西臼杵支庁管内27団地)(建築住宅課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
エ	<p>① 収支差額について</p> <p>令和2年度の収支差額は、収入と諸費用の他に、組合繰入金として費用を計上したため、結果としてゼロとなっていた。</p> <p>組合繰入金とは本社費のことであるとのことであり、本社費の計上自体を否定するつもりはないが、収入と諸費用の差額のすべてが本社費で、結果として収支差額がゼロという決算書は適切であるとは言えない。例えば、定額もしくは収入の一定割合という形で、本社費の計上の方法について事業計画書上で明らかにしたうえで、その方法に基づいた本社費を計上し、結果としての収支差額を算定しなければ、本来の指定管理施設の収支は明らかにはならないと考えられる。</p>	○	
	<p>② 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	

【24. 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設(企業局総務課)】

監査の 視点	項目	指摘 事項	意見
イ	<p>① 再公募に係る第2回指定管理候補者選定委員会会議運営について</p> <p>平成31年度からの指定期間に係る選定委員会は委員出席過半数要件が無いことを理由に有効に成立としているが、そのような理由で会議運営がなされれば、会議の形骸化が否めない。欠席委員に対しては、個別に訪問し議事概要について説明を行うとしているが、専門家同士が意見交換を行いながら会議を行うことに重要な意義があると解する。また、再公募によって急な委員会開催スケジュールとなり、各委員との日程調整が困難だったと推測されるころではあるが、地方自治体によっては、閉庁日時に各種委員会を実施するケースも多く、スケジュール調整の工夫が足りなかったと言える。</p> <p>したがって、当該委員会は過半数出席要件が無い以上は全員出席が必要であったと解する。</p>	○	
	<p>② 予約管理について</p> <p>ゴルフ場の予約管理は、指定管理者がリース契約した会員管理受付システムによって管理運用している。指定管理者が交代する場合には、このシステムを引き継がなければ実務的に支障が出ることは明白である。また、指定管理者募集に係る提供資料には、現指定管理者のリース契約一覧に記載はあるものの、システム作成会社、リース会社及びリース料総額などの詳細な記載はなされていなかった。なお、平成31年度指定管理者交代の際には、旧指定管理者のリース契約の引き継ぎがなされて運営されている。</p> <p>一般的に会員管理受付システムの新規導入には多額の費用が想定され、これを理由に応募を躊躇する場合も想定される。また、指定管理者引き継ぎの際の顧客管理情報や予約管理情報の漏えいは絶対に許されないことである。したがって、会員管理受付システムは県がリース契約を行い、指定管理者にリース契約させるべきではないと考える。</p>		○
	<p>③ ポイントサービスについて</p> <p>ポイントサービス制度は平成18年10月から開始され、当時の指定管理者が施設利用リピーターを増やし利用者増加を目的として実施した制度である。このポイントサービスは単純な紙媒体のスタンプカードではなく、指定管理者がリース契約した会員管理受付システムによ</p>		○

	<p>て管理運用している。したがって、指定管理者が交代する場合は旧指定管理者の会員管理受付システムの引き継ぎが必須となっている。また、ポイントサービス制度は債務とは言い切れないが、旧指定管理者指定期間にポイントを貯めた利用者が新指定管理者指定期間にポイントを使って施設を利用すれば、新指定管理者は無料で施設を利用者に提供することになり、実質的に損失が生じることになる。ポイントサービス制度については、その在り方について検討を要すると考える。</p>		
	<p>④ 業務引継書について</p> <p>現指定管理者へのヒアリングによれば、業務引継書や旧指定管理者の所有する備品や消耗品を新指定管理者に無償で譲渡する契約書は取り交わしていないとのことであった。業務引継ぎについては新旧指定管理者間で行うものであるが、県は指定管理者の円滑な交代のために指導助言する立場にあり、当然に業務引継書の作成や特に無償譲渡契約の作成などについては適切な指導を行うべきであったと考える。</p>		○
	<p>⑤ 業務引継に係る個人情報資料の返還等について</p> <p>旧指定管理者から新指定管理者へ予約情報等を含んだ個人情報は会員管理受付システムによって包括的に引き継がれている。したがって、県は旧指定管理者に対して県に個人情報資料を返還させず直接新指定管理者に渡すように指示したものと解するが、書面により指示した記録は無かった。施設で収集した個人情報を適切に管理するため、引き継ぎにおいても基本協定書に基づいて適切に受け渡した記録を残すべきである。</p>	○	
ウ	<p>① 指定管理料算定について</p> <p>当初の募集では1者応募があったものの辞退されたため、納付金の算定方法を条件緩和して再募集を行っている。</p> <p>令和元年度及び令和2年度は緩和した要件を満たしているにもかかわらず、指定管理者は結果として各年 500 万円以上の黒字を確保することになった。県とすると想定以上の利益が指定管理者にもたらされたことによって、納付金収入を得る機会を失ったと言える。</p> <p>指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られな</p>		○

	い場合においては、県内の指定管理者実績や他県の同様な指定管理者情報等を幅広く得ることによって、本来縮減できる費用が見過ごされていないか検討すべきと考える。		
エ	<p>① 実地調査の審査について</p> <p>「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、所見の欄に記載されていたコメントは皆無に近い状態であった。チェックリストに記載されている確認方法は、あくまでも制度所管課が示した一例であって、施設に適した具体的な確認方法については施設所管課で整備すべきものであると考える。</p> <p>特に県は収支の状況について収支決算書の数値の何をもって「適」と評価したのか不明であった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているのであるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。</p>		○
	<p>② 決算書等報告の審査表について</p> <p>指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。</p>	○	

【25. 宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場、宮崎県総合運動公園有料公園施設(スポーツ振興課)】

監査の視点	項目	指摘事項	意見
イ	<p>① 1者応募について</p> <p>過去の指定期間においては、現指定管理者を含む3者からの応募があったこともあるが、現在の指定期間及び前指定期間については、現指定管理者のみの1者による応募が継続している。</p> <p>本施設に係る指定管理業務の内容を踏まえると、一部専門的な知識</p>		○

	<p>が必要であるとしても、原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、複数者から応募されないことは問題があると考ええる。</p> <p>この点、現在の指定期間に係る応募は 1 者のみであるが、現地説明会には 2 者参加しているとのことである。ただし、現地説明会に複数参加しているにもかかわらず応募が 1 者の理由の原因追及はしていないとのことであった。また、県は、その他、複数者から応募されない具体的な原因を把握するための調査分析は実施していない。</p> <p>このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、現地説明会に参加したが応募に至らなかった事業者へのヒアリングのほか、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討されたい。</p>		
	<p>② 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について</p> <p>県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、一般的に利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手していないとの回答を得た。</p> <p>利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。</p>		○
	<p>③ 共同事業体の業務分担、リスク分担等について</p> <p>本施設の指定管理者は公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会と公益財団法人宮崎県スポーツ協会とで構成される共同事業体である。</p> <p>県は、共同事業体の協定書を入手している。県に、構成団体別の業務分担、リスク分担、業務に関する収益及び費用の分担について把握しているか質問したところ、具体的内容は把握しておらず、具体的内容を取り決めた文書も入手していないとのことである。</p> <p>県は、指定管理業務の円滑な運営及び各構成員の決算状況把握のために、共同事業体の構成員間で決められている業務分担、リスク分担等の内容を把握されたい。</p>		○
ウ	<p>① 修繕費の責任限度額について</p> <p>宮崎県スポーツ施設の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第 11 条及び別記2には、指定管理者が負担すべきは、「指定管理者による管理の瑕疵によるもの」及び「第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの(1 件当たり 50 万円以下の</p>		○

	<p>もの)」と記載されている。</p> <p>基本協定書では、指定管理者が負担すべき修繕費の上限額が定められていない。このため、指定管理者に過度な修繕を負わせる可能性があるとともに、年間修繕金額が多額となる場合は、指定管理者が修繕を控え、本来は修繕すべきと考えられる箇所が適時に修繕されない可能性もある。</p> <p>このため、県は、指定管理者が負担すべき修繕の上限額として責任限度額を定め、これを超えて修繕する必要がある場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。</p>		
	<p>② 県委託料を財源とした改修等工事について</p> <p>県は、令和 2 年度において、指定管理者へ設備の改修等に必要なる費用を委託料として支出している。これを受けて、指定管理者は県からの委託料を財源に、工事を発注している。</p> <p>工事等の内容を見ると、「第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの(1 件当たり 50 万円を超えるもの)」に該当すると考えられる。このため、本来であれば県がリスク負担すべきと考えられるが、県は直接工事を行うことはせず指定管理者へ工事の委託を行っており、工事施工の責任は指定管理者が負うことになるため、基本協定書の規定を逸脱しているように思える。</p> <p>このため、県がリスク負担すべき改修工事等は、原則として県の費用負担の下、県で直接工事を実施されたい。また、例外的に指定管理者で工事する場合は、県と指定管理者とのリスク分担を整理した上で、県と指定管理者で行った協議内容等が明確に記載された文書を作成されたい。</p>		○
エ	<p>① 第三者への委託の承認手続について</p> <p>本施設においては、一部業務について第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。</p> <p>このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。</p>		○
	<p>② 業績評価指標について</p> <p>令和 2 年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、施設利用者数、申請件数、有料駐車場</p>		○

	<p>駐車台数、施設利用料金収入及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、業績評価のための目標値は明確には定めていないとのことである。</p> <p>指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。</p> <p>このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。</p>		
	<p>③ 業務報告書及び事業報告書の審査について</p> <p>指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。</p> <p>業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。</p> <p>このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。</p>		○
	<p>④ 指定管理業務の収支決算書について</p> <p>県は、指定管理者から指定管理業務の決算書として、公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会の貸借対照表、正味財産増減計算書等入手しており、共同事業体の指定管理業務に係る収支計算書は入手していない。</p> <p>県によれば、指定管理業務の殆どは公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会が実施しており、公益財団法人宮崎県スポーツ協会の関与は極めて限定的であるため、共同事業体の指定管理業務に係る収支計算書は入手していないとのことである。</p> <p>しかし、関与が限定的であるとしても公益財団法人宮崎県スポーツ協会の人件費等は発生しているはずである。よって、県は、共同事業体の指定管理業務に係る収支状況を適切に把握していないと言わざるを得ない。このため、県は、指定管理業務の収支を把握するため、共同事業体の指定管理業務に係る収支状況を適切に把握すべきであ</p>	○	

	る。		
	<p>⑤ 決算書等報告の審査表について</p> <p>本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」記載の審査表は作成されていない。</p> <p>指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。</p> <p>このため、県は、法人の決算書入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。</p>	○	

第4 監査の結果及び意見(指定管理者制度導入施設各論)

1. 宮崎県男女共同参画センター(生活・協働・男女参画課)

(1)施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県男女共同参画センター
指定管理者	特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
根拠法令	公の施設に関する条例 宮崎県男女共同参画センター管理規則
設置目的	男女共同参画に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するための施設
所在地	宮崎市宮田町3番 46 号
施設概要	延べ床面積:306.87 m ² (1階 134.13 m ² 、2階 172.74 m ²)
開設時期	平成13年9月4日
開館時間又は利用期間	月曜日から金曜日:午前9時から午後5時 30 分まで 土曜日:午前9時から午後5時まで 次の期間においては、午後8時まで開館する。ただし、土日祝日を除く。 ・男女共同参画週間(6月 23 日～6月 29 日) ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11 月 12 日～11 月 25 日)
休館日又は休日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 条)に規定する休日、12 月 29 日から翌年の1月3日まで
指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月 31 日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1 団体
指定実績	第1期(平成 18～20 年度)、第2期(平成 21～23 年度)、 第3期(平成 24～26 年度)、第4期(平成 27～29 年度)、 第5期(平成 30～令和2年度)
料金制導入区分	無料
業務内容	・センターの利用に関する業務 ・センターの維持及び保全に関する業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・センターにおける男女共同参画社会づくりに関する情報提供、啓発、相談、交流事業 ・その他県が必要と認める業務
自主事業	<p>「宮崎県男女共同参画センター自主事業実施要領」に基づき県と協議して実施。</p> <p>(令和2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニア世代の居場所づくり事業 ・子育て世代の居場所づくり事業 ・女性に対する暴力をなくす運動にちなんだ事業 ・男女共同参画に関連するテーマの映画上映会

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	31,056	31,056	0	31,056	31,056	0
収入合計		31,056	31,056	0	31,056	31,056	0
支出	管理費	21,170	21,229	▲59	21,170	22,056	▲886
	事業費	9,886	9,363	523	9,886	8,906	980
支出合計		31,056	30,592	464	31,056	30,962	94
収支差額		0	464	—	0	94	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
センター(1階)利用者数	5,614	5,995
研修室・交流室(2階)利用者数	1,730	1,390
相談窓口利用者数	1,679	1,561
啓発事業参加者数	6,034	3,773

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

当該施設は男女共同参画社会づくりの推進拠点として、男女共同参画に係る情報提供及び啓発・相談事業を行うとともに、学習・交流の場を提供し男女共同参画社会の形成に寄与することを目的として設置されている。施設では男女共同参画に関する講座等を開催するだけでなく、施設にセンター相談員を配置し、平日及び土曜日に家族、離婚、DV、仕事及び性などの総合相談を行い、数日間は弁護士や臨床心理士など専門家による相談も行っている。各種講座や相談窓口を常時設置することによって、男女共同参画社会の形成に寄与されていると考えられ、また民間の専門知識を有する者に任せることによって、効率的・効果的な運営がなされていると考える。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1者応募について【意見】

令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページ、新聞等により行っている。

募集要項について条件等見直しを検討した調書は無かった。競争性確保のために広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、応募に当たっての参入障壁を明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。

② 施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について【指摘事項】

指定管理を行っている施設の中に指定管理者が本社機能を有する場合がある。この場合、指定管理者は本社機能部分と指定管理者の事務所として機能している部分を明確に分ける必要がある。本社機能部分については「財産に関する条例」、「公有財産取扱規則」及び「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従って行政財産の目的外使用として使用料を県に支払うか支払わない場合でも減免の手続きが必要となる。一方、指定管理業務の事務所として使っている部分の使用料は発生しない。通常の団体が公の施設に入居している場合には、行政財産の目的外使用として使用料を県に支払っている。

しかし、指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

指定管理者選定に関する書類を閲覧したところ、指定管理料の積算は適切に行われてい

るものと考えられる。利用料金制は採用されず、自主事業は適切に行われている。特段の指摘事項及び意見はない。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 事業報告書提出時期について【意見】

基本協定書は事業報告書を毎年度終了後30日以内に提出することと記載されているが、令和2年度の事業報告書は提出日と受付日が令和3年3月31日となっていた。基本協定書における事業報告書提出期限は確かに守られているが、実務的に終了日に全ての報告書が作成され県に提出されることは出来ないと推測した。これについて県からは地方自治法上3月31日までに履行確認(検査)する必要があり、検査するために早めに提出を求めた(地方自治法施行令第143条第1項第4号)と回答を得た。事実上事業年度末日に事業報告書提出は無理なはずであるから、別途履行確認の方法を検討すべきと考える。

② 実地調査の審査について【意見】

「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、所見の欄に記載されていたコメントは皆無に近い状態であった。チェックリストに記載されている確認方法は、あくまでも制度所管課が示した一例であって、施設に適した具体的な確認方法については施設所管課で整備すべきものであると考える。

特に収支の状況について収支決算書の数値の何をもって「適」と評価したのか不明であった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているのであるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。

③ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去 3 年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(出所:指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領)

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 基本協定書について

(意見)

基本協定書により指定管理者は備品の現物確認を適宜行い、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。また、リスク分担表における第三者の行為、経年劣化による損傷等については、金額基準を明記すべきものとする。

また、指定管理者が緊張感をもって備品管理を行うためにも、適切な修繕費を積算し指定管理料に含め、リスク分担表において金額基準を明記すべきとする。

【改善状況】改善されていない

基本協定書には金額基準の明記は無かった。

② 管理運営費について

(意見)

センターの光熱水費については、センターではなく県の負担となっている。入居しているビル全体でメーターが一つという制約はあるが、光熱水費については、適切な積算に基づき指定管理料に上乗せするとともにセンターの負担とするよう改めるべきである。

【改善状況】改善されていない

入居しているビル全体でメーターが1つになっているため指定管理者負担にはなっていない状況にある。

③ 施設管理について

(意見)

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

【改善状況】改善されている

指定管理者により備品の現物確認と報告、所管課による実地調査時の確認が適切に行われている。

④ 実地調査のモニタリングについて

(意見)

最低限必要で均質なまた、長期的視点に立ったモニタリング体制を構築するためには、そして、所管課の説明責任を果たすためにもモニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものとする。

行政経営課によるモニタリング実施要領によれば、審査すべき項目が列挙されており、これを公の施設の特性に合わせて適宜アレンジすれば実務に耐えうるチェックリストが作成可能と思われる。収支報告書や決算報告書のチェックは、かなり専門的知識や経験を必要とするので、短期間で異動する所管課の担当者にその責を負わせることは酷な面もあるが、専門家の活用等によりこの問題を解決していくことが必要と考える。なお、結果として必ず収支差額は発生するものであり、その結果指定管理者の財政状態がどのように変化したかということ进行分析するためには最低限、貸借対照表や財産目録の添付が必要と考える。

【改善状況】改善されていない

(2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ② 実地調査の審査について ③ 決算書等報告の審査表について に記載のとおりである。

2. 宮崎県立芸術劇場(メディキット県民文化センター)(みやざき文化振興課)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県立芸術劇場(メディキット県民文化センター)
指定管理者	公益財団法人宮崎県立芸術劇場
根拠法令	県立芸術劇場管理規則
設置目的	県立芸術劇場を拠点として芸術文化等多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと、心豊かな県民生活の創造に寄与することを目的とする
所在地	宮崎市船塚 3-210
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ① ホール コンサートホール(1,818 席)、演劇ホール(1,112 席)、 イベントホール(300 席) ② 練習室 大練習室 2 室、中練習室 4 室、小練習室 4 室 ③ その他 和室、ミーティングルーム、楽屋 19 室、資料閲覧室、チケットセンター
開設時期	平成 5 年 11 月
開館時間又は利用期間	9:00～22:00
休館日又は休日	月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日休館)
指定期間	H28～R2 年度
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1 者
指定実績	H18～H22 年度(第 1 期)、H23～H27 年度(第 2 期)、 H28～R2 年度(第 3 期)
料金制導入区分	利用料金制
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 劇場の利用に関する業務 ② 劇場の維持及び保全に関する業務 ③ 宮崎国際音楽祭に関する業務 ④ 県民文化振興事業に関する業務 ⑤ その他劇場の管理運営に関する業務

自主事業	なし
------	----

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収 入	指定管理料	471,173	479,030	▲7,857	481,164	479,030	2,134
	委託料	35,212	21,596	13,616	21,500	31,287	▲9,787
	利用料金収入	53,780	57,166	▲3,386	54,776	29,578	25,198
	基金取崩収入	10,000	16,550	▲6,550	5,000	—	5,000
	その他事業収入	149,088	177,226	▲28,138	170,638	75,029	95,609
収入合計		719,253	751,568	▲32,315	733,078	614,924	118,154
支 出	人件費	131,829	134,133	▲2,304	129,813	120,198	9,615
	事業支出	575,237	576,851	▲1,614	591,886	424,867	167,019
	県納付金(寄付金)	—	1,443	▲1,443	—	—	—
	修繕費	11,160	34,305	▲23,145	11,000	33,017	▲22,017
	その他経常支出	1,027	2,128	▲1,101	379	2,178	▲1,799
支出合計		719,253	748,860	▲29,607	733,078	580,260	152,818
収支差額		—	2,708	—	—	34,664	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
入場者数	241,888	112,643

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

県立芸術劇場は、芸術文化等多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと、心豊かな県民生活の創造に寄与することを目的とする施設であり、平成18年4月から指定管理者制度が導入されている。

平成18年度から平成22年度までを第1期(指定期間5年間)として、令和2年度までで3期が経過しており、現在は第4期に当たるが、制度導入当初より公益財団法人宮崎県立芸術劇場(平成18年4月当時の法人名は財団法人宮崎県立芸術劇場であったが、平成24年4月に法人

名を現在の法人名へ変更している。)が継続して指定管理業務を担っている。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 指定管理者の公募について【意見】

平成 18 年 4 月の指定管理者制度の導入以来、県は本施設について公募により、指定管理者の選定を行っている。

第 1 期指定期間の公募が行われた際は、応募者数は 2 者であったが、第 2 期指定期間以降は現指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場の 1 者のみが応募している状況にある。1 者による応募が継続し、他者からの応募がされていない理由は、施設の特異性、事業内容の専門性等から特に県内事業者からは応募がされにくい現状にあるためと考えられる。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場(以下「本財団法人」という。)及び本施設については、次のような課題等がある。

- 本財団法人は、県が出捐した県出資公社等に該当する。県は、平成 31 年 4 月に新宮崎県公社等改革指針を改訂しているが、同改革指針における本財団法人の改革の方向性は、「芸術文化事業の安定的、継続的な実施」、「組織体制の強化」、「自主財源拡充、経費節減等による経営基盤の強化」を掲げている。また、指定管理者の指定を確保する旨も明示されている。すなわち、本施設の継続的な運営を前提とした改革の方向性となっている。
- 本財団法人には、令和 3 年 4 月 1 日時点で、常勤の役職員は 28 名在籍しており、うち 3 名は県退職者、1 名は県派遣職員である。また、本財団法人は、本施設の管理運営に関する事業のみを実施している。このため、本財団法人は本施設の運営を行わなければ、業務自体が無くなり、法人を維持できなくなり、役職員の雇用を維持できなくなる。
- 本財団法人は、令和 2 年度末で 30 百万円の基本財産基金、209 百万円の特定期資産を有しており、これら資産の有効活用が期待される。
- 本施設は、芸術文化等多様な文化活動を実施しており極めて専門性が高く、また、施設はコンサートホールを初め特異性の高い設備となっている。また、県民へのサービス提供の観点を踏まえると、芸術文化に関する品質を維持・向上させることが重要である。このため、施設の運営を行える事業者は専門的知識、豊富な施設運営経験、高度な技術等を兼ね備える必要がある。

以上を踏まえると、本施設について、県が指定管理者として選定できる事業者は、現時点においては本財団法人以外にはないと考えられる。

このため、県は、本施設及び本財団法人の状況を考慮し、上記の課題等が将来的に解消又は一定の整理がされることにより応募の環境が整うまでの間、指定管理者の選定は非公募によること

を検討されたい。非公募により指定管理者を選定することで、公募手続に係る事務負担を軽減できるだけでなく、本財団法人の役職員の雇用維持、ひいては本施設の継続的かつ安定的な運営が期待され、新宮崎県公社等改革指針の内容にも沿うものになる。

② 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について【意見】

現在の指定期間(令和3年度から7年度までの5年間)における指定管理候補者の選定のため、令和2年度に指定管理候補者選定委員会が開催されている。

県が策定した「指定管理者指定手続等の手引」では、指定管理候補者選定委員会の委員の選任にあたっては、「現に対象施設の指定管理者となっている法人等の役員である者は、委員から除外する。また、過去に役員に就任していた者のほか、一般的に利害関係者と考えられる者についても、委員に選任しないよう努めること。」と規定されている。

県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手していないとの回答を得た。

利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 令和2年度の指定管理料額について【意見】

令和2年度は第3期指定期間の最終年度に当たるが、県が作成した県立芸術劇場指定管理者募集要項によれば、指定管理料の額は、指定管理者が提案した金額に基づき、指定管理者と県が協議の上、協定書に定めることとされている。

令和2年度における県立芸術劇場の管理運営に関する年度協定書(以下「年度協定書」という。)の締結に際し、事前に指定管理者から県に対して事業計画書が提出されている。事業計画書に記載された指定管理料の額、すなわち指定管理者が提案した金額と年度協定書に記載された指定管理料の額は次のとおりであり、金額は異なっている。

項目	金額
事業計画書に記載された指定管理料の額	481,164 千円
※指定管理者が提案した金額	
年度協定書に記載された指定管理料の額	479,030 千円

(出所:事業計画書、年度協定書)

このため、県に対して令和 2 年度の指定管理料の決定に際し、指定管理者と協議した文書を依頼したところ、年度協定書の締結に係る通知文書の提出を受けたが、県と指定管理者が協議を行った具体的な内容は記載されていない。

指定管理者が提案した金額と年度協定書における指定管理料の額が異なる場合、特に、提案した金額より少ない額で年度協定書の指定管理料の額が決定される場合においては、指定管理者へ過度な負担を強いて年度協定書の締結に至っている可能性を否定できず、また、指定管理料の額の妥当性にも疑念が生じかねない。

このため、県は、年度協定書における指定管理料の額を決定するに際し、指定管理者が提案した金額と異なる金額で締結する場合には、指定管理者と行った具体的な協議内容を文書化すべきである。

② 修繕費に係る指定管理者の負担について【意見】

県立芸術劇場の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第 10 条及び別記 2 には、指定管理者が施設、設備、備品、資料等の損傷時に負担すべきリスク分担について次の記載がある。すなわち、指定管理者が負担すべきは、「第三者の行為、経年劣化等による損傷等で定例的なもの」と記載されており、また、「定例的なもの」とは、「庁舎備品、電気・管・空調その他修繕」、「ポンプ類分解整備」、「空調機分解整備」、「給排風機分解整備」及び 1 件当たり 10 万円未満の修繕等をいう旨、併せて記載されている。

項目	内容等	県	指定管理者
1施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で定例的なもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で非定例的なもの	○	
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	

注 1)「定例的なもの」とは、「庁舎備品、電気・管・空調その他修繕」、「ポンプ類分解整備」、「空調機分解整備」、「給排風機分解整備」及び 1 件当たり 10 万円未満の修繕等をいう。

(出所:基本協定書)

この「定例的なもの」の具体的内容については、「空調その他修繕」や「10 万円未満の修繕等」といった文言であるため、「その他」や「等」が指す具体的な対象範囲が不明瞭である。この点、令和 2 年度の修繕実績によれば、「消防設備点検時不具合箇所改修 277,200 円」「各ホール内階段手摺設置 2,354,770 円」「1F 西側入口点字鋸改修他 495,000 円」等が指定管理者から報告されて

おり、一見すると上記の「定例的なもの」の対象外と考えられ、結果として、指定管理者に過度な修繕を負わせている可能性がある。

また、基本協定書では、指定管理者が負担すべき修繕費の上限額が定められていない。指定管理者に過度な修繕を負わせる可能性があるとともに、年間修繕金額が多額となる場合は、指定管理者が修繕を控え、本来は修繕すべきと考えられる箇所が適時に修繕されない可能性もある。

これらを踏まえ、県は、指定管理者が負担すべき修繕の対象を明確化するとともに、修繕の上限額として責任限度額を定め、これを超えて修繕する必要がある場合には、県が直接修繕することや追加に必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。

③ 県委託料を財源とした改修等工事について【意見】

県は、令和2年度において、次のとおり指定管理者へ設備の改修等に必要な費用を委託料として支出している。これを受けて、指定管理者は県からの委託料を財源に、各種の改修等の工事を発注している。

(単位:円)

No	工事等の内容	工事費用	工事費用の財源	
			県委託料	指定管理者負担額
1	衛生環境改善工事	14,359,400	14,359,400	—
2	舞台照明改修工事	3,256,000	3,256,000	—
3	南側三角部パネル補修工事	3,300,000	2,490,600	809,400
計		20,915,400	20,106,000	809,400

(出所:県提出資料)

前述の「②修繕費に係る指定管理者の負担について【意見】」に記載したとおり、基本協定書における指定管理者が施設、設備、備品、資料等の損傷時に負担すべきリスク分担の内容が不明瞭である。このため、上記の改修等工事について、そもそも指定管理者が工事を行うべきか、県が工事を行うべきかが判別できない。

ただし、工事等の内容を見ると、衛生環境改善工事は新型コロナウイルス感染症対策のためにトイレの改修を行うものであり、南側三角部パネル補修は強風により劇場の外側パネルが剥離したために補修工事を行うものであることを踏まえると、一般的にこれらは非定例的な工事であると考えられる。基本協定書によれば、非定例的な工事であれば県がリスク負担すべきと考えられる。しかし、県は直接工事を行うことはせずに指定管理者へ工事の委託を行っており、工事施工の責任は指定管理者が負うことになるため、基本協定書の規定を逸脱しているように思える。

また、工事費用の財源を見ると、「南側三角部パネル補修工事」については、工事費の一部を指

定管理者が負担している。リスク分担上、本来は県が工事費用を負担すべきと考えるならば、指定管理者に負担させる根拠はない。この点、県によれば、「緊急的な工事であり、予算措置(補正・当初)を待つ暇が無いため、補修費用について県と劇場で費用を分担することで合意した。」とのことであるが、予算措置が不可能な理由及び指定管理者と行われた協議内容を明確に示す文書はない。

このため、県は、基本協定書において指定管理者が負担すべき修繕の対象を明確化するとともに、県がリスク負担すべき改修工事等は、原則として県の費用負担の下、県で直接工事を実施されたい。また、例外的に指定管理者で工事する場合は、県と指定管理者とのリスク分担を整理した上で、県と指定管理者で行った協議内容等が明確に記載された文書を作成されたい。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 第三者への委託の承認手続について【意見】

基本協定書第18条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができるとされている。

本施設においては、次の業務等について第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。

- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・中央監視管理業務
- ・舞台技術業務
- ・衛生害虫駆除業務
- ・排水設備清掃業務
- ・事業所等一般廃棄物収集運搬業務
- ・消防設備保守業務
- ・エレベーター保守業務
- ・空調機械保守業務
- ・舞台機械設備保守業務
- ・電話設備保守業務
- ・練習室音響設備保守業務
- ・ビル管理システム保守業務

第三者への委託が原則として禁止される趣旨は、事故の発生リスクの増大、事故発生時の責任の所在が不明確になること等が懸念されるためである。

これらを踏まえると、県が第三者への委託の承認を行う際には、当該懸念の内容を踏まえ、委託に係る重要な事項を把握した上で、慎重に判断すべきである。ここで、委託に係る重要な事項には、第三者への委託予定の業務内容のみならず、委託予定業者名、委託予定金額等の情報も含まれると考える。

このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。

② 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、業務報告書及び事業報告書に対するモニタリングの実施として、主な審査内容が記載されている。

<業務報告書>

- ・業務は適正に実施されているか
- ・利用状況は順調に推移しているか
- ・利用料金は順調に収受されているか
- ・利用者からの苦情や事故・トラブルへの対応は適切か 等

<事業報告書>

- ・業務が適正かつ確実に実施されたか
- ・利用状況は前年度と比較して改善したか
- ・収支決算状況は適正か
- ・保守点検、修繕、安全管理対策は適切に実施されたか
- ・利用者満足度調査結果、苦情等を改善に生かしているか
- ・運営目標は達成されたか
- ・広報の実施は適切に行われたか
- ・個人情報保護は適切に図られたか 等

指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、上記の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。

業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。

このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。

③ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、指定管理者である法人の財務分析については、審査表を作成する旨が記載されている。本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、上記の審査表は作成されていない。

県によれば、指定管理者の財務分析については、公社等経営評価シートによって、流動比率等の財務状況を審査しており、公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することで、審査表の作成に代えているとのことである。

しかし、公社等経営評価シートは公社等外郭団体の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公社等経営評価シートの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。

これらを踏まえると、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」で求められる審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

このため、県は、法人の決算書入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去 3 年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(出所:指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領)

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 指定管理候補者選定委員会について

(意見)

施設は相当に大規模、複雑であり、また、楽器や音響、照明機材等の種類や数も膨大であり現地視察なくして適切なヒアリングや選定作業は困難と思われるので、選定委員会においては現地視察をプログラムに含めるべきである。

【改善状況】改善されている

第2期募集時の選定委員会においては、委員による現地視察（平成22年6月23日）が実施されている。また、第3期以降の選定委員会においては、必要に応じて個別に現地視察が実施されている。全体として、改善されていると考えられる。

② 募集期間について

(意見)

募集期間は2ヶ月間確保されているが、施設の特性、規模に鑑み、より柔軟に募集期間を設定する必要がある。

【改善状況】改善されている

第3期以降の募集に当たっては、指定管理の手引に則り募集期間を約2ヶ月程度（第3期：平成27年7月1日～8月31日）（第4期：令和2年7月6日～9月7日）確保されており、問題ないと判断される。

③ 指定管理料について

(意見)

選定基準、選定手続の透明性は確保されているものの、指定管理料の基準価格の設定に当たっては、公平性を高める観点から、第二期指定においては再考するだけの価値があると考えられる。既述のとおり財団は大きな支出超過の状態にあるが、収支差額の不足を埋めるだけの県からの出損金を有しており、すでにスタートラインで差がついてしまっているからである。所管課によれば『「公募に際し、応募者の資産状況等による条件づけは適当でなく、制度の趣旨を活かし、どれだけ充実した自主文化事業を実施できるかで判断しており、財団が基金を保有していることは絶対的な参入障壁にはならない」「各種助成金の活用や費用の見直しにより事業費をねん出してもらいたい』との説明を受けた。確かに、文化事業に意欲を持つ、経験、実績、財務的基礎を有する団体は存在しており、そのような団体の応募の可能性もあり、その意味では絶対的な参入障壁ということとはできないが、基金を活用した財団の実績に匹敵する自主文化事業の事業計画を収支が賄われるように策定することは非常に困難なことと思われる。また、「各種助成金の活用や費用の見直しにより事業費をねん出してもらいたい」という言葉は、「財団なら助成金

や費用を見直さなくてもやっていける」と言っているように受け取れる。さらに、選定委員会議事録の閲覧によれば、応募者の資産状況には厳しい目が向けられている。所管課が考える自主文化事業の水準を維持し、かつ、応募の公平性を確保する手段としては、県からの出損金を一旦県に返還し(ただし、財団理事会の承認を要する。)、自主文化事業を含む適正な管理運営費を積算した上で指定管理料に上乘せする方法が考えられるが、第二期指定時の対応を注視する必要がある。

【改善状況】改善されている

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で収支に大きな影響があったことから、上記の意見の改善状況は令和元年度の収支を前提に検討した。令和元年度においても 16,550 千円の基金取崩収入が計上されたことで収支差額がプラスとなっていることから、結果として指定管理料が不足していた、ひいては第 3 期指定期間の指定管理料基準価格の設定に課題があったように思われる。ただし、「(2) 監査の結果 イ 指定管理者選定手続と協定書 ①指定管理者の公募について」に記載のとおり、事実上、本財団法人を前提とした指定管理者の選定になっている。

このため、現状においては、上記意見の記載にあるような県からの基金を前提にした指定管理料基準価格の設定にならざるを得ないとも考えられる。

このため、本報告書においては「改善されている」と記載するが、指定管理料基準価格の設定については、基金の活用等も含め、引き続き金額の妥当性を検討するよう県に期待する。

④ 業務仕様書について

(意見)

指定管理者は、施設の管理責任とともに備品の管理責任を併せて負うことになるため、善管注意義務を持って管理を行う必要があるが、善管注意義務に委ねるのみでなく、所管課は、特に取扱いに注意を要する備品については、業務仕様書において備品管理の具体的内容等を指示する必要がある。

【改善状況】改善されている

仕様書には、帳簿と現品が一致しているよう突合を適時行う旨が記載されており、改善されていると判断される。

⑤ 人員について

(意見)

所管課及び指定管理者の説明では、財団法人宮崎県立芸術劇場が、なぜ多数の県派遣職員を抱える必要があるのかということについては示し得ていない。所管課は、「宮崎県公社等改

革指針」の趣旨を踏まえて派遣のあり方について見直しを進めているが、県の公社改革制度導入の目的の一つである管理運営の効率性、すなわちコストパフォーマンスを高めるためには、さらに人員政策を見直すべきである。

【改善状況】改善されている

県は、「宮崎県公社等改革指針」の趣旨を踏まえて派遣のあり方について見直しを進めており、令和2年度における県派遣職員は1名のみとなっている。このため、改善されていると判断する。

⑥ 備品管理について

(意見)

県の「物品管理事務の手引」にいう「常に帳簿と現品が一致しているように突合を適時行い・・・」という言葉を待つまでもなく、県民の財産の保全を図ることは所管課の、そして、善管注意義務を課された指定管理者の責務である。数が膨大で、しかも物理的に現物確認が困難な状況にあることは分かるが、であるからこそ手引きを作り、3年で一巡するようにし、特に重要な備品については毎年定時に行うといった工夫を加えるべきと考える。

【改善状況】改善が不十分

指定管理者は、県から提示を受けた備品台帳に基づき、定期的かつ継続的に現物を確認し、確認結果をエクセル表に入力することで管理している。ただし、現物確認の手引きは作成されておらず、3年で一巡する、確認した結果を上席者が決裁するといったルール化もされていない。引き続き改善されることを期待する。

⑦ 実地調査によるモニタリングについて

(意見)

所管課の担当者はほぼ3年間で異動する。最低限必要で均質なまた、長期的視点に立ったモニタリング体制を構築するためには、そして、所管課の説明責任を果たすためにもモニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものとする。行政経営課によるモニタリング実施要領によれば、審査すべき項目が列挙されており、これを公の施設の特性に合わせて適宜アレンジすれば実務に耐えうるチェックリストが作成可能と思われる。収支報告書のチェックは、かなり専門的知識や経験を必要とする上、指定管理者は公益法人会計基準に従って決算書を作成しておりその知識も必要となるので、短期間で異動する所管課の担当者にその責を負わせることは酷な面もあるが、指定管理者の経営困難による指定管理者の指定の取消しも多数にのぼっている(平成21年10月総務省自治行政局行政課調べ)ことから、専門家の活用等によりこの問題を解決していくことが必要と考える。なお、

業務報告書については、記載されている事項に限って言えば問題ないと思われるが、所管課がタイムリーに現場の状況を把握し的確なモニタリングを行うためには次のような項目も業務仕様書において指示されるべきと考える。

- ①設備の大規模で複雑なことに鑑み、設備の保守、維持管理の状況
- ②利用実績については単なる入場者数だけではなく定員に対する入場者数
- ③アンケートの状況
- ④友の会の状況

また、事業報告書においても前記①②③は必要と考える。なお、運営協議会開催実績は、いつ、だれが参加して開催したとの記載だけで議事録の添付がないので、添付すべく改めるべきである。

【改善状況】 改善されていない

業務報告書及び事業報告書に係る審査チェックリスト及び審査の結果は整備保管されていない
(2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ②業務報告書及び事業報告書の審査について 参照)。

⑧ 利用者の声に基づくモニタリングについて

(意見)

利用者の声に基づくモニタリングを明文規定で行うため業務仕様書だけではなく基本協定書に上記のような「事業評価」の条項を設けるべきと考える。

【改善状況】 改善されている

県は、第3期指定期間以降に当たって、指定管理者からの事業計画書の中で、利用者満足度の把握方法等について提案させることとしており、また、基本協定書の仕様書においても利用者満足度調査を行うよう規定している。このため、改善されていると判断する。

3. 宮崎県東京学生寮(財産総合管理課)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県東京学生寮
指定管理者	ジャパンプロテクション(株)
根拠法令	公の施設に関する条例 宮崎県東京学生寮管理規則
設置目的	宮崎県出身者に対し、東京周辺の大学等の修学の便宜を図る。
所在地	東京都千代田区九段南4-8-2
施設概要	<p>< 構造 > 鉄骨鉄筋コンクリート造地上10階地下2階建 このうち学生寮部分は、 6～10階 寮室50室(全室二人部屋 1室2名定員、冷暖房設備あり) 5 階 学習室、洗濯室 1 階 学生寮事務室、学生ラウンジ 地下1階 浴室</p> <p>< 設 備 > 寮室 16.9㎡(約10畳) 各室 机、椅子、ベッド、ロッカー完備 共用 洗濯機、給湯器等</p>
開設時期	昭和47年4月
開館時間又は利用期間	—
休館日又は休日	なし
指定期間	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1団体
指定実績	平成18年度から平成29年度まで(第1期から第4期)
料金制導入区分	利用料金
業務内容	学生寮の管理運営業務(寮監業務、施設管理業務)
自主事業	コインランドリー使用料収入

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	9,215	9,215	0	9,215	9,215	0
	利用料金収入	19,024	17,144	1,880	19,024	13,872	5,152
	その他の収入	240	284	▲44	240	152	88
収入合計		28,479	26,643	1,836	28,479	23,239	5,240
支出	人件費	5,090	4,712	378	5,090	4,671	419
	維持管理費	12,021	10,589	1,432	11,646	9,689	1,957
	備品・消耗品費	171	244	▲73	171	303	▲132
	光熱水費	8,827	9,304	▲477	8,827	7,949	878
支出合計		26,109	24,849	1,260	25,734	22,612	3,122
収支差額		2,370	1,794	—	2,745	627	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
入寮者数(延べ人数)	868	685
稼働率(%)	72.3	57.1

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

東京都千代田区に立地する宮崎県東京ビルは、宮崎県出身の学生のための学生寮、職員宿舎、職員寮、フロンティアオフィス(県内中小企業を対象とした貸しオフィス)等の機能を有し、首都圏における宮崎県の施策推進のための重要な戦略拠点としての役割を担っている。学生寮部分は宮崎県出身者の東京周辺大学等への修学の便宜を図るという設置目的を果たしている。また、学生寮以外も併せて外部委託することで業務の効率性、経費の縮減が図られているものとする。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1者応募について【意見】

令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページ、新聞等により行っている。応募は1者のみであるが、現地説明会には令和2年度の選定時に2者、その前の選定時には3者参加しているとのことである。

現地説明会に複数参加しているにもかかわらず応募が1者の理由を質問したところ原因追及していないとのことであった。競争性確保のために広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、現地説明会に参加して応募していないところに応募しなかった理由をヒアリングして何が応募に当たっての障壁になったかを明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。

今後、宮崎県東京ビルは再整備(建替)が予定されており、現在の寮での募集はない(現指定管理者は令和4年度まで)が、建替後の寮も指定管理者制度の導入を想定しているとのことであるので1者応募の解消に役立つ情報収集に努めるべきと考える。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 自主事業について【意見】

指定管理者は自主事業としてコインランドリー事業を行っている。

募集要領によれば実施前の県の承認、協定締結時の協議が定められている。また、県によれば、自主事業は事業計画書において示され、業務仕様書の⑭その他東京学生寮の管理運営に必要な業務に入っているとのことであった。

自主事業について事業計画書には明示されておらず、収支計画書に記載があるのみとなっており、業務仕様書にもはっきりとは示されていない。自主事業の承認プロセスが明らかになるように文書化するとともに仕様書、協定書にも記載をして指定管理者と県との間での自主事業に関する合意を明確化しておくべきと考える。

・募集要領(6) 自主事業の実施等について

「実施前に県と協議を行い、県の承認を得ること。」

「事業計画書において提案された自主事業の詳細については、県と協定を締結する際に改めて協議を行うこととする。」

(出所：募集要領)

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 備品管理の規定方法について【意見】

宮崎県東京ビルに関する備品管理の方法、報告については安全管理マニュアルの備品管理（台帳整備、備品管理）に規定されている。一方で学生寮については基本協定書に備品管理に関する定めがある。学生寮の備品管理は安全管理マニュアルに従って行う旨を基本協定書に定めることで備品管理の方法がより明確になるものとする。

（備品の管理等）

第14条 乙は、管理業務の実施に当たり、甲が別に示す学生寮の備品台帳の備品を使用することができる。

2 前項の場合において、乙は善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

3 第1項の備品以外で、管理業務の実施上必要な備品の調達、更新、整備等については、乙が行うものとする。この場合において、当該費用は乙の負担とする。

（出所：宮崎県東京学生寮の管理運営に関する基本協定書）

② 第三者委託の検討資料について【意見】

ビル設備の点検・保守・清掃等については指定管理者が第三者に委託している部分がある。毎年度第三者への再委託の承認を行っているが、再委託先は前年度と同じであった。再委託先検討の資料はないとのことであった。設備、機器が古く、状況を理解している業者の方が有利であることや指定管理者が他のビルでも委託している業者が費用を抑えられる等から継続的に委託されているようである。委託先検討の結果、合理的理由により同一業者への委託が継続することは問題ない。しかし、少なくとも指定期間当初においては複数の業者から見積りを徴する方法等で経費縮減又は適正価格の維持が図られるように再委託先の検討をし、検討資料を残すことが望まれる。

③ 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、業務報告書、事業報告書の審査ポイントにつきチェックリストを用いて確認する考えはなく、それらも実地調査時のチェックリストと混同しているかに思えた。

各書類入手時に確認は行っているため担当者変更による漏れ防止や説明責任を果たすうえでモニタリング証跡をチェックリスト等により残すようにすべきである。

④ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等の基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益（経常損益）や収支比率、流動（固定）比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

（出所：指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領）

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 備品の管理について

(意見)

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

【改善状況】 改善されている

指定管理者により備品の現物確認と報告、施設所管課による実地調査時の確認が適切に行われている。

② 業務報告書の審査について

(意見)

業務報告書の審査チェックリストは作成されていない。また、業務報告書を受けて所管課の所見を述べた報告書等も整備、保管されていない。

【改善状況】 改善されていない

業務報告書の審査チェックリスト及び業務報告書を受けての所管課の所見を述べた報告書等は整備保管されていない((2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ③ 業務報告書及び事業報告書の審査について 参照)。

③ 事業報告書の審査について

(意見)

事業報告書の審査チェックリストは作成されていない。また、事業報告書を受けて所管課の所見を述べた報告書等も整備、保管されていない。

【改善状況】 改善されていない

事業報告書の審査チェックリスト及び業務報告書を受けての所管課の所見を述べた報告書等は整備保管されていない((2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ③ 業務報告書及び事業報告書の審査について 参照)。

④ 収支決算報告書に係る管理状況について

(意見)

所管課は、収支決算書、支出内訳書のチェックを行っているが、実際の指定管理者の会計帳簿との突き合わせも必要と思われる。

【改善状況】 改善されている

所管課は収支決算書及び支出内訳書を指定管理者の証憑書類と突合して確認している。

⑤ 決算書等報告の審査について

(意見)

決算書等報告書の審査表は作成されていない。指定管理者が経営破綻し、任期途中で継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政的基盤があるかどうかのチェックは重要であると思われる。

【改善状況】 改善されていない

指定管理者の決算書は入手しているものの経営状況に関する審査表は作成されていない((2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ④決算書等報告の審査表について 参照)。

⑥ 地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

(意見)

できるかぎり指定管理者制度の運営全般についての第三者による評価委員会等のモニタリングも検討していただきたい。

【改善状況】 改善が不十分

指定管理者制度の運営全般についての第三者評価は次期指定管理者選定委員会の際に選定委員により実施されている。しかし、当該評価の時期、時間、内容及び結果のフィードバック方法については検討を要する部分もある。

4. 宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター(福祉保健課)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター
指定管理者	株式会社文化コーポレーション
根拠法令	(ア)宮崎県福祉総合センター 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条 公の施設に関する条例(昭和39年条例第7号) 第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1のとおり公の施設を設置する。 (イ)県立母子福祉センター 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第39条 公の施設に関する条例(昭和39年条例第7号) 第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1のとおり公の施設を設置する。
設置目的	児童福祉法第40条の児童厚生施設、社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設
所在地	宮崎市原町2番22号
施設概要	敷地面積18,270㎡ 本館(県立母子福祉センターを含む)建築面積783㎡,延床面積

	3, 260㎡ 人材研修館建築面積854㎡, 延床面積3, 238㎡ 児童交通遊園9, 534㎡
開設時期	昭和55年11月
開館時間又は利用期間	8:30～21:30
休館日又は休日	12月29日～1月3日
指定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1 団体
指定実績	平成18年4月1日から平成30年3月31日(第1期から第4期)
料金制導入区分	導入していない
業務内容	各福祉センターの管理運営に係る業務
自主事業	ヨガ教室等

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	52,690	53,356	▲666	53,666	53,666	0
	雑収入	0	71	▲71	87	46	41
収入合計		52,690	53,427	▲737	53,753	53,712	41
支出	人件費	10,758	10,027	731	11,022	10,059	963
	光熱水費	12,458	12,336	122	12,352	10,776	1,576
	委託費	19,802	19,626	176	19,899	20,135	▲236
	雑費	5,084	5,433	▲349	5,376	6,285	▲909
	本社管理費	4,588	6,005	▲1,417	5,104	6,457	▲1,353
支出合計		52,690	53,427	▲737	53,753	53,712	41
収支差額		0	0	—	0	0	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
会場利用	80,120	33,736
交通遊園	11,580	8,660

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

当該施設は、指定管理者の事業計画書の基本方針によれば、

- ①福祉団体・ボランティア団体等の活動の場所として、
- ②幅広い県民が福祉・介護の知識や技能を取得できる場所として、
- ③社会福祉従事者や関係者が資質を向上する場所として、
- ④児童・園児が正しい交通知識を身につけ、遊びを通じて健全な育成を図る場所として、
- ⑤母子・父子家庭等の福祉に役立つ場所として、

設置されており、業務報告書からも、指定管理者に委託を行うことで、上記基本方針が遵守され、利用者の促進の他、業務の効率性や経費の縮減が図られているものと考えられる。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1者応募について【意見】

現在の指定管理者は第1期から第5期まで継続して指定管理者としての委託を受け、現在、第6期目の指定管理期間になっている。第1期に複数者の応募があった以降、第2期からは1者のみの応募にとどまっている状況が続いている。県によれば、募集の段階で、複数の業者に応募への声掛けをしているものの、結果としては、現在の指定管理者以外に手を挙げるところがない、とのことであった。原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、県が指定期間を3年間としていることから、複数者からの応募がないことは問題があると考えられる。

このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討することが望まれる。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 自主事業について【意見】

指定管理者は、自主事業としてヨガ教室やフラダンス教室等を主催しているが、その承認については、指定管理者選定時に提出される事業計画書の添付資料として自主事業計画書も提出され、それも含めて、県での包括的な指定管理者に関する選定となっているだけで、別途、自主事業に関する利用ごとに県の承認の文書があるわけではない。自主事業の承認プロセスが明らかに

なるように文書化するとともに仕様書、協定書にも記載をして指定管理者と県との間での自主事業に関する合意を明確化しておくべきと考える。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 再委託について【指摘事項】

基本協定書によれば、指定管理者がその業務の一部を第三者に委託する場合には、県の承認を得ることとなっているが、県への再委託業務の承認申請、県による承認という基本協定書に定める手続がなされていない。

② 収支差額について【指摘事項】

収支計算書を確認したところ、令和2年度の収支差額は、収入と諸費用の他に、本社管理費として費用を計上したため、結果としてゼロとなっていた。

ヒアリングによれば、これまで本社管理費を計上していなかったが、指定管理者の本社の関与があることを明らかにするために、本社管理費を計上したとのことであった。

本社管理費の計上自体を否定するつもりはないが、収入と諸費用の差額のすべてが本社管理費で、結果として収支差額がゼロという決算書は適切であるとは言えない。例えば、定額もしくは収入の一定割合という形で、本社管理費の計上の方法について事業計画書上で明らかにしたうえで、その方法に基づいた本社管理費の計上を行い、結果としての収支差額を算定しなければ、本来の指定管理施設の収支は明確にならないと考えられる。

③ 過年度開示済みの「指定管理者制度導入施設の管理運営実績について」(調査票)の遡及修正について【指摘事項】

県では、指定管理者制度導入施設の管理運営実績について、毎年度、その利用状況や収支状況(3ヶ年分)を記載した調査票を県のホームページ上で公開している。当該施設における令和元年度の調査票では、平成30年度と令和元年度の収支差額がそれぞれ5,584千円、6,005千円として開示されているが、令和2年度のそれでは、平成30年度、令和元年度ともに収支差額がゼロとなっており、過年度に開示された収支差額の数値が遡及されて修正されていた。

②に記載したとおり、これまでも発生していたであろう本社管理費を計上したことにより、過年度の数値も修正したとのことであったが、いったん公開された過年度の数値を遡って修正することは原則的には許されない措置であると考えられ、仮にそのような措置があった場合でも、利用する読者が分かりやすいように、どの部分の数値を、どのような理由で修正を行ったのか、それらのことも分かりやすく調査票に記載すべきである。

④ 備品の管理について【意見】

備品の管理については、運営委託開始時に、貸し付ける備品のリストを確認し、また年に一度、指定管理者とともに目視確認している。ただし、県自体で備品の実査を行っているわけではなく、またそのリストを持っているわけではない。今後は、指定管理者が実施した備品のチェックリストを入手するとともに、県自体もサンプリングで実査を実施するなどの対応が必要であり、それらを包括的に記載した業務仕様書の作成が必要であると考えられる。

⑤ 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、業務報告書、事業報告書の審査ポイントにつきチェックリストを用いて確認する考えはなく、それらも実地調査時のチェックリストと混同しているかに思えた。

各書類入手時に確認は行っているので担当者変更による漏れ防止や説明責任を果たすうえでモニタリング証跡をチェックリスト等を用いて残すようにすべきである。

⑥ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(出所:指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領)

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 再委託について

(意見)

再委託については、形式的な書類のやり取りに終わることなく再委託の必要性の確認等、所管課のモニタリング機能を十分に発揮することを望むところである。

【改善状況】 改善されていない

事業に関する再委託に関しては、指定管理者からの申請及び県によるその承認が実施されていない((2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ①再委託について 参照)。

② 備品管理について

(意見)

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

【改善状況】 改善が不十分

備品管理については、その方法について、改善が必要であると考えられる((2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ④備品の管理について 参照)。

③ モニタリングについて

(意見)

所管課の担当者はほぼ3年間で異動する。最低限必要で均質なまた、長期的視点に立ったモニタリング体制を構築するためには、そして、所管課の説明責任を果たすためにもモニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものと考ええる。

【改善状況】 改善されていない

事業報告書の審査チェックリスト及び業務報告書を受けての所管課の所見を述べた報告書等は整備保管されていない((2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ⑤業務報告書及び事業報告書の審査について 参照)。

5. 県立視覚障害者センター(障がい福祉課)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	県立視覚障害者センター
指定管理者	公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会
根拠法令	公の施設に関する条例第 2 条 県立視覚障害者センター規則 身体障害者福祉法第 34 条
設置目的	身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 34 条に規定する視聴覚障害者情報提供施設
所在地	宮崎県宮崎市江平西 2 丁目 1 番 20 号 宮崎県生活情報センター1 階
施設概要	宮崎県生活情報センター1 階 敷地面積:2,296 m ² (宮崎県生活情報センター敷地全体) 床面積:861.79 m ² (県立視覚障害者センター分)
開設時期	平成 7 年 4 月 1 日
開館時間又は利用期間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
休館日又は休日	水曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1 団体
指定実績	平成 18 年度から指定管理の実績有り
料金制導入区分	導入なし
業務内容	センターの利用に関する業務、センターの維持及び保全に関する業務、センターにおける視覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務、点訳図書及び録音図書の貸出及び閲覧に関する業務、点字図書及び録音図書の製作・刊行及び受入に関する業務、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成及び指導に関する業務、視覚障がい者に対する点字講習・技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務、視覚障がい者等に対する相談業務、その他知事が必要と認める業務

自主事業	① 視覚障害者センター事業 個人から蔵書購入希望があった場合の実費(点字用紙等)収入 ② 点訳・音訳資料製作事業 各団体から資料の点訳・音訳依頼があった場合の利用料収入 ③ 補装具等斡旋事業 補装具や日常生活用具について購入あっせんを行った場合の手数料収入
------	---

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	事業収益	90	100	▲10	90	69	21
	委託事業収益 (指定管理料)	25,556	26,029	▲473	26,029	26,029	0
	雑収益	5	11	▲6	5	6	▲1
収入合計		25,651	26,140	▲489	26,124	26,104	20
支出	人件費	21,552	21,125	427	21,738	20,987	751
	備品・消耗品費	137	1,721	▲1,584	232	1,106	▲874
	光熱水量費	1,278	1,084	194	1,400	920	480
	保険料	7	7	0	7	7	0
	その他支出	2,678	2,288	390	2,748	2,884	▲136
支出合計		25,652	26,225	▲573	26,125	25,904	221
収支差額		▲1	▲85	—	▲1	200	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
研修室・三療研修室	2,410	2,024
談話室	1,066	291
閲覧室	1,405	302
録音室	1,072	498

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

当該施設は身体障害者福祉法第 34 条の規定に基づき設置されたもので、点字図書及び録音図書の製作、貸出及び閲覧事業を主たる業務として行い、合わせて点訳・朗読奉仕員の育成指導、点字図書等の奨励及び視覚障がい者等に対する相談事業を実施することにより、視覚障がい者の福祉に資することを目的として設置されている。業務報告書からも視覚障がい者に対するサービス向上が十分に発揮されており、外部委託することで業務の効率性、経費の縮減が図られているものとする。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1 者応募について【意見】

令和 2 年度の指定管理者選定時の応募は 1 者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページにより行っている。

募集要項について条件等見直しを検討した調書は無かった。競争性確保のために施設所管課が広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。

② 施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について【指摘事項】

指定管理を行っている施設の中に指定管理者が本社機能を有する場合がある。この場合、指定管理者は本社機能部分と指定管理者の事務所として機能している部分を明確に分ける必要がある。本社機能部分については「財産に関する条例」、「公有財産取扱規則」及び「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従って行政財産の目的外使用として使用料を県に支払うか支払わない場合でも減免の手続きが必要となる。一方、指定管理業務の事務所として使っている部分の使用料は発生しない。通常の団体が公の施設に入居している場合には、行政財産の目的外使用として使用料を県に支払っている。

しかし、指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。

③ 指定管理期間について【意見】

当該施設は指定管理期間を3年としている。施設の運営においては一定の専門性が不可欠であるため指定管理期間を5年とする考え方もあるが、県は国庫補助の基準額に基づいて指定管理料の積算をしており、基準額の変更等行政的事情の変化に的確に対応するため3年としている。しかし九州内では佐賀県、長崎県及び鹿児島県が指定管理期間を5年としており、工夫すれば県が指定管理期間を3年としている理由に該当するケースは薄れているのではないかと推測するところである。したがって、指定管理期間を5年にしない理由を再検討すべきではないかと考える。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 指定管理料の算定について【意見】

指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、必要に応じて同種同規模の他県事例と比較して、著しい差異がないか検証するのが望ましい。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 実地調査の審査について【意見】

「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、チェックリストに記載されている確認方法は制度所管課が示した一例のままであった。必要に応じて施設に適した具体的な確認方法の見直しを行い、モニタリングの実効性確保に努めるべきである。

② 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等の基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益（経常損益）や収支比率、流動（固定）比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

（出所：指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領）

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 備品の管理について

（意見）

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

【改善状況】改善されている

モニタリング時に全備品を対象に確認を行っている。

② 実地調査によるモニタリングについて

（意見）

モニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものとする。収支報告書や決算報告書のチェックは、専門家の活用等によりこの問題を解決していくことが必要と考える。協会の場合は決算報告書が充実しており問題ないが、誰が指定管理者になっても対応できるよう貸借対照表や財産目録の添付を基本協定書で義務付けるべきと考える。

【改善状況】改善が不十分

基本協定書に「決算書」の定義に関する規定を設けることで、貸借対照表等の提出を義務付けられた点は改善している。モニタリングについては(2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ①実地調査の審査について ②決算書等報告の審査表についてのとおりであり改善が不十分と言える。

6. 県立聴覚障害者センター(障がい福祉課)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	県立聴覚障害者センター
指定管理者	社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会
根拠法令	公の施設に関する条例第 2 条 県立聴覚障害者センター規則 身体障害者福祉法第 34 条
設置目的	身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 34 条に規定する視聴覚障害者情報提供施設
所在地	宮崎県宮崎市江平西 2 丁目 1 番 20 号 宮崎県生活情報センター 2 階
施設概要	宮崎県生活情報センター 2 階 敷地面積:2,296 m ² (宮崎県生活情報センター敷地全体) 床面積:815 m ² (県立聴覚障害者センター分)
開設時期	平成 7 年 4 月 1 日
開館時間又は利用期間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで
休館日又は休日	水曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1 団体
指定実績	平成 18 年度から指定管理の実績有り
料金制導入区分	導入なし
業務内容	センターの利用に関する業務、センターの維持及び保全に関する業務、センターにおける聴覚障がい者に関する啓発事業の企画運営業務、聴覚障がい者用字幕(手話)入り DVD 等の製作及び貸出業務、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の養成及び派遣に関する業務、聴覚障がい者等に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務、聴覚障がい者等に対する相談業務、その他知事が必要と認める業務

自主事業	①機関紙購読料収入 ②講師派遣事業収入 ③通訳者等派遣事業収入 ④手話通訳者全国統一試験受験手数料収入 ⑤自主製作ビデオ収入
------	--

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	事業受託金 (指定管理料)	25,934	25,934	0	25,933	25,933	0
収入合計		25,934	25,934	0	25,933	25,933	0
支出	人件費	23,352	23,207	145	23,372	23,500	▲128
	消耗器具備 品費	265	648	▲383	276	291	▲15
	水道光熱費	1,050	931	119	1,000	911	89
	研修研究費	140	137	3	135	0	135
	修繕費	70	35	35	30	315	▲285
	保険料	10	10	0	10	10	0
	その他支出	1,047	966	81	1,110	906	204
支出合計		25,934	25,934	0	25,933	25,933	0
収支差額		0	0	—	0	0	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
研修室	1,849	651
試写室	1,248	552
交流ホール	2,326	1,061
談話コーナー	177	139

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

当該施設は身体障害者福祉法第 34 条の規定に基づき設置されたもので、聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープの制作及び貸出事業を主たる業務として行い、併せて手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等コミュニケーション支援事業及び聴覚障がい者に対する相談事業を実施することにより、聴覚障がい者の福祉に資することを目的として設置されている。業務報告書からも聴覚障がい者に対するサービス向上が十分に発揮されており、外部委託することで業務の効率性、経費の縮減が図られているものとする。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1 者応募について【意見】

令和 2 年度の指定管理者選定時の応募は 1 者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページにより行っている。

募集要項について条件等見直しを検討した調書は無かった。競争性確保のために施設所管課が広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。

② 施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について【指摘事項】

指定管理を行っている施設の中に指定管理者が本社機能を有する場合がある。この場合、指定管理者は本社機能部分と指定管理者の事務所として機能している部分を明確に分ける必要がある。本社機能部分については「財産に関する条例」、「公有財産取扱規則」及び「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従って行政財産の目的外使用として使用料を県に支払うか支払わない場合でも減免の手続きが必要となる。一方、指定管理業務の事務所として使っている部分の使用料は発生しない。通常の団体が公の施設に入居している場合には、行政財産の目的外使用として使用料を県に支払っている。

しかし、指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続がなされなかったりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。

③ 指定管理期間について【意見】

当該施設は指定管理期間を3年としている。施設の運営においては一定の専門性が不可欠であるため指定管理期間を5年とする考え方もあるが、県は国庫補助の基準額に基づいて指定管理料の積算をしており、基準額の変更等行政的事情の変化に的確に対応するため3年としている。しかし九州内では長崎県及び鹿児島県が指定管理期間を5年としており、工夫すれば県が指定管理期間を3年としている理由に該当するケースは薄れているのではないかと推測するところである。したがって、指定管理期間を5年にしない理由を再検討すべきではないかと考える。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 指定管理料の算定について【意見】

指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、必要に応じて同種同規模の他県事例と比較して、著しい差異がないか検証するのが望ましい。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 実地調査の審査について【意見】

「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、チェックリストに記載されている確認方法は制度所管課が示した一例のままであった。必要に応じて施設に適した具体的な確認方法の見直しを行い、モニタリングの実効性確保に努めるべきである。

② 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益（経常損益）や収支比率、流動（固定）比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

（出所：指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領）

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 備品の管理について

（意見）

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

【改善状況】改善されている

モニタリング時に全備品を対象に確認を行っている。

② 実地調査によるモニタリングについて

（意見）

モニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものとする。収支報告書や決算報告書のチェックは、専門家の活用等によりこの問題を解決していくことが必要と考える。協会の場合は決算報告書が充実しており問題ないが、誰が指定管理者になっても対応できるよう貸借対照表や財産目録の添付を基本協定書で義務付けるべきと考える。

【改善状況】改善が不十分

基本協定書に「決算書」の定義に関する規定を設けることで、貸借対照表等の提出を義務付けられた点は改善している。モニタリングについては(2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ①実地調査の審査について ②決算書等報告の審査表について のとおりであり改善が不十分と言える。

7. 宮崎県青島青少年自然の家(宮崎県青島少年自然の家)(こども家庭課)

宮崎県むかばき青少年自然の家(宮崎県むかばき少年自然の家)(こども家庭課)

宮崎県御池青少年自然の家(宮崎県御池少年自然の家)(こども家庭課)

(1)施設概要

● 宮崎県青島青少年自然の家

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県青島青少年自然の家(宮崎県青島少年自然の家)
指定管理者	学校法人宮崎総合学院
根拠法令	(ア)公の施設に関する条例(昭和39年条例第7号) 第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1のとおり公の施設を設置する。 (イ)教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年条例第36号) 第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1に掲げるとおり教育関係の公の施設を設置する。
設置目的	集団宿泊生活や野外活動等を通じて豊かな情操や社会性を養うとともに、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を目的とする。
所在地	宮崎市大字熊野藤兵衛中州
施設概要	本館:地上3階、地下1階 総合研修館:地上2階 宿泊室(304人) 10人部屋×8 20人部屋×10 2人部屋×4(引率者用) 4人部屋×4(引率者用) 研修室 大研修室(180人程度) 中研修室(80人程度)

	小研修室(20人程度) 和室(15人程度) 1A研修室(45人程度) 創作工芸館(90人程度) 体育室(体育館) レストラン 運動広場 キャンプ場(テントサイト) 炊飯棟(2棟) ファイヤー場 屋上一時避難所(標高約16m)
開設時期	昭和50年9月
開館時間又は利用期間	—
休館日又は休日	年中無休
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1 団体
指定実績	平成18年4月1日から平成31年3月31日まで(第1期から第3期)
料金制導入区分	利用料金制
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の利用許可等に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・利用申請内容の審査 ・許可及び利用許可書の交付 ○施設の維持及び保全に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の清掃 ・シーツ、枕カバー等の衛生管理 ・設備、備品の保守管理 ・施設内の樹木、芝生、池の環境整備 ・宿直及び警備 ○主催事業及び指定事業の実施に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画 ・事業の周知及び参加者募集 ・事業の実施 ○受入事業指導に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体の活動プログラム調整 ・利用団体への指導・助言 ○利用者の安全の確保に関する業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルの策定等 ・災害時の利用者の避難誘導 ・利用者の活動中の事故防止、安全点検 ・利用者の病気やけが、食中毒等への対応 ・損害保険の加入 ○食堂の運営に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・衛生、栄養管理を考慮した業者の選定 ・食事料金に関する業務 ・野外炊飯の提供、管理 ○その他施設運営に必要な業務 <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体間の調整、施設の利用ルールの周知 ・利用者数及び満足度等の統計業務 ・施設運営に係る庶務、経理 ・その他管理運営に必要な業務
自主事業	—

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	122,940	122,940	0	123,056	123,056	0
	利用料金収入	3,840	2,655	1,185	3,579	395	3,184
	その他の収入	4,740	3,932	808	4,366	1,117	3,249
収入合計		131,520	129,527	1,993	131,001	124,568	6,433
支出	人件費	67,000	66,171	829	67,030	67,909	▲879
	光熱水費	13,295	14,092	▲797	13,325	7,327	5,998
	外注経費	24,706	24,330	376	26,010	24,566	1,444
	事業費	4,372	4,096	276	3,509	1,997	1,512
	その他	22,147	20,784	1,363	21,127	22,590	▲1,463
支出合計		131,520	129,473	2,047	131,001	124,389	6,612
収支差額		0	54	—	0	180	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
利用延人数	63,142	24,961
宿泊延人数	22,237	5,014

● 宮崎県むかばき青少年自然の家

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県むかばき青少年自然の家(宮崎県むかばき少年自然の家)
指定管理者	学校法人宮崎総合学院
根拠法令	(ア)公の施設に関する条例(昭和39年条例第7号) 第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1のとおり公の施設を設置する。 (イ)教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年条例第36号) 第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1に掲げるとおり教育関係の公の施設を設置する。
設置目的	集団宿泊生活や野外活動等を通じて豊かな情操や社会性を養うとともに、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を目的とする。
所在地	延岡市行藤町760の3
施設概要	1階 プレイホール プログラム室 医務室 トイレ 2階 創作室 第1研修室 第2研修室 会議室 ラウンジ 事務室

	警備員室 食堂 引率者用浴室 身障者用浴室トイレ 車椅子用トイレ トイレ 3階 宿泊室 洋室(8名)×19 和室(15名)×4 大浴場 トイレ 洗面所 3階テラス 天体ドーム 野外 つどいの広場 キャンプ場 野外炊飯場 営火場 ゲームの広場 運動広場 杉の切り株の場 沢 駐車場
開設時期	昭和58年4月
開館時間又は利用期間	—
休館日又は休日	年中無休
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1団体
指定実績	平成18年4月1日から平成31年3月31日まで(第1期から第3期)
料金制導入区分	利用料金制
業務内容	○施設の利用許可等に関する業務 ・利用申請内容の審査 ・許可及び利用許可書の交付

	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の維持及び保全に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の清掃 ・シーツ、枕カバー等の衛生管理 ・設備、備品の保守管理 ・施設内の樹木、芝生の環境整備 ・宿直及び警備 ○主催事業及び指定事業の実施に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画 ・事業の周知及び参加者募集 ・事業の実施 ○受入事業指導に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体の活動プログラム調整 ・利用団体への指導・助言 ○利用者の安全の確保に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルの策定等 ・災害時の利用者の避難誘導 ・利用者の活動中の事故防止、安全点検 ・利用者の病気やけが、食中毒等への対応 ・損害保険の加入 ○食堂の運営に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・衛生、栄養管理を考慮した業者の選定 ・食事料金に関する業務 ・野外炊飯の提供、管理 ○その他施設運営に必要な業務 <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体間の調整、施設の利用ルールの周知 ・利用者数及び満足度等の統計業務 ・施設運営に係る庶務、経理 ・その他管理運営に必要な業務
自主事業	—

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	79,421	79,421	0	81,170	78,370	2,800
	利用料金収入	1,350	1,218	132	1,450	275	1,175
	その他の収入	2,080	2,053	27	2,000	675	1,325
収入合計		82,851	82,692	159	84,620	79,320	5,300
支出	人件費	43,719	44,233	▲514	43,760	45,201	▲1,441
	光熱水費	5,113	5,095	18	5,375	3,165	2,210
	外注経費	14,282	14,387	▲105	14,511	14,476	35
	事業費	3,704	2,858	846	3,766	1,554	2,212
	その他	16,033	16,068	▲35	17,208	14,843	2,365
支出合計		82,851	82,641	210	84,620	79,238	5,382
収支差額		0	51	—	0	81	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
利用延人数	31,601	11,020
宿泊延人数	12,686	2,603

● 宮崎県御池青少年自然の家

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県御池青少年自然の家(宮崎県御池少年自然の家)
指定管理者	学校法人宮崎総合学院
根拠法令	(ア)公の施設に関する条例(昭和39年条例第7号) 第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1のとおり公の施設を設置する。 (イ)教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年条例第36号) 第2条 県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、別表第1に掲げるとおり教育関係の公の施設を設置する。
設置目的	集団宿泊生活や野外活動等を通じて豊かな情操や社会性を養う

	とともに、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を目的とする。
所在地	都城市夏尾町5988の30
施設概要	本館 地上2階 宿泊室(200人) 16人部屋×2、8人部屋×19、2人部屋×2、3人部屋×4 研修室 大研修室(100人程度)・小研修室【和・洋】(各30人程度) 創作室(80人程度) 食堂(230人) 談話室 体育館 運動広場 キャンプ場(200人) 野外炊飯場 営火場
開設時期	平成3年10月
開館時間又は利用期間	—
休館日又は休日	年中無休
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1 団体
指定実績	平成18年4月1日から平成31年3月31日まで(第1期から第3期)
料金制導入区分	利用料金制
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の利用許可等に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・利用申請内容の審査 ・許可及び利用許可書の交付 ○施設の維持及び保全に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の清掃 ・シーツ、枕カバー等の衛生管理 ・設備、備品の保守管理 ・施設内の樹木、芝生の環境整備 ・宿直及び警備 ○主催事業及び指定事業の実施に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画 ・事業の周知及び参加者募集

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施 ○受入事業指導に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体の活動プログラム調整 ・利用団体への指導・助言 ○利用者の安全の確保に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルの策定等 ・災害時の利用者の避難誘導 ・利用者の活動中の事故防止、安全点検 ・利用者の病気やけが、食中毒等への対応 ・損害保険の加入 ○食堂の運営に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・衛生、栄養管理を考慮した業者の選定 ・食事料金に関する業務 ・野外炊飯の提供、管理 ○その他施設運営に必要な業務 <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体間の調整、施設の利用ルールの周知 ・利用者数及び満足度等の統計業務 ・施設運営に係る庶務、経理 ・その他管理運営に必要な業務
自主事業	—

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	82,684	82,684	0	83,699	86,499	▲2,800
	利用料金収入	1,210	1,126	84	1,300	149	1,151
	その他の収入	1,380	1,227	153	1,410	500	910
収入合計		85,274	85,036	238	86,409	87,148	▲739
支出	人件費	44,066	44,152	▲86	44,090	47,993	▲3,903
	光熱水費	5,252	4,767	485	6,010	2,812	3,198
	外注経費	15,112	15,005	107	15,219	18,209	▲2,990
	事業費	4,424	5,326	▲902	4,640	3,761	879
	その他	16,420	15,736	684	16,450	14,297	2,153
支出合計		85,274	84,986	288	86,409	87,072	▲663
収支差額		0	50	—	0	75	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
利用延人数	34,689	10,892
宿泊延人数	9,175	2,431

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

こども家庭課が所管する青島青少年自然の家(青島少年自然の家)、むかばき青少年自然の家(むかばき少年自然の家)、御池青少年自然の家(御池少年自然の家)の3施設については、平成18年度より指定管理者制度を導入し、現在第4期目の指定管理期間になっている。当該施設は、設置目的にもあるとおり、自然体験活動や集団宿泊生活等を通じて、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を進めるために設置され、業務報告書からも、指定管理者に委託を行うことで、利用者の促進の他、業務の効率性や経費の縮減が図られているものと考えられる。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 3施設パッケージでの指定管理者募集について【意見】

青島青少年自然の家、むかばき青少年自然の家、御池青少年自然の家の3施設については、1施設ごとにかかなりの規模の施設であるだけでなく、地理的にかかなり離れているところであるにも拘らず、3施設がパッケージでの指定管理者の募集を行っている。

県によれば、3施設とも同一の理念に基づく施設であり、県から施設への連絡時に、1ヶ所にだけ連絡すれば済むという容易さの他、以下のようなメリットもあって、パッケージでの募集になっている、ということであった。

- 3施設間で人員交流、異動への対応等による、3施設の高い運営スキルの確保と平準化を実施可能
- 経験豊富な職員確保が厳しい中での効率的な配置や、人的相互支援等による休暇の確保等が可能
- 3施設での物品等の調達等をはじめとするスケールメリット等をいかした指定管理料の効率的な使用

- 3施設が連携した施設の運営(時期的な使用希望集中への対応、3施設連携の主催事業の実施)

しかし、第1期の指定管理期間では複数者の応募があった以降、第2期以降は1者の応募のみにとどまっており、競争が働かなくなっていることも事実である。県の事情で指定管理施設の募集方法を検討するだけでなく、如何に応募がしやすい環境を作るか、という視点から募集方法を工夫するとすれば、1施設ごとにそれぞれ指定管理者を募集するという方法も一つの方法であると考えられる。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

指定管理者選定に関する書類を閲覧したところ、指定管理料の積算は適切に行われているものと考えられ、利用料金についても県の条例に基づき適切に定められている。なお、自主事業は行われていない。特段の指摘事項及び意見はない。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 実施事業の変動について【意見】

令和2年度は、コロナ禍により休館もあったことから、利用者数も減少し、計画していた事業も7割程度の実施にとどまっている。そのため、水道光熱費をはじめとした利用者数によって増減する変動費は実績が予算を大きく下回ったが、収支の状況を見ると、ほぼ計画通りの収支結果となっている。

ヒアリングによれば、新型コロナウイルスによる閉館期間において、職員による点検が例年より緻密に行えたことや、通常なら施設の利用休止のもとに行うような修繕も行うことができたことなどから、年度当初には計画になかった修繕もあり、そのような着地になったとのことであった。

たしかに、3施設とも老朽化が見られ、修繕が必要な個所が多いことは容易に想像でき、実際、現場往査を行ったところ、つい先日、天井の梁表面のモルタルが一部剥げ落ち、一区画が立ち入り禁止になっているところさえも見受けられた。

しかし、収支結果だけを見れば、変動費の減少分をそのまま修繕費にあてたように見受けられかねない。このため、事業計画書に記載された費用を修繕費等の他の費用に回す際には、金額や必要性等に応じ、県による事前承認を必要とするなど、適切な手続きを定めておくことが望ましいと考える。

② 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング

実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しが行なわれている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(出所:指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領)

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 募集の告知及び募集期間について

(意見)

募集期間は2ヶ月間確保されているが、施設の特性、規模に鑑み、より柔軟に募集期間を設定する必要がある。

【改善状況】 改善が不十分

募集期間については、従前より変わらず2ヶ月間そのままとなっている。これは、行政改革推進室が示している「指定管理者指定手続等の手引」のスケジュールに従い、県が実施する他の指定管理施設においても同様の期間となっており、それらと比較すれば不十分な期間となっているわけではないが、地理的に遠く、規模も大きな施設であるだけに、如何に応募がしやすい環境を作るかという視点から、上述の通り、3施設パッケージでの募集という要件だけではなく、公募期間においても同様の期間でよいのかどうかは、再度、検討が望まれる。

② 寄附行為について

(意見)

指定管理者は「指定管理部」という事業部を設け、宮崎市からも指定管理者の指定を受けており、寄附行為にも指定管理業務について記載すべきと考える。

【改善状況】 改善されている

指定管理者の寄附行為には、指定管理業務のことが明記されていることを確認した。

③ 備品管理について

(意見)

指定管理者は、施設の管理責任とともに備品の管理責任を併せて負うことになるため、善管注意義務をもって管理を行う必要があるが、善管注意義務に委ねるのみでなく、所管課は、特に取扱いに注意を要する備品については、業務仕様書において備品管理の具体的内容等を指示する必要がある。

また、所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

【改善状況】 改善されている

備品管理については、実地調査チェックリストに従い、指定管理者が実施した備品確認状況を書面審査する他、県自らも近年購入した備品の状況を実際に確認するようにしている。

④ モニタリングについて

(意見)

所管課の担当者はほぼ3年間で異動する。最低限必要で均質なまた、長期的視点に立ったモニタリング体制を構築するためには、そして、所管課の説明責任を果たすためにもモニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、また、審査の結果は保管されるべきものと考ええる。

【改善状況】 改善が不十分

業務報告書、事業報告書のチェックリストをもとに、指定管理者の業務が適切に行われているかどうかのモニタリングは適切に行われているが、最終的な法人の決算書に対するモニタリングが不十分であると考えられる。(2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ② 決算書等報告の審査表について 参照)

8. 宮崎県林業技術センター(森林経営課)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県林業技術センター(森とのふれあい施設)
指定管理者	公益社団法人宮崎県森林林業協会
根拠法令	公の施設に関する条例
設置目的	林業技術センター内における林業に関する知識及び技術の習得 施設並びに森とのふれあいの場を提供するための施設
所在地	東臼杵郡美郷町西郷田代1561番地1
施設概要	<p>a 森の科学館 木造平屋1階建 事務室、展示ロビー、講義室 木作業室等</p> <p>b 研修寮 木造平屋1階建 管理室、宿泊室、食堂等</p> <p>c 森林植物園 敷地面積:3.6ha 見本園、樹木園</p> <p>d 体験の森 敷地面積:4.7ha 森林、遊歩道、炭焼き窯</p> <p>e 親水広場 敷地面積:0.9ha</p> <p>f 駐車場 敷地面積:3,163㎡</p> <p>g 屋外便所 木造平屋1階建</p>
開設時期	平成元年2月
開館時間又は利用期間	森の科学館 : 午前9時から午後5時まで 研 修 寮 : 午前0時から午後12時まで 1月4日から12月28日まで

休館日又は休日	森の科学館:毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日) 研修寮:土曜日、日曜日、祝日(ただし、利用者がいる場合は開所する)
指定期間	平成30年4月1日～令和3年3月31日
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1団体
指定実績	第1期:平成18年度～平成20年度 第2期:平成21年度～平成23年度 第3期:平成24年度～平成26年度 第4期:平成27年度～平成29年度
料金制導入区分	主催研修参加料 木工材料費 研修寮費 ・研修宿泊代 1泊 1,070円 ・食事代 朝食380円、昼食500円、夕食1,580円 ・クリーニング代 220円
業務内容	〈森の科学館〉 ・講義室及び木工作業室の施設利用許可業務 ・一般県民を対象とした森林・林業等に関する研修の企画及び開催に関する業務 ・利用者による自主研修等の受け入れ、指導、案内に関する業務 ・一般来所者の案内等に関する業務 〈研修寮〉 ・研修寮の利用許可業務 ・利用料の徴収に関する業務 ・利用者への浴場提供業務 ・利用者への食事提供業務 ・舎監(宿直)業務 〈施設の維持管理業務〉 ・樹木、芝等維持管理業務 ・清掃管理業務 ・保守点検業務 ・修繕業務 ・巡回業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・異常気象等(台風、豪雨等)の緊急時の対応業務 ・事故等の対応業務
自主事業	<p>〈受入れ対象〉</p> <p>幼・小学校家庭教育学習、社会教育関係団体、小・中学校児童生徒、親子会・婦人会、高齢者教室、家族・グループ</p> <p>〈支援内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木工や木の実クラフト等体験型プログラムにおける工作技術の指導等 ・野外活動における自然植生等の解説・指導 ・森林に関する環境教育等について講話・講義等

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収 入	県委託料	26,787	26,787	0	26,787	26,787	0
	利用料収入	596	667	▲71	604	297	307
	食事代収入	1,674	1,863	▲188	1,674	1,430	244
	研修材料代収入	1,050	961	89	1,050	487	563
	クリーニング代収入	68	101	▲33	68	33	35
	雑収入	70	107	▲37	70	2	68
	受取利息	0	0	0	0	0	0
収入合計		30,245	30,486	▲241	30,253	29,036	1,217
支 出	人件費	19,884	20,407	▲523	19,885	21,828	▲1,943
	給与・手当等(常勤)	8,854	10,498	▲1,644	8,854	11,341	▲2,487
	賃金	8,443	7,304	1,139	8,444	7,602	842
	法定福利費・福利厚生費	2,587	2,605	▲18	2,587	2,885	▲298
	報償費	210	271	▲61	210	119	91
	旅費	280	170	110	280	133	147
	特別旅費(講師)	110	27	83	110	15	95
	普通旅費(職員)	170	143	27	170	118	52
	需用費	3,348	4,681	▲1,333	3,348	2,946	402
	消耗品費	325	605	▲280	325	593	▲268

印刷製本費	315	297	18	315	250	65
光熱水費	896	1,011	▲115	896	833	63
修繕費	407	189	218	407	134	273
材料費	1,222	1,320	▲98	1,222	782	440
燃料費	183	288	▲105	183	273	▲90
備品購入費	0	971	▲971	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	81	▲81
役 務 費	790	801	▲11	790	611	179
電話料	142	140	2	142	129	13
郵便料、運送料、 インターネット	203	214	▲11	203	167	36
広告料、手数料	300	302	▲2	300	194	106
保険料	145	145	0	145	121	24
委 託 料	31	28	3	31	24	7
賃 借 料	1,028	973	55	1,028	949	79
そ の 他	2,679	2,801	▲122	2,679	1,580	1,099
食材費	1,420	1,451	▲31	1,420	1,172	248
クリーニング代	222	131	91	222	38	184
研修材料費	916	1,105	▲189	916	245	671
研修図書費	91	109	▲18	91	120	▲29
雑費	30	5	25	30	5	25
租 税 公 課	1,995	1,940	55	2,002	2,084	▲82
印紙代他	9	1	8	9	22	▲13
消費税	1,986	1,939	47	1,993	2,062	▲69
県への利用料納付額	0	0	0	0	0	0
支 出 総 計	30,245	32,072	▲1,827	30,253	30,274	▲21
収 支 差 額	0	▲1,586	—	0	▲1,238	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
施設利用者数	7,009	2,072
主催研修利用者数	2,155	366
自主研修利用者数	2,052	768
研修寮利用者数	774	278

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

当該施設は、林業技術センター内における林業に関する知識及び技術の習得施設並びに森とのふれあいの場を提供するための施設として設置されており、業務報告書からも、指定管理者に委託を行うことで、上記目的を履行するために様々な施策が行われ、利用者の促進の他、業務の効率性や経費の縮減が図られているものと考えられる。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1者応募について【意見】

現在の指定管理者は第5期目の指定管理期間(今回の包括外部監査の監査対象期間である令和2年度までの期間)になっている。第1期目以降、現在の指定管理者の応募のみにとどまっている。もちろん、地理的条件等により、その他の民間会社が手を出しづらい施設であることは想像がつくところである。しかし、それでもなお継続的に競争性を高めるために業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討することが望まれる。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 自主事業について【意見】

指定管理者は、自主事業として工作技術の指導教室等を主催しているが、その承認については、指定管理者選定時に提出される事業計画書の中で記載されており、それについて県での包括的な指定管理者に関する選定となっているだけで、別途、自主事業に関する利用ごとに県の承認の文書があるわけではない。自主事業の承認プロセスが明らかになるように文書化するとともに仕様書、協定書にも記載をして指定管理者と県との間での自主事業に関する合意を明確化しておくべきと考える。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、業務報告書及び事業報告書に対するモニタリングの実施として、主な審査内容が記載されている。

<業務報告書>

- ・業務は適正に実施されているか
- ・利用状況は順調に推移しているか
- ・利用料金は順調に収受されているか
- ・利用者からの苦情や事故・トラブルへの対応は適切か 等

<事業報告書>

- ・業務が適正かつ確実に実施されたか
- ・利用状況は前年度と比較して改善したか
- ・収支決算状況は適正か
- ・保守点検、修繕、安全管理対策は適切に実施されたか
- ・利用者満足度調査結果、苦情等を改善に生かしているか
- ・運営目標は達成されたか
- ・広報の実施は適切に行われたか
- ・個人情報保護は適切に図られたか 等

指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、上記の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡はメモ等により一部残されているものの、網羅的に全てを確認したかどうかは判別しづらくなっている。

業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。

このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。

② 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、指定管理者である法人の財務分析については、審査表を作成する旨が記載されている。

本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、上記の審査表は作成されていない。

県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営を実施できる状況であること等を審査しているとのことであった。

しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。

これらを踏まえると、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」で求められる審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(出所:指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領)

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 決算書等報告について

指定管理者が複数の指定管理業務の指定を受けている場合、現状ではそれぞれの所管課に同じ決算報告書が提出され、それを所管課毎に担当者が見ている状態である。決算報告書を毎年提出してもらう意味は、指定管理者の経営状態をチェックするためであると思われる。そのためには、少なくとも決算報告書を従来からの業務と指定管理業務に分けて、通常の全社の決算報告書、従来からの業務の決算報告書、指定管理業務別の収支決算報告書のような形式での数字を把握しなければ目的を達成できないと思われる。

決算報告書の中で、貸借対照表に関しては業務別に分けることが難しいか分けてもあまり意味がないと思われるが、損益計算書は収益だけでなく費用も業務別に分けた、一般的な言い方をすれば部門別損益計算書を作成してもらうことが望ましい。部門別の損益計算書を提出してもらえば、経営状態に関するヒアリングや内容の分析を所管課の担当者が合同で行ったりすることが

可能となり、経営状態の評価等に関して県として統一的な評価を共有できることになる。

【改善状況】 改善が不十分

指定管理者では、基本協定書第22条に基づき、森とのふれあい施設管理事業だけの収支決算書が提出されていることから、上記指摘を受けた部門別損益計算書を作成し、それを提出していると見受けられる。ただし、上記(2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ②決算書等報告の審査表について に記載したとおり、所管課で、その決算書に対するモニタリングが実施要領に即して十分に実施されておらず、不十分なものになっている。

② 応募状況について

第1期募集時に現地説明参加者が3者で最終的な応募者は1者になり、第2期募集時には現地説明参加者の段階で1者しかなく、しかもそれが指定管理制度導入前から管理を受託してきた(社)宮崎県林業協会であったということから、現段階では民間の競争原理の導入は進んでいるようには見えてこない。

もちろん応募者が1者しかなかったことには、

- ・地理的条件が不利なこと。
- ・施設の維持管理や研修の受け入れが指定管理者の主な業務となっており、収入増があまり見込めないこと。

などの理由が考えられ民間から見たときに魅力がなかったということがあるのは間違いないことだと思われる。そうであればなおさら競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

【改善状況】 改善されていない

1者応募の状況については、現状でも続いている状況にある((2)監査の結果 イ 指定管理者選定手続と協定書 ①1者応募について 参照)。

9. 宮崎県川南遊学の森(環境森林課)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県川南遊学の森										
指定管理者	公益社団法人 宮崎県緑化推進機構										
根拠法令	公の施設に関する条例 宮崎県川南遊学の森管理規則 地方自治法、地方自治法施行令										
設置目的	県民の森林に関する知識及び技術の修得並びに森林とのふれあいの場を提供するための施設										
所在地	宮崎県児湯郡川南町大字川南字村上 26689 番地ほか										
施設概要	<p>区域面積:23ha</p> <p>(1)施設等:①管理車道 1,170m ②林間歩道 5,580m ③展望施設1棟 ④あずまや1棟 ⑤バイオトイレ1棟 ⑥トイレ1棟 ⑦炭焼き体験施設1棟 ⑧炭焼き窯1基 ⑨野鳥観察施設1基 ⑩ベンチ、案内板等</p> <p>(2)区域内面積内訳 (単位:ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>スギ人工林</th> <th>広葉樹林</th> <th>伐採跡地</th> <th>道路敷等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.1</td> <td>19.3</td> <td>0.3</td> <td>1.3</td> <td>23.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)森林のゾーニング 野鳥の森、冒険の森、薬木の森、香りの森、昆虫の森、古(いにしえ)の森、林業体験の森、郷土の森、親水の森、ビオトープ</p>	スギ人工林	広葉樹林	伐採跡地	道路敷等	計	2.1	19.3	0.3	1.3	23.0
スギ人工林	広葉樹林	伐採跡地	道路敷等	計							
2.1	19.3	0.3	1.3	23.0							
開設時期	平成 19 年 4 月										
開館時間又は利用期間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで										
休館日又は休日	12 月 29 日から 1 月 3 日まで										
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで										
指定管理者の募集方法	公募										
申請書提出団体数	1 団体										
指定実績	平成 21 年 4 月から平成 30 年 3 月までの三期										
料金制導入区分	無料										

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用に関する業務 ・施設の維持及び保全に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 1 清掃管理業務 2 保守点検業務 3 修繕業務 4 森林の維持管理業務 5 巡回業務 6 保険加入業務 7 異常気象等の緊急時の対応業務 8 事故等の対応業務 9 その他 ・県民を対象にした森林環境教育の実施に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 1 森林環境教育実施業務 ・その他上記に付随する業務
自主事業	なし

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	委託料収入	6,681	6,681	0	6,681	6,681	0
収入合計		6,681	6,681	0	6,681	6,681	0
支出	人件費	3,775	3,363	412	3,775	3,197	578
	報償費	216	160	56	216	141	75
	旅費	90	50	40	90	36	54
	需用費	543	477	66	543	1,119	▲576
	役務費	417	421	▲4	417	549	▲132
	使用料及び 賃借料	100	72	28	100	75	25
	保険料	72	78	6	72	79	▲7
	委託料	1,112	1,210	98	1,112	1,321	▲209
	その他	356	259	97	356	199	157
支出合計		6,681	6,090	591	6,681	6,716	▲35
収支差額		0	591	—	0	▲35	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
自然体験講座	287	199
申請による利用許可	56	113
合計	343	312

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

宮崎県川南遊学の森は、県民の森林に関する知識及び技術の修得並びに森林とのふれあいの場を提供するための施設である。平成21年4月より指定管理者制度を導入している。制度導入当初より公益社団法人 宮崎県緑化推進機構が継続的・安定的に指定管理業務を担っている。現指定管理者は指定管理業務以外の複数業務を実施しつつ指定管理業務も行っており経費縮減が図られているものと思われる。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1者応募について【意見】

1期目の募集では県職員であれば保持している可能性のある林業普及指導員という資格要件を求めていた。2期目以降、当該資格要件は参入障壁になる可能性が高いため要件から除外したとのことである。参入障壁を下げる取り組みを行ったことは評価できる。しかし、その後も1者のみの応募が現在の指定期間(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)まで継続している。

県によれば、公益性の高い業務であること、業務を任せられる民間の森林ボランティア団体が育っていないこと、当該団体が近隣にないこと、業務実施に当たっての人脈の欠如、業務実施時の負担の重さ等が原因ではないかとのことである。これらの原因分析を踏まえた具体的な対応策は検討中とのことである。

森林の維持管理という業務内容の公益性の高さ等を考えると、広報等に積極的に取り組んだだけでは結論は変わらない可能性があるため、民間団体との更なる対話を通じて対応策を検討する必要がある。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

指定管理料は、県が基準価格を提示した上で、その範囲内で指定管理者が提案し県と協議し協定書の中で定めた額となっている。施設は、森林施設であって県民の森林に関する知識及び技術の修得、森林とのふれあいの場として利用してもらうため利用料金制は導入されていない。特段の指摘事項及び意見はない。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、業務報告書及び事業報告書に対するモニタリングの実施として、主な審査内容が記載されている。

<業務報告書>

- ・業務は適正に実施されているか
- ・利用状況は順調に推移しているか
- ・利用料金は順調に収受されているか
- ・利用者からの苦情や事故・トラブルへの対応は適切か 等

<事業報告書>

- ・業務が適正かつ確実に実施されたか
- ・利用状況は前年度と比較して改善したか
- ・収支決算状況は適正か
- ・保守点検、修繕、安全管理対策は適切に実施されたか
- ・利用者満足度調査結果、苦情等を改善に生かしているか
- ・運営目標は達成されたか
- ・広報の実施は適切に行われたか
- ・個人情報保護は適切に図られたか 等

業務報告書及び事業報告書に対する審査内容について県に質問したところ、次の回答を得た。

「毎月提出してもらう業務報告書の審査については、実地調査時に用いる点検評価シート及びチェックリストを参考に、当年度の事業計画書と照らし合わせ、計画書どおりに管理運営業務を遂行できているか確認している。業務報告書の記載内容について確認すべき点があった場合には、指定管理者への聞き取りを行い、業務報告書の該当箇所にメモを残すようにしている。また、担当者で審査を行った後、課内でも回覧することで、複数人での審査を行うことができるようにしている。そのため、回覧時の押印を審査の証跡としている。

年度ごとに提出してもらう事業報告書についても同様に扱っており、事業報告書については審査の承認通知を決裁後に指定管理者に送付している。

担当者変更による確認事項の漏れ防止の観点では、業務引継ぎの際に審査についての引継ぎをしているため問題はない。」

県からの回答における審査の実施内容を否定するものではない。しかし、業務報告書及び事業報告書に関連する稟議文書を読んだところ、県からの回答のとおり、回覧時の押印が審査の主な証跡であり具体的な審査内容が分かりづらい。また、指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領に記載された主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。結果として、説明責任の観点から審査の実施結果に係る情報が不足していると考えられる。

業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。

このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。

② 決算等報告の審査表について【指摘事項】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、指定管理者である法人の財務分析については、審査表を作成する旨が記載されている。

本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、上記の審査表は作成されていない。

県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営を実施できる状況であること等を審査しているとのことであった

しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。

これらを踏まえると、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」で求められる審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益（経常損益）や収支比率、流動（固定）比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

（出所：指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領）

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 募集条件について

（意見）

第1期指定で最終的な応募者だけでなく現地説明参加者も1者だけであったことに関して、所管課によれば次のような理由が考えられるということである。

- ・地理的条件が不利なこと。
- ・施設の維持管理や研修の受け入れが指定管理者の主な業務となっており、収入増があまり見込めないこと。

このような理由は一言で言えば民間から見たときに魅力がなかったということであろうと思われる。そうであれば第2期の募集では複数の応募があるような方策を考える必要があると思われる。応募者が少なかったことを踏まえ、競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

【改善状況】 改善されていない

1 者応募について継続しており競争性は確保されていない((2) 監査の結果 イ 指定管理者選定手続と協定書 ① 1 者応募について 参照)。

10. 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森(森林経営課 森林管理推進室)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森																																																
指定管理者	公益社団法人 宮崎県森林林業協会																																																
根拠法令	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則																																																
設置目的	県民の森林レクリエーション、保健休養並びに森林及び林業とのふれあいの場を提供するための施設																																																
所在地	小林市細野字山中之前5739番地14																																																
施設概要	<p>区域面積:310ha</p> <p>(1) 県民ふれあいの森(オートキャンプ場を除く。)《無料施設》</p> <p>ア 面積:306ha</p> <p>イ 主な施設等</p> <table> <tr> <td>研修の森:</td> <td>20ha</td> <td>記念の森</td> <td>:</td> <td>18ha</td> </tr> <tr> <td>学習の森:</td> <td>12ha</td> <td>その他の森林</td> <td>:</td> <td>253ha</td> </tr> <tr> <td>サクラ園</td> <td>:</td> <td>0.9ha</td> <td>集合訓練広場</td> <td>:</td> <td>1.1ha</td> </tr> <tr> <td>野鳥の池:</td> <td>1ha</td> <td>管理車道</td> <td>:</td> <td>12.3 km</td> </tr> <tr> <td>管理歩道:</td> <td>4.9 km</td> <td>クロスカントリーコース</td> <td>:</td> <td>2 km</td> </tr> <tr> <td>森林学修展示館:</td> <td>433 m²</td> <td>森林体育館</td> <td>:</td> <td>508 m²</td> </tr> <tr> <td>テニスコート:</td> <td>1,444 m²</td> <td>お手植地</td> <td>:</td> <td>1カ所</td> </tr> </table> <p>太陽光発電施設: 99 m²(パネル 120 枚)</p> <p>木造車道橋: 38.6m</p> <p>(2) オートキャンプ場 《有料施設》</p> <p>ア 面積:4ha</p> <p>イ 主な施設等</p> <table> <tr> <td>センターハウス(管理棟、フロント、売店等)</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>サンタリーハウス(シャワー、コインランドリー、トイレ)</td> <td>2棟</td> </tr> <tr> <td>炊事棟</td> <td>2棟</td> </tr> </table> <p>(うち1棟は、直火利用可能)</p> <table> <tr> <td>木造キャビン A(8人用)</td> <td>5棟</td> </tr> <tr> <td>木造キャビン B(6人用)</td> <td>3棟</td> </tr> <tr> <td>木造キャビン C(3人用)</td> <td>2棟</td> </tr> </table>	研修の森:	20ha	記念の森	:	18ha	学習の森:	12ha	その他の森林	:	253ha	サクラ園	:	0.9ha	集合訓練広場	:	1.1ha	野鳥の池:	1ha	管理車道	:	12.3 km	管理歩道:	4.9 km	クロスカントリーコース	:	2 km	森林学修展示館:	433 m ²	森林体育館	:	508 m ²	テニスコート:	1,444 m ²	お手植地	:	1カ所	センターハウス(管理棟、フロント、売店等)	1棟	サンタリーハウス(シャワー、コインランドリー、トイレ)	2棟	炊事棟	2棟	木造キャビン A(8人用)	5棟	木造キャビン B(6人用)	3棟	木造キャビン C(3人用)	2棟
研修の森:	20ha	記念の森	:	18ha																																													
学習の森:	12ha	その他の森林	:	253ha																																													
サクラ園	:	0.9ha	集合訓練広場	:	1.1ha																																												
野鳥の池:	1ha	管理車道	:	12.3 km																																													
管理歩道:	4.9 km	クロスカントリーコース	:	2 km																																													
森林学修展示館:	433 m ²	森林体育館	:	508 m ²																																													
テニスコート:	1,444 m ²	お手植地	:	1カ所																																													
センターハウス(管理棟、フロント、売店等)	1棟																																																
サンタリーハウス(シャワー、コインランドリー、トイレ)	2棟																																																
炊事棟	2棟																																																
木造キャビン A(8人用)	5棟																																																
木造キャビン B(6人用)	3棟																																																
木造キャビン C(3人用)	2棟																																																

	テントサイト 103 区画 内訳 個別サイト 59 サイト グループサイト 8 サイト キャンピングカーサイト 6 サイト 広場サイト 30 サイト トレーラーハウス(6 人用) 4 台 駐車場 1 箇所 太陽光発電施設 507 m ² (パネル 640 枚)
開設時期	昭和52年5月14日
開館時間又は利用期間	県民ふれあいの森:午前8時30分から午後7時まで オートキャンプ場:午前0時から午後12時まで
休館日又は休日	県民ふれあいの森:なし オートキャンプ場:1月下旬から2月上旬の10日間以内を「集中安全点検・整備期間」として休園
指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1者
指定実績	第一期:平成18～20年度 第二期:平成21～23年度 第三期:平成24～26年度 第四期:平成27～29年度
料金制導入区分	利用料
業務内容	1 施設の利用に関する業務 (各種施設の利用許可、料金徴収、来場者の案内等) 2 施設の維持及び保全に関する業務 3 森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務
自主事業	オートキャンプ場内の売店及び缶飲料自動販売機での営業

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	29,313	29,313	-	29,313	29,313	-
	利用料金	20,220	26,839	▲6,619	20,696	22,009	▲1,313

	受取負担金	-	-	-	-	-	-
	雑収入	500	659	▲159	500	239	261
収入合計		50,033	56,811	▲6,778	50,509	51,561	▲1,052
支出	人件費	26,169	25,798	371	26,526	26,167	359
	報償費	159	177	▲17	159	125	34
	旅費	193	330	▲137	193	48	145
	需用費	10,776	10,382	394	10,776	10,513	263
	役務費	886	1,022	▲136	886	898	▲12
	手数料	642	1,083	▲441	642	947	▲305
	使用料及び賃借料	1,482	1,580	▲98	1,482	1,568	▲86
	保険料	407	459	▲51	407	390	18
	委託料	6,498	6,395	103	6,545	6,379	166
	負担金	81	80	2	81	72	9
	その他	469	310	158	469	122	346
	租税公課	2,182	3,368	▲1,186	2,186	2,968	▲782
	県への利用料金納付額	89	3,348	▲3,259	157	813	▲656
支出合計		50,033	54,332	▲4,299	50,509	51,012	▲503
収支差額		-	2,479	-	-	549	-

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
利用者数	86,126	73,858
うちオートキャンプ場利用者数	18,104	14,454
主催事業参加者数	4,007	1,022

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森は、県民の森林レクリエーション、保健休養並びに森林及び林業とのふれあいの場を提供するための施設であり、平成 18 年 4 月から指定管理者制度が導入されている。

平成 18 年度から平成 20 年度までを第 1 期(指定期間 3 年間)として、令和 2 年度までで 5 期が経過しており、現在は第 6 期に当たるが、制度導入当初より公益社団法人宮崎県森林林業協会(平成 18 年 4 月当時の法人名は社団法人宮崎県林業協会であったが、平成 24 年 4 月に法人名を現在の法人名へ変更している。)が継続して指定管理業務を担っている。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1 者応募について【意見】

指定管理者の選定にあたり、平成 18 年 4 月の制度導入当初から本施設では公募が実施されている。過去の指定期間においては、現指定管理者を含む 2 者からの応募があったこともあるが、現在の指定期間(令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間)及び前指定期間(平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間)については、現指定管理者のみの 1 者による応募が継続している。

1 者による公募が継続している理由を県へ質問したところ、指定管理業務のうち「森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務」等があるために他業者が応募しづらいのではないかとのことであった。しかし、県は、複数者から応募されない具体的な原因を把握するための調査分析は実施していない。

本施設に係る指定管理業務は、

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務

である。

過去の指定期間はいずれの期も 3 年間で設定されているが、これは県が策定した「指定管理者指定手続等の手引」によれば、「施設の維持管理や定型的業務が主たる業務で、ノウハウの蓄積や人材確保・育成をさほど要しない施設」に該当するためと考えられる。

このように、本施設に係る指定管理業務の内容を踏まえると、上記の「(3) 森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務」のように一部専門的な知識が必要であるとしても、原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、県が指定期間を 3 年間としていることから、複数者からの応募されないことは問題が大きいと考える。

このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を

検討されたい。

② 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について【意見】

現在の指定期間(令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間)における指定管理候補者の選定のため、令和 2 年度に指定管理候補者選定委員会が開催されている。

県が策定した「指定管理者指定手続等の手引」では、指定管理候補者選定委員会の委員の選任にあたっては、「現に対象施設の指定管理者となっている法人等の役員である者は、委員から除外する。また、過去に役員に就任していた者のほか、一般的に利害関係者と考えられる者についても、委員に選任しないよう努めること。」と規定されている。

県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、指定管理者となっている法人等の役員は除外するなど、一般的に利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手していないとの回答を得た。

利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 修繕費の精算について【意見】

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第 8 条には修繕費に係る返還金の規定があり、年間金額 150 万円を基準として、各年度に発生した修繕費の総額が 150 万円未満の場合には、150 万円から修繕費の総額を差し引いた額を県へ返還することとされている。

すなわち、指定管理料のうち修繕費分については、県が必要な金額を概算で指定管理者へ支払い、指定管理者において必要な修繕を行った上で、使用しなかった分は指定管理者から県へ返納させる精算制度が導入されている。

このように修繕費の概算額の規定及び精算制度が導入されることで、指定管理者にとっては修繕費分からは利益が生じないため必要な修繕を控えるリスクを抑えることとなり、施設の維持管理が適切に行われることを担保することとなる。

本施設における令和 2 年度の修繕費総額は、2,753,881 円であり、概算額 150 万円を大きく上回っている。このように、修繕費総額が基本協定書に記載の年間金額を上回る場合の取り扱いについては基本協定書等において特段の記載がない。結果として、指定管理者の持ち出しで施設の修繕が実施されたことになり、指定管理者に過度な負担を強いているのみならず、精算制度の

導入目的である必要な修繕を控えるリスクを抑えることもできていないこととなる。

このため、県は、基本協定書における修繕の概算額を超えて修繕する必要が生じた場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。

なお、令和3年度においては過去の実績を考慮し基本協定書における修繕費の金額を200万円と増額設定されており、一定の対応がなされていると考えられるが、上記の内容を踏まえ、修繕費に係る一層の検討を期待する。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 第三者への委託の承認手続について【意見】

基本協定書第18条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができるとされている。

本施設においては、次の業務について第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。

- ・清掃業務
- ・一般廃棄物収集運搬業務
- ・浄化槽清掃・保守点検作業業務
- ・給水給湯設備点検業務
- ・受水・貯水槽清掃点検業務
- ・消防設備点検業務
- ・飲用水の水質検査業務
- ・電気工作物保守管理業務
- ・宿直業務の一部

第三者への委託が原則として禁止される趣旨は、事故の発生リスクの増大、事故発生時の責任の所在が不明確になること等が懸念されるためである。

これらを踏まえると、県が第三者への委託の承認を行う際には、当該懸念の内容を踏まえ、委託に係る重要な事項を把握した上で、慎重に判断すべきである。ここで、委託に係る重要な事項には、第三者への委託予定の業務内容のみならず、委託予定業者名、委託予定金額等の情報も含まれると考える。

このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。

② 備品管理について【意見】

基本協定書第 16 条には、備品管理等に関する規定があり、指定管理者は、県が示した備品一覧表の備品を使用できるとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないとされている。

このためには、県は、備品台帳を整備し指定管理者へ提供するとともに、指定管理者による備品の現物確認が適切に実施されたか確認することが不可欠であると考えられる。

県へ備品管理に関して、備品台帳の整備及び提供並びに備品の現物確認の実施状況を確認したところ、備品の現物確認については、備品を所管する環境森林課総務担当において、指定管理者立ち会いの上実施しているとのことである。

備品の現物確認が行われた文書を閲覧したところ、令和 2 年 2 月に備品調査が行われた旨の記載はあるものの備品一覧表には各備品に係る現物の有無は記載されていなかった。また、施設所管部署である森林管理推進室は、当該文書を環境森林課総務担当から入手していなかった。

このため、備品管理の重要性を踏まえ、県は備品の現物確認を行った際は、備品一覧表に各備品に係る現物の有無を記載するとともに、施設所管部署と備品調査の実施部署が異なる場合には、両部署で連携を行い、施設所管部署としても備品調査の実施結果を入手されたい。

③ 業績評価指標について【意見】

県は、指定管理者に対するモニタリングとして、毎年度、指定管理者に対して管理運営実績を評価し、評価結果を県のホームページに公表している。

令和 2 年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、ふれあいの森利用者数、オートキャンプ場利用者数、主催事業参加者数及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、指定管理者から指定管理応募時に提出される事業計画書において、指定管理期間である 3 カ年の利用者数等の計画値が設定されており、事業計画書は選定委員会及び選定会議を経て承認されるものであり、その計画値を達成することが、指定管理者としての責務を果たしていると言えるため、県としては事業計画書における計画値を目標値としているとのことである。

しかし、指定管理者が提出した事業計画書に記載の利用者数等は、事業者としての計画値であり、選定委員会等の議事録において事業計画書における計画値を目標値としている旨の記載は確認できなかった。また、管理運営実績では「主催事業参加者数」も指標であるが、当該指標については事業計画書に記載はない。

指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。

このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。

このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。事業計画書における計画値を目標値とする場合には、その旨を文書化して明示されたい。

④ 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、業務報告書及び事業報告書に対するモニタリングの実施として、主な審査内容が記載されている。

<業務報告書>

- ・業務は適正に実施されているか
- ・利用状況は順調に推移しているか
- ・利用料金は順調に収受されているか
- ・利用者からの苦情や事故・トラブルへの対応は適切か 等

<事業報告書>

- ・業務が適正かつ確実に実施されたか
- ・利用状況は前年度と比較して改善したか
- ・収支決算状況は適正か
- ・保守点検、修繕、安全管理対策は適切に実施されたか
- ・利用者満足度調査結果、苦情等を改善に生かしているか
- ・運営目標は達成されたか
- ・広報の実施は適切に行われたか
- ・個人情報保護は適切に図られたか 等

業務報告書及び事業報告書に対する審査内容について県に質問したところ、次の回答を得た。

「毎月提出してもらう業務報告書の審査については、実地調査時に用いる点検評価シート及びチェックリストを参考に、当年度の事業計画書と照らし合わせ、計画書どおりに管理運営業務を遂行できているか確認している。業務報告書の記載内容について確認すべき点があった場合には、指定管理者への聞き取りを行い、業務報告書の該当箇所にメモを残すようにしている。また、担当者で審査を行った後、課内でも回覧することで、複数人での審査を行うことができるようにしている。そのため、回覧時の押印を審査の証跡としている。

年度ごとに提出してもらう事業報告書についても同様に扱っており、事業報告書については審査の承認通知を決裁後に指定管理者に送付している。

担当者変更による確認事項の漏れ防止の観点では、業務引継ぎの際に審査についての引継ぎをしているため問題はない。」

県からの回答における審査の実施内容を否定するものではない。しかし、業務報告書及び事業

報告書に関連する稟議文書を閲覧したところ、県からの回答のとおり、回覧時の押印が審査の主な証跡であり具体的な審査内容が分かりづらい。また、指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領に記載された主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。結果として、説明責任の観点から審査の実施結果に係る情報が不足していると考えられる。

業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。

このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。

⑤ 収支決算書における減価償却費の計上について【意見】

県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に減価償却費が計上されている。

減価償却費は、固定資産の取得に伴い生じる費用であり、非資金項目であることから、収支決算書への記載はなじまないこととなる。

県によれば、この減価償却費は、指定管理者が使用する複合コピー機等に係る減価償却費であるが、減価償却費が計上されている根拠について県は確認していないとのことである。

基本協定書によれば、ひなもり台県民ふれあいの森の管理事業収支計算書の提出が求められているが、これは指定管理料、利用料金、人件費、需用費等の資金のやりとりを前提にした収支に関する書類である。

このため、県は、提出される計算書の内容を把握し、指定管理者へ適切な収支計算書の作成について指導されたい。

⑥ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、指定管理者である法人の財務分析については、審査表を作成する旨が記載されている。

本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、上記の審査表は作成されていない。

県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営を実施できる状況であること等を審査しているとのことであった

しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書は

ない。

これらを踏まえると、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」で求められる審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益（経常損益）や収支比率、流動（固定）比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

（出所：指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領）

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 応募状況について

（意見）

最終的な応募者が平成18年度からの第1期で2者、平成21年度からの第2期で1者と減少している。

この点に関して所管課は、ひなもり台県民ふれあいの森は、森林・林業教育・レクリエーションを目的とした施設であり、林業に関する研修等の実施や森林の維持管理等の業務内容が、他の施設と比べて収益を求める民間企業等からみたら魅力に欠けたと考えられることが原因ではないかと分析している。

第1期の指定においてはひなもり台県民ふれあいの森と諸県県有林共に学ぶ森の募集を別々に行っていたのを、第2期の指定では両者をまとめて募集するように変更したことが第2期の募集にどのような影響を与えたのかは、今後の検討課題となる。応募者が少なかったことを踏まえ、競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

【改善状況】改善されていない

1 者応募について継続しており競争性は確保されていない((2)監査の結果 イ 指定管理者選定手続と協定書 ① 1 者応募について 参照)。

11. 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森(森林経営課 森林管理推進室)

(1)施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森														
指定管理者	公益社団法人 宮崎県森林林業協会														
根拠法令	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則														
設置目的	森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修するための施設														
所在地	宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1														
施設概要	区域面積:139ha (1)施設等:①多目的管理棟 1棟 ②林道 3,770m ③管理歩道6, 961m ④作業ポイント 1箇所 ⑤案内板 7基 ⑥ベンチ 2基 (2)樹種別森林面積 <div style="text-align: right;">(単位:ha)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>マツ</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34.96</td> <td>30.41</td> <td>2.67</td> <td>70.99</td> <td>139.03</td> </tr> </tbody> </table>					スギ	ヒノキ	マツ	その他	計	34.96	30.41	2.67	70.99	139.03
スギ	ヒノキ	マツ	その他	計											
34.96	30.41	2.67	70.99	139.03											
開設時期	平成9年8月1日														
開館時間又は利用期間	利用時間:午前8時30分から午後5時まで 利用期間:1月4日から12月28日まで														
休館日又は休日	12月29日から翌年1月3日														
指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日														
指定管理者の募集方法	公募														
申請書提出団体数	1者														
指定実績	第一期:平成18~20年度 第二期:平成21~23年度 第三期:平成24~26年度 第四期:平成27~29年度														
料金制導入区分	無料														
業務内容	1 施設の利用に関する業務 (施設の利用許可、来場者の案内等)														

	2 施設の維持及び保全に関する業務 3 森林・林業に関する知識習得のための研修に関する業務
自主事業	なし

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	2,585	2,585	-	2,633	2,633	-
	雑収入	130	159	▲29	130	102	29
	受取利息	-	-	-	-	-	-
収入合計		2,715	2,744	▲29	2,763	2,734	28
支出	人件費	1,693	1,735	▲42	1,724	1,752	▲28
	報償費	36	27	9	37	27	10
	旅費	38	16	22	39	18	20
	需用費	577	636	▲59	586	616	▲30
	賃借料	50	9	41	51	29	1
	役務費	90	98	▲8	91	94	▲2
	委託料	86	86	0	88	87	0
	租税公課	145	140	5	148	162	14
支出合計		2,715	2,747	▲32	2,763	2,786	▲23
収支差額		-	▲3	-	-	▲51	-

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
施設利用者数	622	589
うち主催事業参加者数	294	240

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

宮崎県諸県有林共に学ぶ森は、森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修するための施設であり、平成 18 年 4 月から指定管理者制度が導入されている。

平成 18 年度から平成 20 年度までを第 1 期(指定期間 3 年間)として、令和 2 年度までで 5 期が経過しており、現在は第 6 期に当たるが、制度導入当初より公益社団法人宮崎県森林林業協会(平成 18 年 4 月当時の法人名は社団法人宮崎県林業協会であったが、平成 24 年 4 月に法人名を現在の法人名へ変更している。)が継続して指定管理業務を担っている。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1 者応募について【意見】

指定管理者の選定にあたり、平成 18 年 4 月の制度導入当初から本施設では公募が実施されている。過去の指定期間においては、制度導入当初より現指定管理者のみの 1 者による応募が継続している。

1 者による公募が継続している理由を県へ質問したところ、指定管理業務のうち「森林・林業に関する知識習得のための研修に関する業務」等があるために他業者が応募しづらいのではないかとのことであった。しかし、県は、複数者から応募されない具体的な原因を把握するための調査分析は実施していない。

本施設に係る指定管理業務は、

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 森林・林業に関する知識習得のための研修に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務

である。

過去の指定期間はいずれの期も 3 年間で設定されているが、これは県が策定した「指定管理者指定手続等の手引」によれば、「施設の維持管理や定型的業務が主たる業務で、ノウハウの蓄積や人材確保・育成をさほど要しない施設」に該当するためと考えられる。

このように、本施設に係る指定管理業務の内容を踏まえると、上記の「(3) 森林・林業に関する知識習得のための研修に関する業務」のように一部専門的な知識が必要であるとしても、原則として施設の維持管理や定型的業務が主たる業務であり、県が指定期間を 3 年間としていることから、複数者から応募されないことは問題が大きいと考える。

このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討されたい。

② 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について【意見】

現在の指定期間(令和3年度から5年度までの3年間)における指定管理候補者の選定のため、令和2年度に指定管理候補者選定委員会が開催されている。

県が策定した「指定管理者指定手続等の手引」では、指定管理候補者選定委員会の委員の選任にあたっては、「現に対象施設の指定管理者となっている法人等の役員である者は、委員から除外する。また、過去に役員に就任していた者のほか、一般的に利害関係者と考えられる者についても、委員に選任しないよう努めること。」と規定されている。

県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、指定管理者となっている法人等の役員は除外するなど、一般的に利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手してないとの回答を得た。

利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

指定管理料は、県が指定管理者募集要領において提示した基準価格を前提に、その範囲内で指定管理者から提案された金額に基づき、県と指定管理者が協議の上で、宮崎県諸県有林共に学ぶ森の管理運営に関する年度協定書の中で定められている。

本施設は、森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修するための施設であり、利用料金制はなじまないことから、利用料金は無料とされている。また、自主事業も実施されていない。

特段の指摘事項及び意見はない。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 第三者への委託の承認手続について【意見】

基本協定書第15条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができるとされている。

本施設においては、次の業務について第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。

- ・浄化槽保守点検作業業務
- ・浄化槽清掃業務
- ・浄化槽水質検査業務

第三者への委託が原則として禁止される趣旨は、事故の発生リスクの増大、事故発生時の責任の所在が不明確になること等が懸念されるためである。

これらを踏まえると、県が第三者への委託の承認を行う際には、当該懸念の内容を踏まえ、委託に係る重要な事項を把握した上で、慎重に判断すべきである。ここで、委託に係る重要な事項には、第三者への委託予定の業務内容のみならず、委託予定業者名、委託予定金額等の情報も含まれると考える。

このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。

② 業績評価指標について【意見】

県は、指定管理者に対するモニタリングとして、毎年度、指定管理者に対して管理運営実績を評価し、評価結果を県のホームページに公表している。

令和 2 年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、利用者数、主催事業参加者数、研修会等参加者数及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、指定管理者から指定管理応募時に提出される事業計画書において、主催事業参加者数の計画値が設定されており、事業計画書は選定委員会及び選定会議を経て承認されるものであり、その計画値を達成することが、指定管理者としての責務を果たしていると言えるため、県としては事業計画書における計画値を目標値としているとのことである。

しかし、指定管理者が提出した事業計画書に記載の主催事業参加者数は、事業者としての計画値であり、選定委員会等の議事録において事業計画書における計画値を目標値としている旨の記載は確認できなかった。また、管理運営実績では「利用者数」及び「研修会等参加者数」も指標であるが、当該指標については事業計画書に記載はない。

指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。

このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。

このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。事業計画書における計画値を目標値とする場合には、その旨を文書化して明示されたい。

③ 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、業務報告書及び事業報告書に対するモニタリングの実施として、主な審査内容が記載されている。

＜業務報告書＞

- ・業務は適正に実施されているか
- ・利用状況は順調に推移しているか
- ・利用料金は順調に収受されているか
- ・利用者からの苦情や事故・トラブルへの対応は適切か 等

＜事業報告書＞

- ・業務が適正かつ確実に実施されたか
- ・利用状況は前年度と比較して改善したか
- ・収支決算状況は適正か
- ・保守点検、修繕、安全管理対策は適切に実施されたか
- ・利用者満足度調査結果、苦情等を改善に生かしているか
- ・運営目標は達成されたか
- ・広報の実施は適切に行われたか
- ・個人情報保護は適切に図られたか 等

業務報告書及び事業報告書に対する審査内容について県に質問したところ、次の回答を得た。

「毎月提出してもらった業務報告書の審査については、実地調査時に用いる点検評価シート及びチェックリストを参考に、当年度の事業計画書と照らし合わせ、計画書どおりに管理運営業務を遂行できているか確認している。業務報告書の記載内容について確認すべき点があった場合には、指定管理者への聞き取りを行い、業務報告書の該当箇所にメモを残すようにしている。また、担当者で審査を行った後、課内でも回覧することで、複数人での審査を行うことができるようにしている。そのため、回覧時の押印を審査の証跡としている。

年度ごとに提出してもらった事業報告書についても同様に扱っており、事業報告書については審査の承認通知を決裁後に指定管理者に送付している。

担当者変更による確認事項の漏れ防止の観点では、業務引継ぎの際に審査についての引継ぎをしているため問題はない。」

県からの回答における審査の実施内容を否定するものではない。しかし、業務報告書及び事業報告書に関連する稟議文書を閲覧したところ、県からの回答のとおり、回覧時の押印が審査の主な証跡であり具体的な審査内容が分かりづらい。また、指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領に記載された主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されて

いない。結果として、説明責任の観点から審査の実施結果に係る情報が不足していると考えられる。

業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。

このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。

④ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、指定管理者である法人の財務分析については、審査表を作成する旨が記載されている。

本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、上記の審査表は作成されていない。

県によれば、毎年行っている公益認定基準のチェック過程において、公益認定チェックリストを用いて指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営を実施できる状況であること等を審査しているとのことであった

しかし、公益認定チェックリストは公益法人の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「審査表の作成については、公益認定チェックリストの審査によって代えている」旨を記載した文書は特段ない。さらに、指定管理者に対してどのような分析を行い、その結果としての問題の有無等を記載した文書はない。

これらを踏まえると、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」で求められる審査表の作成は実質的に行われているとは言い難い。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益（経常損益）や収支比率、流動（固定）比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

（出所：指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領）

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

今回の包括外部監査において重要と認める指摘事項・意見はない。

12. 宮崎県機械技術センター(企業振興課)

(1)施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県機械技術センター
指定管理者	公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
根拠法令	公の施設に関する条例 宮崎県機械技術センター管理規則
設置目的	機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことにより、本県機械金属工業の振興に寄与すること
所在地	宮崎県延岡市大武町39番地82
施設概要	敷地面積:2,682.45 m ² 建築面積:787.59 m ² (本館 540 m ² 、別棟 226.5 m ² 、車庫 21.09 m ²)
開設時期	昭和 54 年 4 月
開館時間又は利用期間	8:30~17:15
休館日又は休日	土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日までの日
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1 団体
指定実績	第1期(平成 18~20 年度)、第 2 期(21~25 年度)、第 3 期(26~30 年度)、第 4 期(令和元~5 年度)
料金制導入区分	なし
業務内容	宮崎県における機械金属工業に関する技術指導、調査研究、情報・資料の収集
自主事業	なし

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	受託事業収益	58,818	58,818	0	59,417	59,417	0
収入合計		58,818	58,818	0	59,417	59,417	0
支出	給料	21,614	21,614	0	21,539	21,482	57
	職員手当	6,166	5,822	344	6,854	6,829	25
	共済費	5,131	4,897	234	5,083	5,207	▲124
	報償費	480	200	280	450	120	330
	旅費	726	591	135	596	54	542
	消耗品費	1,930	1,188	742	1,018	1,534	▲516
	燃料費	53	28	25	53	21	32
	印刷製本費	215	214	1	215	259	▲44
	光熱水費	4,063	3,126	937	3,929	2,893	1,036
	修繕費	1,650	3,416	▲1,766	1,650	4,012	▲2,362
	通信運搬費	322	203	119	291	284	7
	手数料	410	293	117	315	370	▲55
	委託料	8,923	8,950	▲27	7,890	6,677	1,213
	賃借料	3,158	3,064	94	5,489	5,294	195
	備品購入費	770	154	616	770	281	489
	負担金	0	102	▲102	90	114	▲24
	公課費	3,207	3,359	▲152	3,185	2,701	484
減価償却費		2,175	▲2,175		1,759	▲1,759	
支出合計		58,818	59,396	▲578	59,417	59,891	▲474
収支差額		0	▲578	—	0	▲474	—

(施設利用者数)

(単位:件)

項目	令和元年度	令和2年度
設備利用	286	352

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

当該施設は機械技術センター内の機械備品の利用並びに機械金属工業に関する知識及び技術の習得を目的とする施設である。業務報告書からも利用者に対するサービス向上が十分に発揮されており、外部委託することで業務の効率性、経費の縮減が図られているものとする。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1者応募について【意見】

機械技術センターは、一般的な管理運営やサービスを追求する施設とは異なり、本県機械金属工業の振興に寄与することを目的として設置され、機械設備の利用促進のみならず、企業の知識・技術の習得支援や、企業との新製品・新技術開発の共同研究、国等からの競争的資金の獲得といったコーディネート業務等に取り組んでいる。参入条件については、外部有識者による選定委員会において、上記の実施に必要な条件を整理した内容で募集をしている。

これまで、第3期においては、他に民間企業1者からの応募があったが、第1期、第2期、第4期においては機械技術振興協会の1者のみの応募であった。現在の第4期(R元～R5)の募集に当たっては、県の広報に加え、県産業振興機構や工業技術センター等のメールマガジンでの周知に努めるとともに、新規参入者が十分な準備ができるよう2か月間の比較的長い募集期間を設けたが、募集要項について条件等見直しを検討した調書は無かった。広報の強化のみでは競争性の確保は限定的であり、各業界団体等へのヒアリング等が望ましいと考えられる。

② 施設内に指定管理者の本社機能がある場合の対応について【指摘事項】

指定管理を行っている施設の中に指定管理者が本社機能を有する場合がある。この場合、指定管理者は本社機能部分と指定管理者の事務所として機能している部分を明確に分ける必要がある。本社機能部分については「財産に関する条例」、「公有財産取扱規則」及び「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従って行政財産の目的外使用として使用料を県に支払うか支払わない場合でも免除の手続きが必要となる。一方、指定管理業務の事務所として使っている部分の使用料は発生しない。通常の団体が公の施設に入居している場合には、行政財産の目的外使用として使用料を県に支払っている。

しかし、指定管理者の場合、施設の中に本社機能があるにもかかわらず本社機能と指定管理者の事務所としての機能が不明確であったり、明確な場合にも行政財産の目的外使用許可手続が

なされなかつたりしている。行政財産の目的外使用許可手続を行っている他の団体との公平性を保つためにも、何らかの対応が必要と考える。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 指定管理料の算定について【意見】

指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、県内の指定管理者実績や他県の同様な指定管理者情報等幅広く情報を得ることによって、本来縮減できる費用が見過ごされていないか検討すべきと考える。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 指定管理業務の再委託について【指摘事項】

令和2年度に庁舎警備業務等について、県は基本協定書第17条の規定に基づく事業計画の承認において委託料予算を認めているが、指定管理者が業務を再委託する場合には、別途、基本協定書第14条第2項に基づく再委託の承認が必要であることから、事前に指定管理者に対して再委託承認の手続きを行うべきである。

② 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、チェックリストに記載されている確認方法は制度所管課が示した一例のままであった。必要に応じて施設に適した具体的な確認方法の見直しを行い、モニタリングの実効性確保に努めるべきである。

③ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」に記載されている審査表は作成していない。その代わりに県は機械技術センターの指定管理者である宮崎県機械技術振興協会について、「新宮崎県公社等改革指針」の対象法人として、例年、「公社等経営評価シート」を作成し、過去3年間の決算書等を比較し、法人の

効率性・健全性を審査している。

公社等経営評価シートは公社等外郭団体の評価のために作成するものであるが、審査表は指定管理者のモニタリングのために作成するものであり、作成主旨が異なる。また、「指定管理者のモニタリングのために作成する審査表については、公社等経営評価シートの審査によって代えている」旨を記載した文書は確認していない。

公社等経営評価シートの審査によって代えているのであれば、その旨を記載した文書が必要であるし、なにより、指定管理者に対する審査表による審査した結果が必要（どのような分析をして、問題があるのか、ないのか）であるが、そのような結果を示す文書はない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益（経常損益）や収支比率、流動（固定）比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

（出所：指定管理者制度の運用に関するガイドライン）

(3)平成21年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 応募状況について

（意見）

現地説明参加者は平成18年度からの第1期で2者、平成21年度からの第2期で1者である。最終的な応募者は平成18年度からの第1期で1者、平成21年度からの第2期で1者である。この点に関して所管課は、宮崎県機械技術センターの指定管理者（応募者）である（財）宮崎県機械技術振興協会は、同センターの管理運営を目的に延岡市、日向市等が中心になって昭和54年に設立された法人であること、センター業務が機械金属工業の振興を図るため、主として県北地域を中心とする企業への技術指導を行うなど専門性の高い内容であること等が、複数の応募がなかった理由ではないかと分析している。指定管理料は指定管理者制度導入前の管理委託料と比べて減少しているため、それなりの制度導入効果はあったものと思われるが、応募者が少なかったことを踏まえ、競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

【改善状況】改善が不十分

(2)監査の結果 イ 指定管理者選定手続と協定書 ① 1者応募について に記載のとおりである。

13. 県営国民宿舎えびの高原荘 及び 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設(観光推進課)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	県営国民宿舎えびの高原荘 及び 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設
指定管理者	宮交ショップアンドレストラン株式会社
根拠法令	宮崎県営国民宿舎管理規則
設置目的	国民宿舎: 県民の健全なレクリエーションの健康増進に資するための施設 レクリエーション施設: 県民の健全なスポーツレクリエーションと体力の向上に資するとともに、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与するための施設
所在地	えびの市末永1489番地
施設概要	<p>県営国民宿舎えびの高原荘</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 敷地面積 14,750m² ② 延床面積 4,100m² ③ 構造 鉄筋コンクリート2階建 ④ 建設事業費 2,300 百万円 <p>県営えびの高原スポーツレクリエーション施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 敷地面積 6,813m² ② リンク部面積 30m×60m=1,800m² ③ 構造フェンスボードの材質は、ポリカーボネイト。 冷凍機等機械設備は、機械室棟(鉄筋コンクリート1階建)内に収納 ④ 建設事業費 161 百万円
開設時期	<p>県営国民宿舎えびの高原荘 昭和 37 年 10 月</p> <p>県営えびの高原スポーツレクリエーション施設 平成元年 12 月</p>
開館時間又は利用期間	<p>宿泊利用: 午後4時から翌日の午前10時まで</p> <p>一時利用: 午前10時から午後4時まで</p>

	会議利用: 広間は4時間単位 アイススケート場: 12月1日から3月21日まで 午前9時から午後5時まで インラインスケート場: 4月1日から11月14日まで 午前9時から午後5時まで
休館日又は休日	設けない。ただし、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に、休業日とすることができる。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1者
指定実績	第二期: 平成23～27年度
料金制導入区分	利用料金制
業務内容	(1)えびの高原施設の利用に関する業務 (2)えびの高原施設(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 (3)えびの高原施設の県有物品の維持管理に関する業務 (4)えびの高原施設に係る事業計画及び事業実績等に関する業務 (5)利用料金等の收受、予算及び決算等に関する業務 (6)えびの高原施設に係る文書、図面及び電磁的記録の作成、取得、利用及び管理に関する業務 (7)その他知事が必要と認める業務
自主事業	レストラン、売店、スケート貸靴、温泉等

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収 入	宿泊施設	88,535	100,505	▲11,970	120,099	804	119,295
	スポレク施設	38,739	45,727	▲6,988	38,136	18,256	19,880
	温泉・レストラン・売店等	31,564	42,128	▲10,564	48,801	1,728	47,073
収入合計		158,838	188,360	▲29,522	207,036	20,788	186,248
支 出	県納付金	15,444	15,587	▲143	15,730	12,650	3,080
	施設人件費	85,470	83,891	1,579	95,395	76,519	18,876
	仕入材料費	27,121	40,662	▲13,541	40,002	1,986	38,015
	管理・事務費等	72,699	75,047	▲2,348	81,681	43,915	37,766

支出合計	200,734	215,187	▲14,453	232,807	135,071	97,737
収支差額	▲41,896	▲26,827	—	▲25,771	▲114,283	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
アイススケート場利用者数	27,521	11,146
宿泊者数	8,756	62
上記以外の利用者数(温泉、レストラン、売店等)	29,729	0

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

県営国民宿舎えびの高原荘は、国民の健全なレクリエーションと健康増進に資するための施設である。また、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設は、県民の健全なスポーツレクリエーションと体力の向上に資するとともに、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与するための施設であり、平成18年4月から指定管理者制度が導入されている。

平成18年度から22年度までを第1期(指定期間5年間)として、令和2年度までで3期が経過しており、現在は第4期に当たる。指定期間の第3期から第4期で指定管理者が交代しており、現在は、株式会社レジャークワイエットホールディングスが指定管理業務を担っている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等から、県営国民宿舎えびの高原荘については5月1日から年度末まで休館、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設については、12月10日から2月24日まで入場制限を設けた上でアイススケート場が営業された。

なお、県では、施設の老朽化等を踏まえ、令和3年8月に有識者等による検討委員会を設置し、施設の活用方針等が検討されている。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について【意見】

現在の指定期間(令和3年度から5年度までの3年間)における指定管理候補者の選定のため、令和2年度に指定管理候補者選定委員会が開催されている。

県が策定した「指定管理者指定手続等の手引」では、指定管理候補者選定委員会の委員の選任にあたっては、「現に対象施設の指定管理者となっている法人等の役員である者は、委員から除外する。また、過去に役員に就任していた者のほか、一般的に利害関係者と考えられる者についても、委員に選任しないよう努めること。」と規定されている。

県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手してないとの回答を得た。

利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 修繕費の責任限度額について【意見】

県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第 8 条及び別記2には、指定管理者が修繕のために負担すべき年間の責任限度額は 300 万円とする旨の記載がある。ただし、年間責任限度額には、保守点検作業等に要する経費及び県有物品以外の物品の修繕等に要する経費並びに指定管理者の管理の瑕疵によるものは含まない旨、併せて記載されている。

このように修繕費の責任限度額が導入されることで、指定管理者が負担すべき修繕費の上限額が明確となり、指定管理者にとって過度な負担にならないため、施設の適切な維持管理を目指していると考えられる。

本施設における令和 2 年度の修繕費総額は、7,236,892 円であり、責任限度額 300 万円を大きく上回っている。このように、修繕費総額が基本協定書に記載の年間責任限度額を上回る場合の取り扱いについては基本協定書等において特段の記載がない。結果として、指定管理者の持ち出しで施設の修繕が実施されたことになり、指定管理者に過度な負担を強いている可能性がある。

ただし、前述のとおり、年間責任限度額には、保守点検作業等に要する経費及び県有物品以外の物品の修繕等に要する経費並びに指定管理者の管理の瑕疵によるものは含まない。しかし、県は、これらを判断するための修繕費の詳細な内訳を把握していない。

このため、県は、発生した修繕費の内訳を詳細に把握するとともに、基本協定書における修繕の責任限度額を超えて修繕する必要がある場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。

② 自主事業に係る承認と収支状況について【指摘事項】

県が策定した「指定管理者指定手続等の手引」では、指定管理者による自主事業については、「実施にあたっては、事業の目的、内容等を記載した実施計画書等により、あらかじめ県の承認を受けることを基本とする。自主事業は、指定管理者が自らの責任と財源に基づき自主的に実施するものである。このため、収支を指定管理料とは明確に区分しておかなければならない。」と規定されている。

県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)によれば、自主事業については、県と料金の設定等の協議を行う必要がある旨記載されているとともに、「施設の管理運営等に伴う収入及び支出について、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と区分経理した経理帳簿等を備える」との記載がある。

本施設において、募集要領では「レストラン、売店、スケート貸靴、温泉等」が自主事業であることが明記されている。しかし、指定管理者から提出された事業計画書等における自主事業と考えられる事業は、「指定管理関連業務収入 レストラン部門収入、売店部門収入、温泉部門収入、その他施設利用者収入、その他施設使用者外収入」と記載されている。このため、募集要領の記載と文言が不一致であるだけでなく、自主事業と明記されておらず、指定管理業務であるかのように見誤る可能性を否定できない。

また、収支状況を記載した書類においては、収入については指定管理業務と区分した記載があるものの、支出については区分されておらず、指定管理者指定手続等の手引及び募集要領の規定に沿っていない。

結果として、指定管理者が実施した自主事業に係る具体的な内容及び支出状況が不明確である。

このため、県は、指定管理者に対して事業計画書等において自主事業の具体的な内容及び支出状況の記載を求めるべきである。なお、指定管理業務の性質等に鑑み、自主事業と指定管理業務の支出を区分する必要がないと判断する場合は、その旨を募集要領等で明記すべきである。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 第三者への委託の承認手続について【指摘事項】

基本協定書第15条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができるとされている。

指定管理者から提出された業務報告によれば、次の業務の一部について第三者へ委託されていることが記載されている。

- ・施設等の保守点検業務
- ・機械・設備等の保守点検業務

このため、県に対して、指定管理者へ第三者への委託について事前の承認を行っているか質問したところ、承認手続は行っていないとのことである。

第三者への委託が原則として禁止される趣旨は、事故の発生リスクの増大、事故発生時の責任の所在が不明確になること等が懸念されるためである。

これらを踏まえ、県は、第三者への委託の承認手続を適切に実施すべきである。

なお、県が第三者への委託の承認を行う際には、前述の懸念内容を踏まえ、委託に係る重要な事項を把握した上で、慎重に判断すべきである。ここで、委託に係る重要な事項には、第三者への委託予定の業務内容のみならず、委託予定業者名、委託予定金額等の情報も含まれると考える。

このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。

② 引継文書について【意見】

本施設は、第3期(平成28年度から令和2年度までの5年間)から第4期(令和3年度から5年度までの3年間)で指定管理者が交代している。このため、県に対し、新旧の指定管理者間で管理業務の引継ぎが問題なく行われたことを確認しているか質問した。

県によれば、新旧の指定管理者に対し、引継ぎが適正に実施されるよう指導を行っており、また、施設、設備及び備品等についてはリストと照合する形で、県及び新旧指定管理者の三者立会による現地での確認調査を行っている。ただし、詳細な引継文書の作成までは求めていないとのことである。

基本協定書では、管理業務の引継ぎに係る規定はあるが、新旧の指定管理者間で引継文書の作成義務に関する規定は明記されていない。しかし、指定管理者が交代したことによる利用者への影響、新旧の指定管理者間の責任範囲、事故等発生時の責任分担、よりスムーズな事務引継ぎの実施等踏まえると、できるだけ詳細な引継文書を作成して、引継ぎが行われることが望ましい。このため、県は、詳細な引継文書の作成について指定管理者へ指導されたい。

③ 業績評価指標について【意見】

県は、指定管理者に対するモニタリングとして、毎年度、指定管理者に対して管理運営実績を評価し、評価結果を県のホームページに公表している。

令和2年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、宿泊者数、温泉利用者数、スポレク施設利用者数及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、業績評価のための目標値は明確には定めていないとのことである。

指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。

このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。

このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。

④業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、業務報告書及び事業報告書に対するモニタリングの実施として、主な審査内容が記載されている。

<業務報告書>

- ・業務は適正に実施されているか
- ・利用状況は順調に推移しているか
- ・利用料金は順調に収受されているか
- ・利用者からの苦情や事故・トラブルへの対応は適切か 等

<事業報告書>

- ・業務が適正かつ確実に実施されたか
- ・利用状況は前年度と比較して改善したか
- ・収支決算状況は適正か
- ・保守点検、修繕、安全管理対策は適切に実施されたか
- ・利用者満足度調査結果、苦情等を改善に生かしているか
- ・運営目標は達成されたか
- ・広報の実施は適切に行われたか
- ・個人情報保護は適切に図られたか 等

指定管理者から、6月まで、9月まで、12月までの四半期毎の業務報告書、及び、年度終了時には事業報告書が提出されている。指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、上記の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。

業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。

このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。

⑤ 収支決算書における減価償却費の計上について【意見】

県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に減価償却費が計上されている。

減価償却費は、固定資産の取得に伴い生じる費用であり、非資金項目であることから、収支決算書への記載はなじまないこととなる。

県によれば、この減価償却費の内容及び計上されている根拠については確認していないとのことである。

基本協定書によれば、管理業務の実施に係る収支決算の提出が求められているが、これは利用料金、人件費、施設管理費等の資金のやりとりを前提にした収支に関する書類である。

このため、県は、提出される計算書の内容を把握し、指定管理者へ適切な収支計算書の作成について指導されたい。

⑥ 収支決算書における本社経費の計上について【意見】

県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に本社等直接経費及び本社等管理費・事務費が計上されており、いずれも本社で発生する経費のうち、本施設に関連する費用が計上されたものと想定できる。

このため、県に対して本社関連費用について計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認しているか質問したところ、特段の確認は実施していないとのことであった。

前述のとおり「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」には、事業報告書に対するモニタリングの実施として、収支決算状況は適正かを審査する旨が記載されている。本施設においては、収支決算の状況を前提に県への納付金額が算定されることから、収支決算の正確性は特に重要であると考えられる。

このため、県は、提出される計算書のうち本社関連費用について、計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認されたい。

⑦ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、指定管理者である法人の財務分析については、審査表を作成する旨が記載されている。

本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、上記の審査表は作成されていない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しが行なわれている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

このため、県は、法人の決算書入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審

査を行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益（経常損益）や収支比率、流動（固定）比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

（出所：指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領）

⑧ 利用者満足度調査について【意見】

基本協定書第22条には利用者満足度調査の規定があり、管理業務のサービス水準の向上を目的とした利用者の満足度の調査を行うこととされている。しかし、令和2年度においては、次のとおり、各施設で年度を通じて長期間にわたり休館されていたため、利用者への満足度調査は実施されていない。

【各施設の令和2年度における営業期間】

施設名	施設内容	令和2年度の営業期間
県営国民宿舎えびの高原荘	宿泊施設	4月1日から4月30日まで
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	アイススケート場	12月10日から2月24日まで

上記のとおり、長期間にわたり休館とされているが、アイススケート場については約3か月運営されており、利用者満足度調査を実施する機会があったと考えられる。また、新型コロナウイルス感染症の影響下という非常時だからこそ、講ずべき対策の参考データの収集を目的として利用者満足度調査を実施するという考え方もありうる。

このため、県は、非常時でありつつも、施設によっては営業期間が一定程度あることや参考データ収集の観点から、利用者満足度調査の実施について検討されたい。

(3)平成21年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 応募状況について

(意見)

指定管理期間が5年で現在第1期の途中である。従来の管理受託事業者であった財団法人宮崎県公園協会が応募しなかったこともあり、最終的に1者だけの応募であった。

応募が少なかった理由として所管課によれば、指定管理者が毎年宮崎県に納付することになる39,000,000円の納付金と収支見込等を比較考量された結果からではないかということである。

この分析を裏付けるように、宮崎県が公表している「指定管理者制度導入施設の管理運営実績について(平成 20 年度)」によれば平成 18 年度が 2,735 千円、平成 19 年度が 7,023 千円、平成 20 年度が 12,201 千円のそれぞれ赤字となっている。

所管課によれば納付金の 39,000 千円の計算根拠は、宿泊客1名あたり建設に係る起債の償還の約3分の1を負担してもらうということで 2,000 円という金額が算出され、年間18,000 人が宿泊するとして計算されたということである。

ただ18,000 人という宿泊人数の見込みが過去の実績(平成17 年度で13,765 人)からみて無理があったと思われる(実際宿泊者数は「指定管理者制度導入施設の管理運営実績について(平成 20 年度)」によれば平成18 年度が13,167 人、平成19 年度が13,672 人、平成 20 年度が12,378 人)、次回の第2期の募集時にどのように対応するかが問題となる。

この点については、担当課においては、第2期応募要領を作成する時点までに、第1期の指定管理運営の実績等を踏まえ、検討整理していく課題であるとの認識はあるようである。応募者が少なかったことを踏まえ、競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

【改善状況】 改善されている

宿泊施設の管理運営という特殊な業務であるため応募者は多くはないと想定されるが、県は、県ホームページへの掲載や個別企業への訪問など応募者を増やすための取組を行っており、競争性を高める検討を行っていると考ええる。

ただし、第4期(令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間)に係る応募者数は結果的に 1 者のみであったことを踏まえ、県には、引継ぎ今後も競争性を高めるための改善策の検討を期待する。

② 引継書について

(意見)

基本協定書には、次期の指定管理者に対する引継ぎの規定はあるものの、従前の管理受託事業者からの引継書による義務規定等は明記されていないが、本来は新旧の管理責任者の責任範囲や事故等発生時の責任分担等を盛り込んだ引継書を作成し、どこまでが前任者の責任でどこからが後任者の責任かを新旧管理責任者相互で明確に確認し組織としての引継ぎが行われなければならないし、そのように県は指導すべきである。

【改善状況】 改善が不十分

令和 3 年度の指定管理者の交代に際し、県は、引継ぎが適正に実施されるよう指導を行っており、また、施設、設備及び備品等についてはリストと照合する形で、県及び新旧指定管理者の三者立会による現地での確認調査を行っている。ただし、詳細な引継文書の作成までは行われていない((2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ②引継文書について 参照)。

14. 県営国民宿舎高千穂荘(観光推進課)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	県営国民宿舎高千穂荘
指定管理者	宮交ショップアンドレストラン株式会社
根拠法令	宮崎県営国民宿舎管理規則
設置目的	県民の健全なレクリエーションの健康増進に資するための施設
所在地	西臼杵郡高千穂町大字三田井字御塩井1037番地の4
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 敷地面積 6,694 m² ② 延床面積 5,380 m² ③ 構造鉄筋コンクリート 3 階建、一部地下 1 階 ④ 建設事業費 2,300 百万円
開設時期	昭和 40 年 10 月
開館時間又は利用期間	宿泊利用: 午後4時から翌日の午前10時まで 一時利用: 午前10時から午後4時まで 会議利用: 広間は4時間単位、研修ホールは1時間単位
休館日又は休日	設けない。ただし、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に、休業日とすることができる。
指定期間	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1 者
指定実績	なし
料金制導入区分	利用料金制
業務内容	(1)高千穂荘の利用に関する業務 (2)高千穂荘(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 (3)高千穂荘の固有物品の維持管理に関する業務 (4)高千穂荘に係る事業計画及び事業実績等に関する業務 (5)利用料金等の收受、予算及び決算等に関する業務 (6)高千穂荘に係る文書、図面及び電磁的記録の作成、取得、利用及び管理に関する業務 (7)その他知事が必要と認める業務
自主事業	レストラン、売店、披露宴等

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	宿泊施設	194,595	175,826	18,769	195,794	1,657	194,137
	会議・宴会・ レストラン等	122,991	53,805	69,186	124,797	3,133	121,664
収入合計		317,586	229,631	87,955	320,591	4,790	315,801
支出	県納付金	38,124	38,477	▲353	38,830	32,670	6,160
	施設人件経費	96,959	78,493	18,466	96,959	67,865	29,094
	仕入材料費	71,912	53,022	18,890	73,243	1,165	72,078
	管理・事務費等	94,660	112,988	▲18,328	94,356	28,932	65,424
支出合計		301,655	282,980	18,675	303,388	130,632	172,756
収支差額		15,931	▲53,349	—	17,202	▲125,842	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
宿泊者数	16,222	270
上記以外の利用者数(宴会・会議、レストラン)	7,244	0

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

県営国民宿舎高千穂荘は、国民の健全なレクリエーションと健康増進に資するための施設であり、平成18年4月から指定管理者制度が導入されている。

平成18年度から22年度までを第1期(指定期間5年間)として、令和2年度までで3期が経過しており、現在は第4期に当たる。指定期間の第3期から第4期で指定管理者が交代しており、現在は、株式会社ケイメイが指定管理業務を担っている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等から、5月1日から年度末まで休館している。

なお、県では、施設の老朽化等を踏まえ、令和3年8月に有識者等による検討委員会を設置し、施設の活用方針等が検討されている。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について【意見】

現在の指定期間(令和3年度から5年度までの3年間)における指定管理候補者の選定のため、令和2年度に指定管理候補者選定委員会が開催されている。

県が策定した「指定管理者指定手続等の手引」では、指定管理候補者選定委員会の委員の選任にあたっては、「現に対象施設の指定管理者となっている法人等の役員である者は、委員から除外する。また、過去に役員に就任していた者のほか、一般的に利害関係者と考えられる者についても、委員に選任しないよう努めること。」と規定されている。

県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手していないとの回答を得た。

利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 修繕費の責任限度額について【意見】

県営国民宿舎高千穂荘の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第8条及び別記2には、指定管理者が修繕のために負担すべき年間の責任限度額は300万円とする旨の記載がある。ただし、年間責任限度額には、保守点検作業等に要する経費及び県有物品以外の物品の修繕等に要する経費並びに指定管理者の管理の瑕疵によるものは含まない旨、併せて記載されている。

このように修繕費の責任限度額が導入されることで、指定管理者が負担すべき修繕費の上限額が明確となり、指定管理者にとって過度な負担にならないため、施設の適切な維持管理を目指していると考えられる。

本施設における令和2年度の修繕費総額は、7,203,000円であり、責任限度額300万円を大きく上回っている。このように、修繕費総額が基本協定書に記載の年間責任限度額を上回る場合の取り扱いについては基本協定書等において特段の記載がない。結果として、指定管理者の持ち出しで施設の修繕が実施されたことになり、指定管理者に過度な負担を強いている可能性がある。

ただし、前述のとおり、年間責任限度額には、保守点検作業等に要する経費及び県有物品以外の物品の修繕等に要する経費並びに指定管理者の管理の瑕疵によるものは含まない。しかし、

県は、これらを判断するための修繕費の詳細な内訳を把握していない。

このため、県は、発生した修繕費の内訳を詳細に把握するとともに、基本協定書における修繕の責任限度額を超えて修繕する必要がある場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示された

② 自主事業に係る承認と収支状況について【指摘事項】

県が策定した「指定管理者指定手続等の手引」では、指定管理者による自主事業については、「実施にあたっては、事業の目的、内容等を記載した実施計画書等により、あらかじめ県の承認を受けることを基本とする。自主事業は、指定管理者が自らの責任と財源に基づき自主的に実施するものである。このため、収支を指定管理料とは明確に区分しておかなければならない。」と規定されている。

県営国民宿舎高千穂荘施設指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)によれば、自主事業については、県と料金の設定等の協議を行う必要がある旨記載されているとともに、「施設の管理運営等に伴う収入及び支出について、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と区分経理した経理帳簿等を備える」との記載がある。

本施設において、募集要領では「レストラン、売店、披露宴等」が自主事業であることが明記されている。しかし、指定管理者から提出された事業計画書等における自主事業と考えられる事業は、「指定管理関連業務収入 レストラン部門収入、売店部門収入、温泉部門収入、その他施設利用者収入、その他施設使用者外収入」と記載されている。このため、募集要領の記載と文言が不一致であるだけでなく、自主事業と明記されておらず、指定管理業務であるかのように見誤る可能性を否定できない。

また、収支状況を記載した書類においては、収入については指定管理業務と区分した記載があるものの、支出については区分されておらず、指定管理者指定手続等の手引及び募集要領の規定に沿っていない。

結果として、指定管理者が実施した自主事業に係る具体的な内容及び支出状況が不明確である。

このため、県は、指定管理者に対して事業計画書等において自主事業の具体的な内容及び支出状況の記載を求めるべきである。なお、指定管理業務の性質等に鑑み、自主事業と指定管理業務の支出を区分する必要がないと判断する場合は、その旨を募集要領等で明記すべきである。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 第三者への委託の承認手続について【指摘事項】

基本協定書第15条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができるとされている。

指定管理者から提出された業務報告によれば、次の業務の一部について第三者へ委託されていることが記載されている。

- ・施設等の保守点検業務
- ・機械・設備等の保守点検業務

このため、県に対して、指定管理者へ第三者への委託について事前の承認を行っているか質問したところ、承認手続は行なっていないとのことである。

第三者への委託が原則として禁止される趣旨は、事故の発生リスクの増大、事故発生時の責任の所在が不明確になること等が懸念されるためである。

これらを踏まえ、県は、第三者への委託の承認手続を適切に実施すべきである。

なお、県が第三者への委託の承認を行う際には、前述の懸念内容を踏まえ、委託に係る重要な事項を把握した上で、慎重に判断すべきである。ここで、委託に係る重要な事項には、第三者への委託予定の業務内容のみならず、委託予定業者名、委託予定金額等の情報も含まれると考える。

このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。

② 引継文書について【意見】

本施設は、第3期(平成28年度から令和2年度までの5年間)から第4期(令和3年度から5年度までの3年間)で指定管理者が交代している。このため、県に対し、新旧の指定管理者間で管理業務の引継ぎが問題なく行われたことを確認しているか質問した。

県によれば、新旧の指定管理者に対し、引継ぎが適正に実施されるよう指導を行っており、また、施設、設備及び備品等についてはリストと照合する形で、県及び新旧指定管理者の三者立会による現地での確認調査を行っている。ただし、詳細な引継文書の作成までは求めていないとのことである。

基本協定書では、管理業務の引継ぎに係る規定はあるが、新旧の指定管理者間で引継文書の作成義務に関する規定は明記されていない。しかし、指定管理者が交代したことによる利用者への影響、新旧の指定管理者間の責任範囲、事故等発生時の責任分担、よりスムーズな事務引継ぎの実施等踏まえると、できるだけ詳細な引継文書を作成して、引継ぎが行われることが望ましい。このため、県は、詳細な引継文書の作成について指定管理者へ指導されたい。

③ 業績評価指標について【意見】

県は、指定管理者に対するモニタリングとして、毎年度、指定管理者に対して管理運営実績を評価し、評価結果を県のホームページに公表している。

令和 2 年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、宿泊者数、宴会・披露宴数及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、業績評価のための目標値は明確には定めていないとのことである。

指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。

このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。

このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。

④ 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、業務報告書及び事業報告書に対するモニタリングの実施として、主な審査内容が記載されている。

< 業務報告書 >

- ・業務は適正に実施されているか
- ・利用状況は順調に推移しているか
- ・利用料金は順調に収受されているか
- ・利用者からの苦情や事故・トラブルへの対応は適切か 等

< 事業報告書 >

- ・業務が適正かつ確実に実施されたか
- ・利用状況は前年度と比較して改善したか
- ・収支決算状況は適正か
- ・保守点検、修繕、安全管理対策は適切に実施されたか
- ・利用者満足度調査結果、苦情等を改善に生かしているか
- ・運営目標は達成されたか
- ・広報の実施は適切に行われたか
- ・個人情報保護は適切に図られたか 等

指定管理者から、6 月まで、9 月まで、12 月までの四半期毎の業務報告書、及び、年度終了時には事業報告書が提出されている。指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書について

は、県内部において稟議されているが、上記の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。

業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。

このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。

⑤ 収支決算書における本社経費の計上について【意見】

県が指定管理者から入手した収支決算書には、実績額に本社等直接経費及び本社等管理費・事務費が計上されており、いずれも本社で発生する経費のうち、本施設に関連する費用が計上されたものと想定できる。

このため、県に対して本社関連費用について計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認しているか質問したところ、特段の確認は実施していないとのことであった。

前述のとおり「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」には、事業報告書に対するモニタリングの実施として、収支決算状況は適正かを審査する旨が記載されている。本施設においては、収支決算の状況を前提に県への納付金額が算定されることから、収支決算の正確性は特に重要であると考えられる。

このため、県は、提出される計算書のうち本社関連費用について、計上の根拠及び計上金額の妥当性を確認されたい。

⑥ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、指定管理者である法人の財務分析については、審査表を作成する旨が記載されている。

本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、上記の審査表は作成されていない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しが行なわれている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

このため、県は、法人の決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益（経常損益）や収支比率、流動（固定）比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

（出所：指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領）

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 引継書について

（意見）

基本協定書に次期の指定管理者に対する引継ぎの規定はあるものの、従前の管理受託事業者からの引継書による義務規定等は明記されていないが、本来は新旧の管理責任者の責任範囲や事故等発生時の責任分担等を盛り込んだ引継書を作成し、どこまでが前任者の責任でどこからが後任者の責任かを新旧管理責任者相互で明確に確認し組織としての引継ぎが行われなければならないし、そのように県は指導すべきである。

【改善状況】 改善が不十分

令和3年度の指定管理者の交代に際し、県は、引継ぎが適正に実施されるよう指導を行っており、また、施設、設備及び備品等についてはリストと照合する形で、県及び新旧指定管理者の三者立会による現地での確認調査を行っている。ただし、詳細な引継文書の作成までは行われていない（(2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ②引継文書について 参照）。

15. 県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園 (農業担い手対策課)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園
指定管理者	学校法人宮崎総合学院
根拠法令	公の施設に関する条例 県立農業大学校規則 宮崎県農業科学公園管理規則
設置目的	○県立農業大学校農業総合研修センター 農業経営者、地域農業者の指導者等に対する農業の知識・技術の研修及び県民の農業に対する理解を深め、意識を啓発するための研修を実施すること。 ○宮崎県農業科学公園 県民の農業とのふれあいの場を提供するとともに、農業に対する意識の啓発に資すること。
所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田5732番地
施設概要	○県立農業大学校農業総合研修センター 敷地面積:77,205 m ² 建物延べ床面積:8,760 m ² 主な施設 研修センター(宿泊室、体験作業室、視聴覚室等)、ガラス温室、実践塾棟、管理出荷調整室、ビニールハウス ○宮崎県農業科学公園 敷地面積:157,032 m ² 建物延べ床面積:7,729 m ² 主な施設 農業科学館、物産館、フラワーハウス、ぶどう園、ふれあい体験館、ウォーターランド、駐車場
開設時期	農業総合研修センター:平成6年4月1日 宮崎県農業科学公園 :平成9年6月6日
開館時間又は利用期間	○県立農業大学校農業総合研修センター (研修室)

	<p>利用時間:9時から22時 (宿泊室) 利用時間:原則16時から利用終了日の8時30分 ○宮崎県農業科学公園 開園時間:9時30分から17時</p>
休館日又は休日	<p>○県立農業大学校農業総合研修センター 原則12月28日から翌1月3日 ○宮崎県農業科学公園 ・毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日の場合はその翌日) ・12月29日から翌1月3日</p>
指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1団体
指定実績	・平成27年4月1日から平成30年3月31日
料金制導入区分	<p>○県立農業大学校農業総合研修センター (研修室) 1室につき 午前1,605円、午後3,205円、夜間3,205円 ※学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者で構成する団体は無料。 (宿泊室) 1人1泊につき 1,070円 ※学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者は無料。 ○宮崎県農業科学公園 (イベントホール) 1室につき 午前3,565円、午後7,130円 ※学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者で構成する団体は無料。 (物産館ホール) 1平方メートル1日につき 39円</p>
業務内容	<p>・県立農業大学校農業総合研修センターの利用に関する業務 ・県立農業大学校農業総合研修センターにおける研修の実施に関する業務 ・県立農業大学校農業総合研修センター(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 ・宮崎県農業科学公園の利用に関する業務</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県農業科学公園(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 ・県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園の利用促進に係る啓発事業に関する業務 ・天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ・その他知事が必要と認める業務
自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具等展示会 ・ハロウィン用カボチャの生産・販売 ・ハロウィンカボチャ祭 ・ほ場活用事業 ・農産物販売 ・移動販売車の試験導入 ・職員研修事業 ・食と農を考える県民会議受託事業

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	66,503	66,503	0	66,503	66,503	0
	利用料金	1,413	1,120	293	1,426	1,280	146
	生産物売払収入	17,099	17,107	▲8	17,105	20,889	▲3,784
	その他収入	0	18	▲18	0	1,745	▲1,745
収入合計		85,015	84,748	267	85,034	90,417	▲5,383
支出	人件費	44,418	47,763	▲3,345	44,418	49,493	▲5,075
	光熱水費	11,591	11,454	137	11,698	10,483	1,215
	事務費	12,441	8,894	3,547	12,536	8,990	3,546
	その他	16,565	16,614	▲49	16,382	21,437	▲5,055
支出合計		85,015	84,725	290	85,034	90,358	▲5,324
収支差額		0	23	—	0	59	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
研修実績(延べ人数)	15,195	8,406
研修宿泊者数(延べ人数)	1,966	1,346
農業科学公園入園者数	186,559	118,704
農業科学館入館者数	27,637	9,563

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

県立農業大学校農業総合研修センターにおいて指定管理者は、先進的な農業技術の実践・修得や経営者としての資質向上を図る場として、また、実践力を備えた新規就農者養成の場として、設置目的の具体化と本県農業の担い手となる人材育成に効率的効果的に努めており、その設置目的は果たされているものと考えられる。また宮崎県農業科学公園においては、県民の農業とのふれあいの場を提供するとともに、農業に対する意識の啓発に資するため利用者の安全性を確保し、景観面も考慮されており、その設置目的は果たされていると考えられる。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1者応募について【意見】

令和2年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページ等により行っている。現地説明会も1者のみの参加となっている。

競争性確保のために広報等に力を入れる施策もさることながら、何が応募に当たった障壁になったかを明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 利用料金収入及びその他の収入について【意見】

5 経理に関する事項
・・・
(1) 管理に要する経費
・・・
②利用料金収入及びその他の収入
次のア及びイについては、指定管理者が自らの収入として収受することとします。当該収入は、年間 20,390 千円を見込んでいます。なお、単年度の当該収入（ただし、生産物売払収入に市場手数料が含まれる場合は、市場手数料を除く。）が基準額（年間 20,390 千円）を上回った場合には、当該収入から基準額を差し引いた額の 2 分の 1 相当額を県に納入していただきます。
指定管理者は、公の施設に関する条例に定める額の範囲内（資料集 3 に記載する料金以下）で、あらかじめ県の承認を受けて利用料金を定めることができます。
ア 利用料金
・ 研修センター（宿泊室、研修室）利用料
・ 公園施設（イベントホール、物産館ホール）利用料
イ その他の収入
・ 研修センター農業体験生産物売払収入
・ みやざき農業実践塾（青年農業者コース）生産物売払収入
・ みやざき農業実践塾（青年農業者コース）研修費
・ 公園生産物売払収入

(出所：県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園指定管理者募集要領)

指定管理者は上記の通り、基準額を上回った場合には、当該収入から基準額を差し引いた額の 2 分の 1 相当額を県に納入しなければならない。そこで、みやざき農業実践塾（青年農業者コース）生産物売払収入について、サンプリングにより塾生の生産物収支状況を調査したところ、以下のような成績となっていた。

(単位：千円 端数切捨て)

生産物	いちご	ピーマン	きゅうり
販売金額	1,456	1,727	1,425
種苗費	32	8	13
肥料費	37	38	38
農薬費	61	121	47
水道光熱費	156	807	363
諸材料費	151	81	95
建物土地改良及び水利費	12	0	0

賃借料及び賃料	292	0	0
建物土地改良費	12	12	12
園芸施設費	292	292	292
農具費	88	51	88
出荷経費及び手数料	220	192	286
所得	100	122	187

上記の通り、農業従事者を目指して農業実践を行った塾生の収支状況は非常に利益が薄い。そのため、生産物販売収入から市場手数料を差し引いた額の2分の1相当額を県に納入すると、指定管理者は大幅な赤字になる可能性がある。したがって、県は指定管理者が基準額を上回った場合の納入条件について、全ての利用料金収入及びその他の収入を一律に考えるのではなく収入ごとに基準を設けるべきであると考えます。

② 修繕費の予算について【意見】

県は修繕費を指定管理者の歳出予算の段階において実績に基づいて積算していると推認するが、施設の老朽化によって修繕箇所も多くなり、尚且つ、塾生が備品を扱う程度によっては予期せぬ修繕も発生し、農業実践に影響を及ぼす可能性がある。したがって、県は修繕費の予算歳出に際して、指定管理者が老朽化に則した修繕費を支出できるよう、実績に加えて将来的な少額修繕計画書を作成するなど工夫したうえで、より実効性のある修繕費積算が必要ではないかと思われる。なお、予測に誤差が生じやすい修繕費は、あらかじめ指定管理料の還付を契約内容に織り込むこと等の対応も必要かと考える。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 実地調査の審査について【意見】

「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。また、一部の確認項目について所見が書かれていた。しかしチェックリストに記載されている確認方法は、あくまでも制度所管課が示した一例であって、施設に適した具体的な確認方法については施設所管課で整備すべきものであると考える。

特に県は収支の状況について収入増加理由を所見に記載していたが、収支の状況を包括した結論としては乏しいものであった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているのであるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。

② 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益（経常損益）や収支比率、流動（固定）比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

（出所：指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領）

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

平成 21 年度包括外部監査時点においては指定管理者制度を導入していなかった。

16. 宮崎県建設技術センター（管理課）

(1)施設概要

（施設及び指定管理業務概要）

公の施設名	宮崎県建設技術センター
指定管理者	学校法人宮崎総合学院
根拠法令	公の施設に関する条例 宮崎県建設技術センター管理規則
設置目的	優れた建設技術者等の養成及び建設資材の品質管理試験並びに県民の安全で安心な暮らしを支える技術等に対する意識の啓発に資する研修のための施設

所在地	宮崎市清武町今泉2559の1
施設概要	建設技術者の研修、建設資材等の各種試験及び産業開発青年隊の教育訓練を実施し、建設技術者の技術向上、建設事業の適正な施工と工事の質的向上及び建設産業に従事する人材育成を目的としている
開設時期	昭和43年4月
開館時間又は利用期間	研修生宿舎 午後1時から使用を終了する日の午前9時まで 大教室等 午前9時から午後5時まで
休館日又は休日	宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1団体
指定実績	平成22年4月1日～平成27年3月31日(第1期) 平成27年4月1日～令和2年3月31日(第2期)
料金制導入区分	使用料
業務内容	(1)建設技術者の基礎的訓練並びに知識及び技能の修得に関する業務 (2)建設技術センターの利用に関する業務 (3)建設技術センター(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 (4)その他知事が必要と認める業務
自主事業	指定管理者は建設技術センターを活用して、県内で働く技術者等を対象とした自主事業を実施することができる。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行のため自主事業は実施していない。

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収 入	指定管理料	97,981	97,981	0	100,040	100,040	0
	その他雑収入	0	1	▲1	0	1	▲1
	自主事業収入	0	273	▲273	0	0	0
収入合計		97,981	98,255	▲274	100,040	100,041	▲1

支 出	人件費	45,500	49,708	▲4,208	49,632	53,756	▲4,124
	光熱水費	10,389	10,447	▲58	12,084	9,837	2,247
	委託料等	13,297	11,977	1,320	11,468	12,830	▲1,362
	車両維持費	815	631	184	621	876	▲255
	施設修繕費	2,648	4,878	▲2,230	3,300	4,156	▲856
	隊員保険費	900	980	▲80	792	976	▲184
	公課費	5,457	5,996	▲539	5,589	6,058	▲469
	自主事業経費	0	273	▲273	0	0	0
	その他	18,975	13,314	5,661	16,554	11,501	5,053
支出合計	97,981	98,204	▲223	100,040	99,990	50	
収支差額	0	51	－	0	51	－	

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
大教室	4,751	2,282
中教室	0	26
施工管理課教室	750	213
小教室	1,022	179
情報処理室	605	499
視聴覚室	4,218	3,326
体育館	2,371	2,181
運転練習場	1,494	1,251
機械運転練習場	97	398
研修棟	297	46

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

当該施設は優れた建設技術者等の養成及び建設資材の品質管理試験並びに県民の安全で安心なくらしを支える技術等に対する意識の啓発に資する研修のための重要な拠点としての役割を担っている。毎年30名以上の産業開発青年隊を受け入れ建設業界への就業促進が高められ、また、建設資材の高い品質検査を実施することにより県民の安心なくらしに貢献していることから、その設置目的は果たされているものと考えられる。特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1者応募について【意見】

令和元年度の指定管理者選定時の応募は1者のみとなっており、選定時の競争性が確保されていない。広報はホームページ、新聞等により行っている。応募は1者のみであるが、現地説明会には令和元年度の選定時に1者、その前の選定時には2者参加しているとのことである。

第2期説明会参加者へは第3期目募集時に聞き取りをしたのみになっているとのことであった。競争性確保のために広報等に力を入れることも必要な施策とは考えるが、現地説明会に参加して応募していないところに応募しなかった理由をヒアリングして何が応募に当たった障壁になったかを明らかにし、当該障壁を取り除くことを検討すべきである。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 情報処理室パソコン等にかかるリース契約について【指摘事項】

情報処理室は下記のようなパソコン等を備え研修を行う施設であるが、全て指定管理者名でリース契約されたものである。このリース契約は第2期指定管理者指定期間中に契約されており、第2期指定管理者指定期間満了日においてはリース債務が残った状態になる。指定管理料にはリース料支払い額は積算されているものの、指定管理者が第3期交代になった場合には、旧指定管理者がリース債務を残したままとなり、円滑な引き継ぎが行われなかった可能性がある。したがって情報処理室パソコン等については、指定管理者が契約するのではなく、県が契約すべきであったと考える。

リース契約資産	サーバー 1台 デスクトップパソコン 45台 ディスプレイ 45台 ノートパソコン 4台 ライセンス、ソフトウェア他周辺機器
リース契約の種類	所有権移転外ファイナンスリース契約
リース期間	平成30年3月31日～令和5年3月30日
リース料総額	12,998,880円(税込)

リース料支払い方法	月額 216,648 円(税込)を平成 30 年 4 月から 60 回支払
-----------	---------------------------------------

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 実地調査の審査について【意見】

「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。また、全ての確認項目について漏れなく所見が書かれていた。しかしチェックリストに記載されている確認方法は、あくまでも制度所管課が示した一例であって、施設に適した具体的な確認方法については施設所管課で整備すべきものであると考える。

特に県は収支の状況について「収支状況は問題ない」と所見に記載していたが、事業報告書に添付されている収支決算書の数値の何をもって問題ないと評価したのか不明であった。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているのであるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。

② 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去 3 年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(出所:指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領)

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

平成 21 年度包括外部監査時点においては指定管理者制度を導入していなかった。

17. みやざき臨海公園(宮崎県サンビーチーツ葉及び宮崎港マリーナ施設)(港湾課)

(1)施設概要

本項で記載するみやざき臨海公園と次項で記載する県立阿波岐原森林公園は、一括の指定管理がなされているものの、施設所管課が異なるため、別々の項目で記載している。

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	みやざき臨海公園(宮崎県サンビーチーツ葉及び宮崎港マリーナ施設)
指定管理者	マリンパークス(代表構成員:(一財)みやざき公園協会、構成員:フェニックスリゾート(株))
根拠法令	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項 宮崎県港湾管理条例(昭和 38 年条例第 18 号)第 17 条の 3 宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則(昭和 38 年規則第 31 号)第 19 条 宮崎県サンビーチーツ葉管理規則(平成 13 年規則第 46 号) みやざき臨海公園管理運営業務基準
設置目的	県民に快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーションの振興に資することを目的として整備
所在地	宮崎市新別府町前浜及び阿波岐原町前浜
施設概要	(宮崎県サンビーチーツ葉) 所在地:宮崎市阿波岐原町前浜 設置年月:平成 13 年 7 月 供用面積:陸域面積 約 6ha、水域面積 約 15ha 主な施設: 北ビーチ(*) ・休憩棟(*) ・駐車場(*) ・緑地(*)

	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツコート(*) ・バーベキュー広場(*) ・マリンスポーツヤード(*) <p>南ビーチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビーチハウス ・休憩棟 ・駐車場 ・緑地 <p>(宮崎港マリーナ施設)</p> <p>所在地:宮崎市新別府町前浜</p> <p>設置年月:平成13年7月</p> <p>供用面積:陸域面積 21.9ha、水域面積 9.8ha</p> <p>主な施設:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮桟橋 ・駐車場 ・ボートヤード ・緑地 ・マリンセンター ・多目的広場 ・上下架施設 ・親水護岸、広場 ・艇庫(*) ・デインギーヤード(*) <p>(*)は、第2期から追加された施設</p>
開設時期	平成13年7月
開館時間又は利用期間	1月1日から12月31日まで 午前5時から午後9時まで
休館日又は休日	マリーナ研修室及び艇庫会議室のみ 1月1日から1月3日まで及び毎週火曜日(その日が祝日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)は休業日
指定期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	2団体
指定実績	第1期(H18～H20)サンマリングループ 第2期(H21～H23)サンマリングループ 第3期(H24～H28)マリンパークス
料金制導入区分	導入していない
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の利用に関する業務 ○施設の維持及び保全に関する業務 ○安全管理に関する業務 ○その他利用促進に関する業務
自主事業	フリーマーケット、釣り大会、釣り教室、シーカヤック、デインギーヨット体験教室、ヨガ教室、海の環境教室、ライフセービング教室、サンマリーナ乗船体験会、クリーン大作戦、釣り具レンタル販売、バーベキューグッズレンタル・販売、元旦おしるこ販売、キッチンカー

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	委託料	98,910	100,741	▲1,831	101,923	101,924	0
	利用促進	53,031	42,984	10,047	54,048	38,554	15,494
	自主事業	3,747	3,240	507	3,889	4,722	▲834
収入合計		155,688	146,965	8,723	159,860	145,200	14,661
支出	人件費	65,669	63,977	1,692	70,015	68,477	1,538
	需用費	34,217	31,748	2,469	35,750	32,138	3,612
	委託料	20,089	20,670	▲581	19,810	19,753	57
	使用料	15,651	15,715	▲64	15,941	15,664	277
	一般管理費等	19,844	18,894	950	18,285	18,305	▲20
支出合計		155,470	151,004	4,466	159,801	154,337	5,465
収支差額		218	▲4,039	—	59	▲9,137	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
年間利用者数	228,800	211,800
海水浴期間のサンビーチーツ 葉利用者数	40,100	51,000

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

みやざき臨海公園は、宮崎港マリーナ施設、宮崎県サンビーチーツ葉という隣接する2つの施設で構成されている。両施設は、地理的な一体性等から、統一的な管理が望ましく、一体として指定管理がなされている。

また、マリーナ施設と公園施設という性質の異なる事業が存在することや、近隣に存在するフェニックスリゾート株式会社の施設との景観の一体性の観点などから、2団体によるグループでの指定がなされており、対象期間においては、一般財団法人みやざき公園協会及びフェニックスリゾート株式会社が構成員である。

管理業務に加え、積極的な利用促進事業や自主事業の取り組みを中心にして、「県民に快適な水辺空間を提供するとともに、海洋性レクリエーションの振興に資する」という目的に沿う運用がなされている。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

調査対象期間についての指定管理者の応募は2団体あり、広報等により、広く応募を求める努力はしており、引き続き、競争性確保の観点を意識すべきと考えられる。指定管理者の選定手続きについて、特段問題は見受けられない。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 一般管理費について【意見】

当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。

10%という金額は、指定管理者の本社の一般管理費の割合が概ね10%程度であることから、当該金額を参考に設定しているとのことである。指定管理者の本社において総務・経理を担っていることや、本社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。

しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。

② 南ビーチの無料休憩施設の管理について【指摘事項】

指定管理者は、「ビーチバーガーハウス」開設のために、南ビーチの無料休憩施設の内装や外装に大幅な変更を加えている(以下「本件施設変更」という。)。本件施設変更は、指定管理者と県が協議のうえ実施したものであり、指定管理期間が終了した際には、原状回復義務が存在することも相互に確認したとのことである。

しかし、事前協議の状況や、本件施設変更の変更箇所についての記録、原状回復義務の範囲などについて書面化された記録が存在しない。

後日の説明責任の観点や紛争防止の観点から、書面による記録を残すべきものであり、今後の施設管理においても注意すべき問題である。

③ 南ビーチの無料休憩施設の寄付について【意見】

上記の「本件施設変更」によって増改築された部分(時価見積額413万1817円相当)は、令和3年3月2日、指定管理者から県に寄付がなされ、県が所有している。

これは、指定管理期間が5年(対象期間は、令和4年3月31日で終了)であり、当該指定管理期間の終了後も(指定管理者の変更が生じた場合にも)、本件施設変更の増改築部分を活かして、継続した施策を実施できるようにするための措置であり、一定の合理性が認められる。

もともと、指定管理者にとっては、時価額で413万1817円程度の損失が生じるはずであり、指定管理者に過大な負担をかける取り扱いともいえる。

また、次回指定期間において、寄附を受けた設備を引き続き利用するものと考えられ、同様の事業ができる現指定管理者が有力候補となり、他の事業者にとっては参入障壁となる可能性がある。

この点は、事業全体のメリットデメリットの問題であるため、一概に問題となるとは思われないが、上記観点を意識した運用が今後は必要であると思われる。

④ 利用促進事業の効果測定について【意見】

上記ビーチバーガーハウスの運営のほか、当該施設においては、利用促進事業として「サンドフラワーフェスタ」というイベントが実施されている。

サンドフラワーフェスタは、専門業者に砂の造形の創作を依頼するなど、大規模なイベントであり、予算が600万円ほど必要である。

一方、利用者の入場料等は無料であり、当該イベントでの収入はない。

有償ではなく、無償で実施している点について、指定管理者としては、サンドフラワーフェスタを開催し、集客することで、同利用促進事業で行っているビーチバーガーハウスの利用者増、収益増に繋げることも目的としており、有償化に伴うイベント参加者の費用負担を考慮し、無償で行っているとのことである。当該内容について、県も確認しており、状況の変化等による有償化の検討については、指定管理者からの要望があれば、随時協議できる体制をとっている。

しかし、現状ビーチバーガーハウスやサンドフラワーフェスタなどの利用促進事業が、どの程度、施設の利用促進につながっているかという観点からの効果測定が行われていない。

利用者数の測定方法やアンケートの内容を工夫するなど、利用促進事業がどのように利用促進効果をもたらしているかについて、効果を測定する基準や方法を検討すべきである。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 備品管理体制について【意見】

当該施設の備品管理は、宮崎港の管理を行う中部港湾事務所（施設所管課の出先機関）が行っており、年1回備品台帳をもとに現場において照合している。

一方、指定管理者自身が定期的に備品の確認を行うことはない。備品の確認状況についての資料は、中部港湾事務所において、指定管理業務の書類とは別に保管されている。

備品の管理体制として、指定管理者自身に備品の状況を定期的に確認させたい、報告させる運用が望ましい。

② 再委託の承認手続がないことについて【指摘事項】

事業の第三者への委託（再委託）については、「あらかじめ甲（県）の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている（基本協定書15条）。

しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。

再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。

③ 利用者満足度調査について【意見】

当該施設は、利用者満足度調査として、イベント時のアンケートのほか、イベント以外の通常時の公園利用者に対するアンケートを実施している。通常時のアンケートは、4半期に1回のペースで年に4回、日程を決めて行っている。

県は、アンケートの集計結果の報告を受けているものの、具体的なアンケートの実施日についての確認がなされておらず、この点を正確に把握すべきである。

また、指定管理者が実施しているアンケートの回答用紙の体裁についても、日付はおろか年度すら記入する欄がなく、その回答が、いつ実施したアンケートなのか、当該回答用紙自体からは判然としない。そのため、実施日が明らかになるよう、アンケートの形式を見直すべきである。

さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査（特に期間が短い場合）では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数（たとえば、4半期に1回各25件、計100件など）を定めて実施をすることも有用と思われる。

④ 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、業務報告書、事業報告書の審査ポイントにつきチェックリストを用いて確認する考えはなく、それらも実地調査時のチェックリストと混同しているかに思えた。

各書類入手時に確認は行っているのですが、担当者変更による漏れ防止や説明責任を果たすうえでモニタリング証跡をチェックリスト等を用いて残すようにすべきである。

⑤ 収支決算書の根拠資料の確認について【指摘事項】

決算状況については、事業報告書中の収支決算書に基づき報告がなされているが、県は、当該収支状況について領収書等の根拠資料に基づく確認を行っておらず、この点の確認を行うべきである。

なお、施設使用料に関する収支状況については、根拠資料に基づく確認が適正になされている。

⑥ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

⑦ 放置ヨットへの対応について【指摘事項】

当該施設には、長期間(少なくとも10年以上)に渡り、不法占拠状態が続いている放置ヨットが存在する(右写真)。

当該問題は、物理的に施設管理の障害となること、指定管理者の管理責任の問題になりうる可能性があること(部品の破損や破損した部品による施設利用者の怪我等)、当該土地利用の機会損失が発生していることなど、指定管理業務を行う上での支障となっている。

法的対応を含め、早急に問題の解消に着手すべきである。



(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 備品及び施設の管理について

(意見)

所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。

【改善状況】 改善が不十分

備品の管理状況は前述「(2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ①備品管理体制について」のとおりであり、年に1度確認している。指定管理者によるチェック体制の構築や、資料の保管方法などについては引き続き改善を検討するべきである。

② 業務報告書、事業報告書、収支決算報告書について

(意見)

所管課は業務報告書についてのチェックリストは設けておらず、また、審査した結果の記録等の書類の保全もなされていない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、業務報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。

(意見)

所管課は事業報告書についてのチェックリストは設けておらず、また、審査した結果の記録等の

書類の保全もなされていない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、事業報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。

(意見)

所管課は収支決算書についてのチェックリストは設けていない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、収支決算報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。

(意見)

決算報告書の審査については、他県においては指定管理者が経営破綻し、指定期間途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

【改善状況】 改善されていない

前述「(2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ④業務報告書及び事業報告書の審査について ⑤収支決算書の根拠資料の確認について ⑥決算書等報告の審査表について」のとおりである。

③ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(意見)

平成 21年度からは、所管課の指導の下アンケートの調査の検討及びアンケートの回収率を高めるための方策(回答者にサービスを提供する等)が図られるようになったようだが、平成 20 年度は指定管理者が独自にイベント時ないし海水浴シーズンにアンケート調査を実施することとなり、県からの指導が十分になされていたとは言えない状況であったと認識した。

また、所管課は苦情、要望等について、定例会等で指定管理者からの報告は受けているが、指定管理者自らが備え置いている「利用者問い合わせ台帳」等には目を通していない。苦情については、場合によっては指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

【改善状況】 改善が不十分

アンケートの状況については前述「(2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ③利用者満足度調査について」のとおりであり、改善の余地が残っている。一方、苦情、要望等については、「利用者問い合わせ台帳」の確認は行っているが、苦情について、アンケートを主体的に行う取り組みは特にない。

④ 地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

(意見)

毎月一定日に所管課、宮崎県中部港湾事務所、指定管理者で定例会議を開催しているが、できる限り、別途第三者による評価委員会等によるモニタリングを受けることが望ましい。

【改善状況】 改善されている

明確な外部の第三者評価委員会の設置はされていないが、県は、指定管理者候補者選定委員会の議題として前指定管理者の運営状況及び評価の説明等を行い、委員から意見を聴取しており、本意見については実質的に改善されていると考えられる。

18. 県立阿波岐原森林公園(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	県立阿波岐原森林公園
指定管理者	マリンパークス
根拠法令	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項 阿波岐原森林公園指定管理者に関する管理運営要綱 都市公園条例 都市公園条例施行規則
設置目的	宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクリエーションや休養の場を提供する施設
所在地	宮崎市新別府町、山崎町及び阿波岐原町
施設概要	設置年月:昭和61年4月 供用面積:15.1ha 主な施設:パークウェイ、駐車場、トイレ、園路、花壇ほか
開設時期	昭和61年4月
開館時間又は利用期間	1月1日から12月31日まで

休館日又は休日	—
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	2 団体
指定実績	第 1 期(H18～H20)株式会社園田グリーンセンター 第 2 期(H21～H23)MParks+PHOENIX 阿波岐原 第 3 期(H24～H28)マリンパークス 第 4 期(H29～R3)マリンパークス
料金制導入区分	導入していない
業務内容	○都市公園等の利用に関する業務 ○都市公園等(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 ○都市公園等の利用促進に関わる啓発事業に関する業務 ○天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ○利用促進に関する業務 ○その他阿波岐原森林公園指定管理者に関する管理運営要綱に規定する業務
自主事業	子どもの遊び装置づくり、花苗プレゼント、犬のマナー教室、ドッグラン、花旅 365 構成庭園共通装飾、花苗無人販売

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和 2 年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	委託料	53,809	54,806	▲997	55,449	55,449	0
	利用促進	397	217	180	408	192	216
	自主事業	675	1,588	▲913	675	1,240	▲565
収入合計		54,881	56,611	▲1,730	56,532	56,881	▲349
支出	人件費	31,128	31,639	▲511	32,973	32,404	569
	需用費	11,492	9,514	1,978	11,705	8,818	2,887
	委託料	1,461	1,535	▲74	1,488	1,216	272
	使用料等	2,532	3,323	▲791	2,579	3,816	▲1,237
	一般管理費	8,032	7,871	161	7,781	6,865	916
支出合計		54,645	53,882	763	56,526	53,119	3,407
収支差額		236	2,729	—	6	3,762	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
阿波岐原森林公園	57,854	68,877

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

当該施設は、前項記載のみやざき臨海公園と隣接しており、公園施設としての共通性もあることから、みやざき臨海公園と一括での指定管理となっている。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

調査対象期間についての指定管理者の応募は2団体あり、広報等により、広く応募を求める努力はしており、引き続き、競争性確保の観点を意識すべきと考えられる。指定管理者の選定手続きについては、特段問題は見受けられない。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 一般管理費について【意見】

当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。

10%という金額は、指定管理者の本社の一般管理費の割合が概ね10%程度であることから、当該金額を参考に設定しているとのことである。指定管理者の本社において総務・経理を担っていることや、本社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。

しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 再委託の承認手続がないことについて【指摘事項】

事業の第三者への委託(再委託)については、「あらかじめ甲(県)の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている(基本協定書15条)。

しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。

再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。

② 利用者満足度調査について【意見】

利用者満足度調査について「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、「年最低2～3回」の実施とされている。当該施設は、利用者満足度調査として、アンケートポストの設置、イベント時のアンケートを実施している。

公園施設については、利用者の評価が業績評価の重要な指標となり、イベント時の満足度調査も重要であるが、基本的には「施設を通常利用している際に利用者がどう思っているか」を確認すべきであり、通常時の満足度調査を中心に考えるべきである。

そこで、通常時アンケートの充実を図るべきであり、通常時アンケートについて、年2～3回実施することが望ましい。

さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査(特に期間が短い場合)では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数を定めて実施をすることも有用と思われる。

③ 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

業務報告書について、県は業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており適切に審査がなされている。

一方、事業報告書について、事業報告書提出後に審査を行い、当該内容確認のため7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。

実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。

④ 収支決算状況の差引額のチェックについて【意見】

当該施設の収支決算書によれば、「消耗品費」について、当初予算額から実績額が約260万円減額している。

当該減額は花壇の花苗を維持管理・安全管理も含め一、二年草から宿根草に見直し、回数・単価が減ったため、県と協議済みとのことであった。

経費削減努力の結果であり、望ましいものと言えるが、県が予算統制を適切に行う観点からは、各費目単位で収支状況を精査し、事業計画の大きな変更で差額が生じる場合は、適宜確認・協議を行い、その内容の記録化を検討すべきである。

⑤ 実地調査について【意見】

実地調査について「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、「業務報告書や利用者満足度調査結果から管理運営状況の改善が求められる場合、利用者からの苦情・通報、事故の発生があった場合のほか、少なくとも半期に1回は実地調査を行うものとする」とされている。

当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。

事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 決算書等報告の審査について

(意見)

決算報告書の審査については、他県においては、指定管理者が経営破綻し、任期途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

【改善状況】 改善が不十分

平成21年度の監査後、施設所管課は、平成27年度まで各団体について「流動比率」、「自己資本比率」、「売上高当期利益率」の指標に基づき、指定管理者の経営状態の審査を行っていた。

平成28年度以降については、指標に基づく個別の審査は行っておらず、平成27年度までの情報を前提に、数値上の大きな変化がないかという観点で審査を行っている。

そのため、平成28年度以降は当該指標に基づく審査ができていないため、従来行っていた審査表に基づく審査が必要である。

② 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(意見)

苦情については、場合によっては指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

【改善状況】 改善されている

指定管理者は、適切に施設所管課に対して苦情の処理状況を報告しており、施設所管課は当該報告の確認を行っている。なお、アンケートについては、前述「(2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ②利用者満足度調査について」のとおり、改善の余地はあると思われる。

③ 実地調査について

(意見)

実地調査の審査チェックリスト、審査調書は作成されていない。軽微な指摘事項については、口頭で報告しているということであり、20年度には復命書は作成されていない。軽微な事項であっても文書により行った手続、指摘事項等をまとめて保存しておく必要がある。また、所管課は文書等の保存年限規定等の管理基準について確認していない。

【改善状況】 改善が不十分

前述「(2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ⑤実地調査について」のとおり、実地調査自体はされているものの、チェックリストの利用と記録化が不十分である。

④ 収支決算書の収支差額について

(意見)

指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されている。収入、支出は実績で計上することは当然であり、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめに事業活動の良否を判断し、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に生かせるものと思われる。

【改善状況】 改善されている

「指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロ」という状況はなく、改善されている。

19. 県立青島亜熱帯植物園・宮崎県総合運動公園(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)

(1)施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園については、一括で指定管理がなされている。以下、それぞれの施設概要・収支状況を記載している。

● 県立青島亜熱帯植物園

公の施設名	県立青島亜熱帯植物園
指定管理者	一般財団法人みやざき公園協会
根拠法令	都市公園条例(昭和 39 年条例第 24 号) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項 公の施設に関する条例 都市公園条例施行規則(昭和 61 年規則第 13 号)第 15 条の 2 県立青島亜熱帯植物園指定管理者に関する管理運営要綱
設置目的	熱帯、亜熱帯植物等を植栽展示し、観光に供するとともに学術参考に資するための施設
所在地	宮崎市青島 2 丁目
施設概要	設置年月:昭和 40 年 4 月 供用面積:2.26ha 主な施設:熱帯性植物大温室、園路、花壇、トイレ設備等
開設時期	昭和 40 年 4 月
開館時間又は利用期間	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
休館日又は休日	大温室のみ 12 月 29 日から 12 月 31 日まで及び毎週火曜日 ただし、以下の期間については多くの来園者が想定されるため休館日としないこととする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・春休み期間 ・ゴールデンウィーク期間 ・お盆期間 ・シルバーウィーク期間(敬老の日～秋分の日) ・年始期間(1月1日～第2月曜日)
指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1団体
指定実績	第1期(H18～H20) 財団法人宮崎県公園協会 第2期(H21～H23) 財団法人宮崎県公園協会 第3期(H24～H26) 一般財団法人みやざき公園協会 第4期(H27～H29) 一般財団法人みやざき公園協会
料金制導入区分	使用料(学習室のみ)
業務内容	○都市公園等の利用に関する業務 ○都市公園等(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 ○都市公園等の利用促進に関わる啓発事業に関する業務 ○天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ○都市公園等の利用促進に関する業務 ○その他宮崎県都市公園等指定管理者に関する管理運営要綱に規定する業務
自主事業	一年草植物販売会、植物販売会(ブーゲンビリア)、ブーゲンビリア管理講習会、園芸基礎講座Ⅰ・Ⅱ、パイナップルを育ててみよう、食虫植物ふしぎ講習会、バナナでエコ、秋の植物販売会、ミュージック&ピクニック、ポインセチア展示即売会、宮崎花旅365共通フォトフレーム設置、春のお茶会

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	委託料	56,653	57,702	▲1,049	57,755	57,755	0
	利用促進	30	33	▲3	30	26	4
	自主事業	15,640	11,933	3,707	16,373	6,210	10,163
収入合計		72,323	69,668	2,655	74,158	63,991	10,167

支出	人件費	28,199	30,939	▲2,740	30,756	28,019	2,737
	需用費	28,027	27,367	660	27,355	24,330	3,025
	委託料	2,512	1,426	1,086	1,951	1,168	783
	使用料等	2,960	3,466	▲506	4,096	3,463	633
	一般管理費	10,328	8,966	1,362	9,992	7,371	2,621
支出合計		72,026	72,164	▲138	74,150	64,351	9,799
収支差額		297	▲2,496	—	8	▲360	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
年間利用者数	324,293	179,544
大温室入場者数	117,996	66,684

● 宮崎県総合運動公園

公の施設名	宮崎県総合運動公園
指定管理者	一般財団法人みやざき公園協会
根拠法令	都市公園条例(昭和39年条例第24号) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項 公の施設に関する条例 都市公園条例施行規則(昭和61年規則第13号)第15条の2 宮崎県総合運動公園(有料公園施設を除く)指定管理者に関する 管理運営要綱
設置目的	宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクリエーションや休養の場を提供する施設
所在地	宮崎市大字熊野
施設概要	設置年月:昭和46年7月 供用面積:102.2ha 主な施設:ソテツ広場、日向景修園、遊技広場、トイレ設備等
開設時期	昭和46年7月
開館時間又は利用期間	1月1日から12月31日まで
休館日又は休日	—

指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1団体
指定実績	第1期(H18～H20) 財団法人宮崎県公園協会 第2期(H21～H23) 財団法人宮崎県公園協会 第3期(H24～H26) 一般財団法人みやざき公園協会 第4期(H27～H29) 一般財団法人みやざき公園協会
料金制導入区分	導入していない
業務内容	○都市公園等の利用に関する業務 ○都市公園等(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 ○都市公園等の利用促進に関わる啓発事業に関する業務 ○天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ○都市公園等の利用促進に関する業務 ○その他宮崎県都市公園等指定管理者に関する管理運営要綱に規定する業務
自主事業	レンタサイクル、鯉のエサやり、お茶会

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	委託料	79,472	80,944	▲1,472	81,341	81,341	0
	利用促進	18	12	6	18	7	11
	自主事業	420	713	▲293	420	227	193
収入合計		79,910	81,669	▲1,759	81,779	81,575	204
支出	人件費	35,760	40,984	▲5,224	37,215	40,508	▲3,293
	需用費	6,874	7,359	▲485	7,257	5,856	1,401
	委託料	21,722	17,825	3,897	19,313	14,617	4,696
	使用料等	4,825	7,661	▲2,836	7,144	7,410	▲266
	一般管理費	10,798	10,732	66	10,844	9,870	974
支出合計		79,979	84,561	▲4,582	81,773	78,261	3,512
収支差額		▲69	▲2,892	—	6	3,314	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
年間利用者数(有料施設)	1,219,602	469,805
日本庭園入場者数	16,236	17,016

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

県立青島亜熱帯植物園(以下「植物園」という。)、宮崎県総合運動公園(以下「運動公園」という。)は、物理的に離れた地点に存在する施設であるが、公園施設としての共通性や規模の程度の問題から、一括での指定管理となっている。

一括の管理によって一定の合理化が図られると考えられるため、特段の問題はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1者応募について【意見】

調査対象年度の指定管理者選定時の応募は1者のみであり、選定時の競争性が確保されていない。前回指定管理期間についても応募が1者のみであり、競争性が確保されていない状況が続いている。

植物園については、植物の管理について特別な経験が必要であり、運動公園については、施設の規模が大きく、一定以上の管理能力が必要であることから、そもそも申請可能な業者が少ないとのことである。

植物園、運動公園の特殊性を考慮すれば、結果として1者になることはやむを得ないと考えられるが、植物園と運動公園を一括で指定していることの是非の検討や、他に管理可能な業者がいないかを調査するなど、引き続き、応募団体増加のための努力を続ける必要がある。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 一般管理費について【意見】

当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。

10%という金額は、指定管理者の本社の一般管理費の割合が概ね10%程度であることから、当該金額を参考に設定しているとのことである。指定管理者の本社において総務・経理を担っている

ことや、本社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題は無いと考えられる。

しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 備品管理状況の記録について【意見】

備品については、備品チェックリストに基づき適宜指定管理者が確認を行い、県は、年1回の実地調査の際に備品の管理状況を確認しているため、備品チェックの方法に特段問題はない。

もともと、備品チェックの状況の記録について、「備品の管理状況に問題がない」という旨の結論の記録はあるものの、いつどのような確認がなされたかについて、書面による記録がなく、この点を書面で残すべきである。

② 再委託の承認手続がないことについて【指摘事項】

事業の第三者への委託(再委託)については、「あらかじめ甲(県)の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている(「県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園の管理運営に関する年度協定書」11条)。

しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。

再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。

③ 利用者満足度調査について【意見】

利用者満足度調査について「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、「年最低2～3回」の実施とされている。当該施設は、利用者満足度調査として、アンケートポストの設置、イベント時のアンケートを実施している。アンケートの合計回数としては、「年最低2～3回」以上が実施されている。

公園施設については、利用者の評価が業務評価の重要な指標となり、イベント時の満足度調査も重要であるが、基本的には「施設を通常利用している際に利用者がどう思っているか」を確認すべきであり、通常時の満足度調査を中心に考えるべきである。

そこで、通常時アンケートの充実を図るべきであり、通常時アンケートについて、年2～3回実施することが望ましい。

さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査(特に期間

が短い場合)では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数を定めて実施をすることも有用と思われる。

一方、植物園については、観光地である青島神社に至る参道の途中にも入口があり、植物園の利用を意図せず青島に訪れた観光客の集客も可能である。そのような集客を意識した取り組み(看板の設置位置やアンケートでの意見聴取等)も有用と思われる。

④ 利用者数の把握について【意見】

植物園の外苑の利用者について、利用者数の把握方法を再検討すべきである。

植物園は、入場者を実数でカウントすることができる温室(大温室と熱帯果樹温室)等の施設と、入場者を実数でカウントすることが困難である(入口が複数箇所存在するなどの要因のため。)公園の外苑(以下「外苑」という。)で構成されている。

外苑の利用者数は、平成28年度より、大温室の利用者の2.5倍の数を概算数として集計している。当該、大温室の利用者数の2.5倍という数値は、平成28年までの調査結果に基づき算出された数値である。

この点、常に大温室の2.5倍という数値を計上するのであれば、そもそも外苑について別途利用者数を計上する実益は乏しく、温室の利用者数のみを計上すれば十分であり、当該報告はあまり意味をなさない。

外苑の利用者数を把握するのは、温室は利用しないものの、外苑は利用するという人数を把握することを目的とするはずであり、温室以外の外苑部分の管理状況を把握するためには、当該人数もできる限り正確に把握すべきである。

そこで、外苑についての利用者数を把握する必要の有無を検討し、必要がある場合には、利用者数の把握方法を改めて検討すべきである。

⑤ 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

業務報告書について、県は、業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており、適切に審査がなされている。

一方、事業報告書について、事業報告書提出後に審査を行い、当該内容の確認のため、7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。

実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。

⑥ 収支決算状況の差引額のチェックについて【意見】

当該施設の収支決算書によれば、「消耗品費」について、当初予算額から実績額が約100万円減額している。

当該差引額は、指定管理者には責任のない事情(県の事情)により実施できなかった事業についての消耗品費であり、指定管理者の業務には何ら問題はなかったが、県が予算統制を適切に行う観点からは、各費目単位で収支状況を精査し、事業計画の大きな変更で差額が生じる場合は、適宜確認・協議し、その内容の記録化を検討すべきである。

⑦ 実地調査について【意見】

実地調査について「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、「業務報告書や利用者満足度調査結果から管理運営状況の改善が求められる場合、利用者からの苦情・通報、事故の発生があった場合のほか、少なくとも半期に1回は実地調査を行うものとする」とされている。

当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。

事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 決算書等報告の審査について

(意見)

決算報告書の審査については、他県においては、指定管理者が経営破綻し、任期途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

【改善状況】 改善が不十分

平成21年度の監査後、施設所管課は、平成27年度まで各団体について「流動比率」、「自己資本比率」、「売上高当期利益率」の指標に基づき、指定管理者の経営状態の審査を行っていた。

平成28年度以降については、指標に基づく個別の審査は行っておらず、平成27年度までの情

報を前提に、数値上の大きな変化がないかという観点で審査を行っている。

そのため、平成28年度以降は当該指標に基づく審査ができていないため、従来行っていた審査表に基づく審査が必要である。

② 業務報告書について

(意見)

所管課は業務報告書についてのチェックリストは設けておらず、また、審査した結果の記録等の書類の保全もなされていない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、業務報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。

【改善状況】 改善が不十分

業務報告書について、チェックリストに基づいた確認が行われているものの、記録化が不十分である((2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ⑤業務報告書及び事業報告書の審査について 参照)。

③ 事業報告書について

(意見)

所管課は事業報告書についてのチェックリストは設けておらず、また、審査した結果の記録等の書類の保全もなされていない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、事業報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。

【改善状況】 改善が不十分

前述「(2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ⑤業務報告書及び事業報告書の審査について」のとおりである。

④ 実地調査について

(意見)

審査チェックリストは作成されていない。また、所管課は文書等の保存年限規定等の管理基準について確認していない。

【改善状況】 改善が不十分

前述「(2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ⑦実地調査について」のとおり、実地調査自体はされているものの、チェックリストの利用と記録化が不十分である。

⑤ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(意見)

苦情については、場合によっては指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

【改善状況】 改善されている

指定管理者は、適切に施設所管課に対して苦情の処理状況を報告しており、施設所管課は当該報告の確認を行っている。なお、アンケートについては、前述「(2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ③利用者満足度調査について」のとおり、改善の余地はあると思われる。

⑥ 収支決算書の収支差額について

(意見)

指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されている。収入、支出は実績で計上することは当然であり、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめて事業活動の良否を判断し、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に生かせるものと思われる。

【改善状況】 改善されている

「指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロ」という状況はなく、改善されている。

⑦ 応募者説明会について

(意見)

応募者説明会は全公園を対象として一括して行われており、各公園個別の説明はされていない。各公園個別の募集要領等は配布しており、また、質疑回答の対応も行っているとのことであるが、少なくとも亜熱帯植物園の管理は他の公園の管理とは異なるものと思われるため、個別の説明が必要ではなかったであろうか。また、「宮崎県公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」では、「4指定管理者の募集の手続」(5)において、「募集に当たっては、原則として現地説明会及び質疑回答の対応を行うこと」となっている。

【改善状況】 改善されている

現状、応募者説明会については、全公園を対象として一括して行い、全施設に共通する事項を説明した後、個別の施設について説明を行っている。

また、現地説明会については、希望がある場合に行う運用となっている。

20. 県立平和台公園・宮崎県総合文化公園(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園については、一括で指定管理がなされている。以下にそれぞれの施設概要を記載したうえ、指定管理業務に関する収支状況については、全体の金額を記載している。

● 県立平和台公園

公の施設名	県立平和台公園
指定管理者	株式会社馬原造園建設
根拠法令	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項 県立平和台公園指定管理者に関する管理運営要綱 都市公園条例 都市公園条例施行規則
設置目的	宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクリエーションや休養の場を提供する施設
所在地	宮崎市下北方町
施設概要	設置年月:昭和31年10月 供用面積:48.5ha 主な施設:はにわ館、パークセンター、駐車場、トイレ、運動広場、園路
開設時期	昭和31年10月
開館時間又は利用期間	1月1日から12月31日まで
休館日又は休日	はにわ館のみ 12月29日から1月3日まで及び月、火曜日(祝日の場合は翌日)
指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	2 団体
指定実績	第 1 期 (H18～H20) パークマネジメント宮崎 第 2 期 (H21～H23) 株式会社馬原造園建設 第 3 期 (H24～H26) 株式会社馬原造園建設 第 4 期 (H27～H29) 株式会社馬原造園建設
料金制導入区分	導入していない
業務内容	○都市公園等の利用に関する業務 ○都市公園等(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 ○都市公園等の利用促進に関わる啓発事業に関する業務 ○天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ○都市公園等の利用促進に関する業務 ○その他宮崎県都市公園等指定管理者に関する管理運営要綱に規定する業務
自主事業	多肉植物の寄せ植えの教室、夏休みの流木教室、彩りを添える秋のカラーリーフ寄せ植え教室、ちょっと贅沢な苔玉づくり教室、花菖蒲ネットワーク、一緒にお花を植えませんか、草花無料配布、就労支援受け入れ

● 宮崎県総合文化公園

公の施設名	宮崎県総合文化公園
指定管理者	株式会社馬原造園建設
根拠法令	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項 宮崎県総合文化公園指定管理者に関する管理運営要項 都市公園条例 都市公園条例施行規則
設置目的	宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクリエーションや休養の場を提供する施設
所在地	宮崎市船塚 3 丁目
施設概要	設置年月:平成元年 5 月 供用面積:13.4ha 主な施設:文化広場、県民広場、噴水、駐車場、トイレ

開設時期	平成元年 5 月
開館時間又は利用期間	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
休館日又は休日	—
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	2 団体
指定実績	第 1 期(H18～H20) パークマネジメント宮崎 第 2 期(H21～H23) 株式会社馬原造園建設 第 3 期(H24～H26) 株式会社馬原造園建設 第 4 期(H27～H29) 株式会社馬原造園建設
料金制導入区分	導入していない
業務内容	○都市公園等の利用に関する業務 ○都市公園等(付属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 ○都市公園等の利用促進に関わる啓発事業に関する業務 ○天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ○都市公園等の利用促進に関する業務 ○その他宮崎県都市公園等指定管理者に関する管理運営要綱に規定する業務
自主事業	夏休みの流木工作教室、彩りのある秋のカラーリーフ、もみの木で作るクリスマスリース教室、盆景づくり教室、ちょっと贅沢な苔玉づくり教室、花菖蒲ネットワーク構想、草花無料配布、オープンカフェ、桜のライトアップ

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和 2 年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	委託料	90,444	90,444	0	90,444	90,444	0
	自主事業	▲37	▲174	137	▲123	▲161	38
収入合計		90,407	90,270	137	90,321	90,283	38
支出	人件費	52,291	54,380	▲2,089	54,550	54,079	471
	需用費	12,139	11,426	713	11,062	11,264	▲202
	委託料	8,740	8,307	433	8,599	10,497	▲1,898

	使用料等	6,412	6,237	175	5,603	5,189	414
	一般管理費	10,825	9,389	1,436	10,507	8,833	1,674
支出合計		90,407	89,739	668	90,321	89,862	459
収支差額		0	531	—	0	421	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
県立平和台公園	55,841	51,921
宮崎県総合文化公園	52,701	50,374

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

県立平和台公園(以下「平和台公園」という。)と宮崎県総合文化公園(以下「文化公園」という。)は、物理的に離れた地点に存在する施設であるが、公園施設としての共通性や規模の程度の問題から、一括での指定管理となっている。

一括の管理によって一定の合理化が図られると考えられるため、特段の問題はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

指定管理者の選定手続については、特段問題は見受けられず、調査対象期間についての指定管理者の応募は2者であった。

県は、広報等により、広く応募を求める努力はしており、次回の第6期の指定管理期間の募集については、1者増えて3者の応募があった。引き続き、競争性確保のための努力を継続すべきと考えられる。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 一般管理費について【意見】

当該施設の収支決算書によれば、当該施設においては、「一般管理費」が計上されている。

この点、県は、「一般管理費」の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を行っていないかった。

調査の結果、指定管理者の社内全体の経営計画(損益計画)から、各事業部門における売上高、利益率、人員構成から配分比率を算出して予算を決定し、決算においては、実績において当該金額を修正して計上しているとのことである。

この点、当該施設については、指定管理者の本社において、給与等の経理関係の処理、県との対応、自主事業の計画実施を担っていることなど、本社における関与の実態が認められ、一般管理費の金額等に特に問題はないと考えられる。

もともと、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 再委託の承認手続がないことについて【指摘事項】

事業の第三者への委託(再委託)については、「あらかじめ甲(県)の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている(「県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園の管理運営に関する基本協定書」11条)。

しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。

再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。

② 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

業務報告書について、県は、業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており、適切に審査がなされている。

一方、事業報告書について、事業報告書提出後にチェックリストに基づき確認を行い、当該内容の確認のため、7月頃に実地の調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。

実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。

③ 実地調査について【意見】

実地調査について「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、「業務報告書や利用者満足度調査結果から管理運営状況の改善が求められる場合、利用者からの苦情・通報、事故の発生があった場合のほか、少なくとも半期に1回は実地調査を行うものとする」とさ

れている。

当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。

事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 決算書等報告の審査について

(意見)

決算報告書の審査については、他県においては指定管理者が経営破綻し、指定期間途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

【改善状況】 改善が不十分

平成21年度の監査後、施設所管課は、平成27年度まで各団体について「流動比率」、「自己資本比率」、「売上高当期利益率」の指標に基づき、指定管理者の経営状態の審査を行っていた。

平成28年度以降については、指標に基づく個別の審査は行っておらず、平成27年度までの情報を前提に、数値上の大きな変化がないかという観点で審査を行っている。

そのため、平成28年度以降は当該指標に基づく審査ができていないため、従来行っていた審査表に基づく審査が必要である。

② 実地調査について

(意見)

実地調査の審査チェックリスト、審査調書は作成されていない。軽微な指摘事項については、口頭で報告しているということであり、20 年度には復命書は作成されていない。軽微な事項であっても行った手続、指摘事項等をまとめて文書により保存しておく必要がある。また、所管課は文書等の保存年限規定等の管理基準について確認していない。

【改善状況】 改善が不十分

前述「(2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ③実地調査について」のとおり、

実地調査自体はされているものの、チェックリストの利用と記録化が不十分である。

③ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(意見)

苦情については、場合によっては指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

【改善状況】 改善されている

指定管理者は、適切に施設所管課に対して苦情の処理状況を報告しており、施設所管課は当該報告の確認を行っている。なお、アンケートについても適切に実施されている。

④ 地方自治法、協定書、利用者の声以外のモニタリングについて

(意見)

できる限り指定管理者制度の運営全般についての所管課を含めた定期的な調整会議や第三者による評価委員会等のモニタリングも検討していただきたい。

【改善状況】 改善されている

明確な外部の第三者評価委員会の設置はされていないが、県は、指定管理者候補者選定委員会の議題として前指定管理者の運営状況及び評価の説明等を行い、委員から意見を聴取しており、本意見については実質的に改善されていると考えられる。

⑤ 収支決算書の収支差額について

(意見)

指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されている。収入、支出は実績で計上することは当然であり、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめ事業活動の良否を判断し、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に生かせるものと思われる。

【改善状況】 改善されている

「指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロ」という状況はなく、改善されている。

21. 特別史跡公園西都原古墳群(都市計画課 美しい宮崎づくり推進室)

(1) 施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	特別史跡公園西都原古墳群
指定管理者	一般財団法人みやざき公園協会
根拠法令	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項 特別史跡公園西都原古墳群指定管理者に関する管理運営要綱 都市公園条例 都市公園条例施行規則
設置目的	宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクリエーションや休養の場を提供する施設
所在地	西都市大字三宅
施設概要	設置年月:昭和42年4月 供用面積:54.3ha 主な施設:駐車場、トイレ、園路、広場ほか
開設時期	昭和42年4月
開館時間又は利用期間	1月1日から12月31日まで
休館日又は休日	—
指定期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	2団体
指定実績	第1期(H18～H20)財団法人宮崎県公園協会 第2期(H21～H23)財団法人宮崎県公園協会 第3期(H24～H26)一般財団法人みやざき公園協会 第4期(H27～H29)一般財団法人みやざき公園協会
料金制導入区分	導入していない
業務内容	○都市公園等の利用に関する業務 ○都市公園等(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務 ○都市公園等の利用促進に係る啓発事業に関する業務

	○天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ○都市公園等の利用促進に関する業務 ○その他宮崎県都市公園等指定管理者に関する管理運営要綱に規定する業務
自主事業	植栽ボランティア、西都原古墳群PR動画撮影、春の山野草を食べよう、ひめ堂鑑賞会、古代米稲刈り、星空観察会、国宝馬具里帰り記念コンサート、西都原古墳群を歩く、トレッキング西都

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	委託料	27,363	27,870	▲507	28,153	28,153	0
	自主事業	33	14	19	33	6	27
収入合計		27,396	27,884	▲488	28,186	28,159	27
支出	人件費	11,432	11,460	▲28	12,879	11,948	931
	需用費	2,353	4,303	▲1,950	2,276	4,271	▲1,995
	委託料	6,273	5,421	852	5,183	5,858	▲675
	使用料等	3,977	4,062	▲85	4,351	4,100	251
	一般管理費	3,396	3,901	▲505	3,490	3,518	▲28
支出合計		27,431	29,147	▲1,716	28,179	29,695	▲1,516
収支差額		▲35	▲1,263	—	7	▲1,536	—

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
特別史跡公園西都原古墳群	29,662	32,785

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

当該施設は、平成18年度より指定管理者制度が導入されている。

現指定管理者は指定管理業務以外の複数業務を実施しつつ指定管理業務も行っており、経費

縮減が図られていると考えられ、全般的に設置目的にかなう運用がなされている。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

指定管理者の選定手続については、特段問題は見受けられず、調査対象期間についての指定管理者の応募は2者であった。

県は、広報等により、広く応募を求める努力はしており、次回の第6期の指定管理期間の募集については、1者増えて3者の応募があった。引き続き、競争性確保のための努力を継続すべきと考えられる。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 一般管理費について【意見】

当該施設においては、指定管理料の10%の金額が「一般管理費」として計上されている。

10%という金額は、指定管理者の本社の一般管理費の割合が概ね10%程度であることから、当該金額を参考に設定しているとのことである。指定管理者の本社において総務・経理を担っていることや、本社における企画運営面等の関与の実態が認められ、一般管理費の金額や割合自体に問題はないと考えられる。

しかし、指定管理者の変更や指定管理者の業務内容の変化等もありうるため、県としては、当該金額の算定根拠の確認や金額の妥当性についての検討を定期的に行うべきである。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 再委託の承認手続がないことについて【指摘事項】

事業の第三者への委託(再委託)については、「あらかじめ甲(県)の承認を受けた場合に限り、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする」とされている(「特別史跡公園西都原古墳群の管理運営に関する基本協定書」11条)。

しかし、再委託について、県は、事業計画の段階などで一定程度の内容の把握はしているものの、各業務についての承認の手続きはなされていない。

再委託においては、承認の手続きを取り、書面として残さなければならない。

② 利用者満足度調査について【意見】

利用者満足度調査について「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、「年最低2～3回」の実施とされている。当該施設は、利用者満足度調査として、アンケートポストの設置、イベント時のアンケートを実施している。

公園施設については、利用者の評価が業績評価の重要な指標となり、イベント時の満足度調査も重要であるが、基本的には「施設を通常利用している際に利用者がどう思っているか」を確認すべきであり、通常時の満足度調査を中心に考えるべきである。

そこで、通常時アンケートの充実を図るべきであり、通常時アンケートについて、年2～3回実施することが望ましい。

さらに、通常時アンケートの取り方について、アンケート取得期間のみを設定した調査(特に期間が短い場合)では、十分な回答数を得られない場合が発生するため、たとえば、期間および回答取得数を定めて実施することも有用と思われる。

③ 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

業務報告書について、県は業務報告書のチェックシートを用いて審査を行っており適切に審査がなされている。

一方、事業報告書について、事業報告書提出後に審査を行い、当該内容確認のため7月頃に実地調査を行っている。事業報告書の審査は、「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査のチェックリストに基づき行われている。

実地調査の審査と事業報告書の審査は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によると共通する項目が多いものの、共通しない項目も存在するため、事業報告書の審査については、実地調査とは別のチェックリストを作成し、審査を行うべきである。

④ 実地調査について【意見】

実地調査について「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、「業務報告書や利用者満足度調査結果から管理運営状況の改善が求められる場合、利用者からの苦情・通報、事故の発生があった場合のほか、少なくとも半期に1回は実地調査を行うものとする」とされている。

当該施設の実地調査は、事業年度中に必要に応じて年2、3回の頻度で行われるものと、年に1度、事業報告書が提出された後の7月頃に行われるものがある。

事業年度中に実施される実地調査については、審査内容が記録化されていない。そのため、事業年度内に実地調査を行った場合、審査ポイントを記載したチェックリスト等を用いて、その内容を記録化すべきである。

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 収支決算報告書に係る管理状況について

(意見)

3事業年度の収支決算書をみると自主事業を除いても3事業年度とも支出超過となっている。この点について、所管課及び都市公園事務所は、原因の把握、分析を行っていない。

もちろん、県は年度協定書に定めた指定管理料を支払っているため、直接県に負担が生じるものではないが、指定管理者の当初の見積り誤りによるものなのか、予期せぬ経費の発生によるものなのか等原因を把握することにより、指定管理者の評価、次期の指定管理者の選定にもかかわってくるものであるため、原因の把握、分析は必要である。

【改善状況】 改善されていない

令和元年度及び令和2年度も支出超過となっている。また、いずれの年度も「消耗品費」の実績額が予算を大幅にオーバーしたことによって支出超過となっている。

同じ科目での支出超過であるため、根本的な原因等の解明と必要な対応をしなければならない。

② 決算書等報告の審査について

(意見)

決算報告書の審査については、他県においては、指定管理者が経営破綻し、任期途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

【改善状況】 改善が不十分

平成21年度の監査後、施設所管課は、平成27年度まで各団体について「流動比率」、「自己資本比率」、「売上高当期利益率」の指標に基づき、指定管理者の経営状態の審査を行っていた。

平成28年度以降については、指標に基づく個別の審査は行っておらず、平成27年度までの情報を前提に、数値上の大きな変化がないかという観点で審査を行っている。

そのため、平成28年度以降は当該指標に基づく審査ができていないため、従来行っていた審査表に基づく審査が必要である。

③ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(意見)

苦情については、場合によっては指定管理者自らが報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自らが苦情処理簿に目を通し、アンケートを主体的に実施することも必要と思われる。

【改善状況】 改善されている

指定管理者は、適切に施設所管課に対して苦情の処理状況を報告しており、施設所管課は当該報告の確認を行っている。なお、アンケートについては、前述「(2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ②利用者満足度調査について」のとおり、改善の余地はあると思われる。

④ 収支決算書の収支差額について

(意見)

指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロとなっている。実際の収入から支出を差し引いた収支差額は、支出の部の末尾に諸経費として計上されている。収入、支出は実績で計上することは当然であり、収支差額がプラスであったのかマイナスであったのかを明示することによってはじめて事業活動の良否を判断し、もって翌期以降の改善ないし次の指定管理料の積算等に生かせるものと思われる。

【改善状況】 改善されている

「指定管理者の収支決算書の収支差額がゼロ」という状況はなく、改善されている。

22. 県営住宅(宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都・高鍋土木事務所管内83団地)(建築住宅課)

(1)施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	県営住宅(宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都・高鍋土木事務所管内83団地)
指定管理者	一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会
根拠法令	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例
設置目的	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
所在地	<p>県営小戸団地(宮崎市鶴島3丁目159番地)</p> <p>県営鶴ノ島団地(宮崎市鶴島2丁目15番6号)</p> <p>県営青葉団地(宮崎市吉村町境目甲1488番地1)</p> <p>県営東町団地(宮崎市中村東1丁目6番40号)</p> <p>県営出来島団地(宮崎市出来島町54番地)</p> <p>県営大塚 A 団地(宮崎市大塚町地蔵田4651番地)</p> <p>県営大塚 B 団地(宮崎市大塚町馬場崎3563番地)</p> <p>県営大塚 C 団地(宮崎市大塚町乱橋4512番地)</p> <p>県営生目団地(宮崎市大字跡江3601番地)</p> <p>県営花ヶ島団地(宮崎市大字芳士933番地)</p> <p>県営平和ヶ丘団地(宮崎市平和が丘西町25番地)</p> <p>県営大塚台団地(宮崎市大塚台西1丁目39番地1)</p> <p>県営大塚台西団地(宮崎市大塚台西3丁目27番地1)</p> <p>県営源藤団地(宮崎市源藤町原田318番地1)</p> <p>県営神宮駅東団地(宮崎市花ヶ島町大原2337番地)</p> <p>県営池内団地(宮崎市池内町古門999番地)</p> <p>県営花ヶ島東団地(宮崎市大字芳士1077番地1)</p> <p>県営江南団地(宮崎市大坪西2丁目16番)</p> <p>県営住吉北団地(宮崎市大字島之内11000番地)</p> <p>県営生目台東団地(宮崎市生目台東3丁目19番地1)</p>

<p> 県営生目台西団地(宮崎市生目台西2丁目4番地1) 県営学園木花台団地(宮崎市学園木花台北3丁目1番地) 県営本郷南団地(宮崎市本郷南方4023番地) 県営生目台北団地(宮崎市生目台西2丁目5番地1) 県営横小路団地(宮崎市清武町木原5331番地1) 県営新川団地(宮崎市清武町船引633番地6) 県営光町団地(宮崎市田野町乙9519番地3) 県営松小路 A 団地(宮崎市佐土原町大字下田島9526番地2) 県営広瀬台団地(宮崎市佐土原町大字下田島20510番地23) 県営ひかりヶ丘 C 団地(宮崎市佐土原町大字下田島20444番地5) 県営平部ヶ下団地(日南市大字星倉4840番地3) 県営寺田団地(日南市吾田西2丁目4番3) 県営見法寺団地(日南市梅ヶ浜1丁目3番) 県営益安団地(日南市大字益安759番地) 県営馬越団地(日南市吾田東6丁目4番) 県営瀬貝団地(日南市瀬貝1丁目5番24号) 県営栄松団地(日南市南郷町大字中村乙7051番地222) 県営目井津ヶ丘団地(日南市南郷町西町1番地4) 県営新開団地(日南市南郷町大字中村乙7101番地291) 県営西小路団地(串間市大字西方8441番地1) 県営上浜田団地(串間市大字西方8323番地) 県営みどりヶ丘団地(串間市大字西方8256番地2) 県営ひばりヶ丘団地(串間市大字西方9035番地3) 県営千町団地(都城市千町5271番地) 県営年見団地(都城市年見町25号4番地) 県営南畑団地(都城市郡元町3244番地8) 県営一万城南団地(都城市上長飯町5111番地) 県営早水団地(都城市早水町3886番地1) 県営一万城 B 団地(都城市一万城町105号4番地1) 県営都北団地(都城市都北町917番地) 県営北原団地(都城市北原町30街区19号) 県営川東団地(都城市下川東2丁目3372番地) 県営都原団地(都城市都原町7248番地2) 県営一万城北団地(都城市一万城町5008番地) 県営榎堀団地(北諸県郡三股町大字樺山4672番地) </p>

	県営沖水原 A 団地(北諸県郡三股町大字樺山4958番地) 県営沖水原 B 団地(北諸県郡三股町大字樺山4852番地6) 県営花木団地(都城市山之口町大字花木2427番地3) 県営松川団地(都城市高城町大字大井手547番地) 県営堅田原団地(小林市真方1054番地1) 県営上原団地(小林市水流迫657番地2) 県営南小林原団地(小林市真方438番地3) 県営城山団地(小林市細野2991番地5) 県営三松団地(小林市堤3130番地1) 県営堤団地(小林市堤3005番地15) 県営京町団地(えびの市大字向江545番地1) 県営柳水流団地(えびの市大字浦1613番地5) 県営永山団地(えびの市大字栗下1168番地8) 県営原の坊団地(東諸県郡国富町大字本庄1972番地) 県営犬熊団地(東諸県郡国富町大字本庄2700番地5) 県営向陽団地(東諸県郡国富町大字宮王丸599番地2) 県営石貫団地(西都市大字三宅4422番地1) 県営久保鶴団地(西都市大字三宅168番地4) 県営東平原団地(児湯郡高鍋町大字上江1895番地) 県営平原団地(児湯郡高鍋町大字上江1838番地1) 県営下屋敷団地(児湯郡高鍋町大字北高鍋3176番地1) 県営畑田団地(児湯郡高鍋町大字北高鍋65番地9) 県営持田団地(児湯郡高鍋町大字持田3232番地) 県営三納代団地(児湯郡新富町大字三納代1869番地1) 県営天井丸団地(児湯郡新富町大字上富田3672番地) 県営新田麓団地(児湯郡新富町大字新田7045番地2) 県営番野地団地(児湯郡川南町大字川南23541番地) 県営都農団地(児湯郡都農町大字川北4929番地3)
施設概要	県営住宅83団地6, 768戸(指定管理者募集時点)
開設時期	—
開館時間又は利用期間	—
休館日又は休日	—
指定期間	第5期(平成30年4月1日～令和5年3月31日)
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1団体
指定実績	第4期(平成27年4月1日～平成30年3月31日)

	第3期(平成24年4月1日～平成27年3月31日) 第2期(平成21年4月1日～平成24年3月31日) 第1期(平成18年4月1日～平成21年3月31日)
料金制導入区分	使用料
業務内容	県営住宅の管理運営に係る業務 (1) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務 (2) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務 (3) 県営住宅等の維持及び保全に関する業務 (4) その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務
自主事業	なし

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	188,426	188,426	0	188,426	188,426	0
	受取利息	2	4	▲2	2	2	0
	雑収入	100	188	▲88	8	516	▲508
収入合計		188,528	188,618	▲90	188,436	188,944	▲508
支出	地区管理会社管理費	77,305	77,144	161	77,799	78,345	▲546
	駐車場管理組合委託料	11,724	11,724	0	11,724	11,724	0
	役員報酬	312	312	0	312	312	0
	給料諸手当	38,800	35,760	3,040	37,700	35,502	2,198
	法定福利費	6,200	5,720	480	6,100	5,386	714
	福利厚生費	400	427	▲27	400	204	196
	退職給付費用	494	349	145	1,527	1,528	▲1
	特別委員会費	0	0	0	0	0	0
	組織検討特別委員会費	0	0	0	200	0	200
	役員会議費	0	0	0	300	324	▲24
	旅費交通費	530	304	226	530	62	468
	通信費	3,600	2,545	1,055	3,740	3,249	491
	減価償却費	490	542	▲52	320	246	74
	事務用品費	1,300	989	311	1,300	930	370
	HP作成費	500	3	497	500	63	437
	印刷費	5,400	4,964	436	5,300	5,348	▲48
	広告費	3,000	3,355	▲355	3,440	3,253	187
	会場使用費	360	332	28	360	7	353
	水道光熱費	1,100	941	159	1,100	1,005	95
	賃借料	8,800	7,934	866	8,300	7,269	1,031

	租税公課	13,500	11,229	2,271	14,000	13,906	94
	雑費	1,873	1,462	411	1,224	1,358	▲134
	顧問料	350	111	239	350	322	28
	報奨金	2,500	1,940	560	2,300	3,840	▲1,540
	教育研修費	490	353	137	350	25	325
	損害保険	1,500	1,434	66	1,500	1,440	60
	支出合計	180,528	169,875	10,654	180,676	175,648	5,028
	収支差額	8,000	18,743	－	7,760	13,296	－

(施設数)

(単位:戸)

項目	令和元年度	令和2年度
管理戸数(年度末時点)	6,709	6,650
入居戸数(年度末時点)	5,562	5,384

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

県営住宅については、公営住宅法の「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」という第1条の基本理念の実現のために整備されており、業務報告書等の書類からも、指定管理者は、各地区の会員と協力して、これまでに培った業務ノウハウや専門知識を有する人材などを活用し、利用者のサービス向上や経費縮減を図るとともに、公平公正な住宅管理運営に取り組んでいることが窺い知れる。特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 都城市営住宅とのパッケージでの選定手続について【意見】

平成30年度からの第5期の新たな指定管理者の選定に際し、当初、宮崎県営住宅だけではなく、都城市営住宅とのパッケージでの指定管理者の選定となるはずであったが、都城市議会の反対により、都城市営住宅における指定管理者制度の導入は見送られ、第4期と同様に、宮崎県営住宅のみでの指定管理者の選定となったという経緯がある。

しかし、当初の都城市営住宅とのパッケージでの募集要領は見直されることはなく、また、再度、募集期間を設けることもなく、パッケージ募集の際に応募のあった一般社団法人宮崎県宅建協会が、そのまま指定管理者として選定されることになった。

たしかに、公営住宅という、継続的に管理業務を要する施設の指定管理者の選定であり、時間的に募集要領の作成から再度やり直す時間的な余裕はなかったことは推測できる。また、県によれば、応募者からも、特に、対象となる指定管理施設の一部がなくなったことに対する意見も出なかったことから、募集要領等はそのままとしたとのことであった。

しかし、県営住宅83団地だけではなく、都城市営住宅76団地を管理することに対する指定管理者の業務負担と、県営住宅だけの業務負担とでは雲泥の差があることは当然であり、仮に、県営住宅だけであったならば手を挙げたかもしれない潜在的な応募者がなかったとは必ずしも言い切れない。

当初の募集要領に記載のある指定管理施設が変わったのであれば、募集の前提条件が変わったということであるため、第5期の指定管理者募集のプロセスが適切であったのかどうかを再度検討し、仮に今後同じようなことがあれば、県としてどのように対処していくべきか予め考慮しておくべきである。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

指定管理者選定に関する書類を閲覧したところ、指定管理料の積算は適切に行われているものと考えられ、利用料金についても県の条例に基づき適切に定められている。なお、自主事業は行われていない。特段の指摘事項及び意見はない。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 収支差額について【指摘事項】

収支計算書を確認したところ、令和2年度の収支差額は、収入と諸費用の他に、他会計振替額として費用を計上したため、結果としてゼロとなっていた。

ヒアリングによれば、他会計振替額とは本社費のことであるとのことであり、本社費の計上自体を否定するつもりはないが、収入と諸費用の差額のすべてが本社費で、結果として収支差額がゼロという決算書は適切であるとは言えない。例えば、定額もしくは収入の一定割合という形で、本社費の計上の方法について事業計画書上で明らかにしたうえで、その方法に基づいた本社費を計上し、結果としての収支差額を算定しなければ、本来の指定管理施設の収支は明らかにはならないと考えられる。

② 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(出所:指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領)

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

平成21年度包括外部監査では、監査結果各論の中で、当該施設は触れられていない。

23. 県営住宅(日向・延岡土木事務所、西臼杵支庁管内27団地)(建築住宅課)

(1)施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	県営住宅(日向・延岡土木事務所、西臼杵支庁管内27団地)
指定管理者	延岡日向宅建協同組合
根拠法令	宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例
設置目的	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。
所在地	県営沖の下B団地(日向市大字財光寺3120番地 1) 県営三ツ枝B団地(日向市大字財光寺三ツ枝3612番地 4) 県営古城ヶ鼻団地(日向市大字富高6960番地 5)

	県営塩見川西団地(日向市比良町1丁目47番地) 県営日知屋東団地(日向市大字日知屋16263番地) 県営川路団地(日向市大字財光寺6547番地3) 県営土橋団地(東臼杵郡門川町大字門川尾末2807番地1) 県営下水流団地(東臼杵郡門川町上町4丁目24) 県営本村団地(東臼杵郡門川町大字門川尾末2124) 県営平城団地(東臼杵郡門川町平城西5番1号) 県営加草団地(東臼杵郡門川町大字加草1581番地7) 県営宮ヶ原団地(東臼杵郡門川町宮ヶ原5丁目31番地) 県営三ツ瀬団地(延岡市三ツ瀬町2丁目6番地1) 県営野田団地(延岡市野地町6丁目5423番地) 県営塩浜団地(延岡市塩浜町2丁目1856番地1) 県営野田第二団地(延岡市野田町1845番地1) 県営一ヶ岡団地(延岡市一ヶ岡3丁目10番) 県営共栄団地(延岡市共栄町71番地8) 県営昭和団地(延岡市昭和町2丁目2233番地) 県営浜町団地(延岡市浜町554番地2) 県営大貫東団地(延岡市大貫町554番地2) 県営土々呂団地(延岡市土々呂町5丁目1520番地) 県営希望ヶ丘団地(延岡市野地町6丁目5337番地4) 県営塩浜南団地(延岡市塩浜町2丁目1813番地1) 県営塩浜西団地(延岡市沖田町2241番地7) 県営田口野団地(西臼杵郡高千穂町大字三田井939番地8) 県営西町団地(西臼杵郡高千穂町大字三田井1195番地13)
施設概要	27団地2, 202戸(指定管理者募集時点)
開設時期	—
開館時間又は利用期間	—
休館日又は休日	—
指定期間	第4期(平成31年4年1日～令和6年3月31日)
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1団体
指定実績	第3期(平成28年4月1日～平成31年3月31日) 第2期(平成25年4月1日～平成28年3月31日) 第1期(平成22年4月1日～平成25年3月31日)
料金制導入区分	使用料
業務内容	県営住宅の管理運営に係る業務

	(1) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務 (2) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務 (3) 県営住宅等の維持及び保全に関する業務 (4) その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務
自主事業	なし

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度						
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額				
収入	指定管理料	62,613	62,613	0	62,613	62,613	0				
収入合計		62,613	62,613	0	62,613	62,613	0				
支出	職員人件費	18,595	20,173	▲1,578	18,595	20,714	▲2,119				
	地区管理会社 管理費	23,805	23,805	0	23,805	23,859	▲54				
	通信費	14,080	749	4,743	14,079	813	5,076				
	広告費		482			496					
	旅費		116			64					
	印刷費		1,058			938					
	消耗品費		1,038			556					
	光熱水費		331			362					
	使用料・賃借料		1,156			1,234					
	その他		4,407			4,540					
	駐車場管理 組合委託料		3,933			3,356		577	3,933	3,313	620
	支払消費税		2,200			2,349		▲149	2,200	2,800	▲600
支出合計		62,613	59,020	3,593	62,613	59,689	2,924				
収支差額		0	3,593	—	0	2,924	—				

(施設数)

(単位:戸)

項目	令和元年度	令和2年度
管理戸数(年度末時点)	2,197	2,197
入居戸数(年度末時点)	1,896	1,865

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

県営住宅については、公営住宅法の「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」という第1条の基本理念の実現のために整備されており、業務報告書等の書類からも、指定管理者は、各地区の会員と協力して、これまでに培った業務ノウハウや専門知識を有する人材などを活用し、利用者のサービス向上や経費縮減を図るとともに、公平公正な住宅管理運営に取り組んでいることが窺い知れる。特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

現在の指定管理者は第4期目の指定管理期間になっているが、第4期目の選定手続に関する書類を閲覧したところ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

指定管理者選定に関する書類を閲覧したところ、指定管理料の積算は適切に行われているものと考えられ、利用料金についても県の条例に基づき適切に定められている。なお、自主事業は行われていない。特段の指摘事項及び意見はない。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 収支差額について【指摘事項】

収支計算書を確認したところ、令和2年度の収支差額は、収入と諸費用の他に、組合繰入金として費用を計上したため、結果としてゼロとなっていた。

ヒアリングによれば、組合繰入金とは本社費のことであるとのことであり、本社費の計上自体を否定するつもりはないが、収入と諸費用の差額のすべてが本社費で、結果として収支差額がゼロという決算書は適切であるとは言えない。例えば、定額もしくは収入の一定割合という形で、本社費の計上の方法について事業計画書上で明らかにしたうえで、その方法に基づいた本社費を計上し、結果としての収支差額を算定しなければ、本来の指定管理施設の収支は明らかにはならないと考えられる。

② 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうし

たリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(出所:指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領)

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

平成21年度包括外部監査では、監査結果各論の中で、当該施設は触れられていない。

24. 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設(企業局総務課)

(1)施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設
指定管理者	株式会社モリタゴルフ
根拠法令	公の施設に関する条例 宮崎県一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設条例
設置目的	地域の特性を生かした豊かな県民生活のための施設・設備等を整備し、これを運用することにより、地域の振興に寄与する。
所在地	宮崎県児湯郡新富町大字新田字七俣2591番地
施設概要	(1)ゴルフコース ①ホール数 18ホール(アウト9ホール、イン9ホール)

	<p>パー70 距離 5,651 ヤード(サマーグリーン) 5,672 ヤード(ウインターグリーン)</p> <p>②コース面積 437,190 m²(河川占用)</p> <p>③コース状況 河川敷</p> <p>(2)サービスセンター 鉄骨造コロンアル葺3階建(平成2年10月竣工) 建築面積 508.52 m²(企業局所有地) 床面積 1,238.72 m²</p> <p>(3)駐車場 8,432 m²</p>
開設時期	平成2年11月1日
開館時間又は利用期間	午前7時から午後5時まで
休館日又は休日	毎年1月1日
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	3団体
指定実績	<p>第1期:平成18年度から20年度、第2期:平成21年度から25年度、第3期:平成26年度から30年度 上記期間は一般社団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターが指定管理者</p> <p>第4期:平成31年度から令和5年度 上記期間は現指定管理者</p>
料金制導入区分	利用料金
業務内容	<p>①施設の利用受付、利用料金の収受、利用案内等</p> <p>②コース管理、建築物及び構築物の管理・維持等</p> <p>③機械器具及び備品の管理</p>
自主事業	レストラン営業、ゴルフ用品等販売、クラブ貸出

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	利用料収入	75,864	52,441	23,423	75,864	68,687	7,177
	カート使用料	10,206	10,347	▲141	10,206	13,052	▲2,846
	物品販売収入	6,000	5,288	712	6,000	6,389	▲389
	レストラン売上	18,900	13,361	5,539	18,900	13,826	5,074
	雑収入	0	380	▲380	0	1,202	▲1,202
収入合計		110,970	81,817	29,153	110,970	103,156	7,814
支出	人件費	43,400	36,480	6,920	41,400	40,981	419
	納付金	19,853	2,480	17,373	19,853	16,179	3,674
	コース管理費	12,100	7,108	4,992	11,100	8,020	3,080
	レストラン仕入	7,560	4,797	2,763	7,560	5,113	2,447
	その他	28,057	25,092	2,965	31,057	27,756	3,301
支出合計		110,970	75,957	35,013	110,970	98,049	12,921
収支差額		0	5,860	—	0	5,107	—

○ 施設利用者数

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
ゴルフ施設利用	24,882	29,632
カート利用	22,023	25,051

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

当該施設は地域の振興と県民福祉の向上に寄与することを目的として設置されている。供用開始は平成2年であり、ゴルフ場のほかゲートボール場も併設されていた。開設時期はバブル景気ゆえに民間のゴルフ場より遥かに低価格でプレーできるゴルフとして位置付けられていたであろうが、近年はゴルフ人口の減少や近隣のゴルフ場プレーヤーも低下していることからゴルフ施設利用者数は伸び悩んでいた。しかしコロナ禍において、ゴルフが屋外競技であることや密を避けやすい競技であることから、ゴルフ施設利用者は戻りつつあり、特に土日祝日は好調な利用者数となっている。

指定管理者導入当初は外郭団体である一般社団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターが指定管理者となっていたが、平成 31 年度からは株式会社モリタゴルフが指定管理者となっている。指定管理者が交代したことにより、施設整備や乗用カートの増車などが図られ、利用者からの要望苦情が減り、すなわち指定管理者導入に伴うサービス向上が十分発揮されていると考えられる。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 再公募に係る第2回指定管理候補者選定委員会会議運営について【指摘事項】

平成 31 年度からの指定期間に係る選定委員会のスケジュール及び会議内容は以下のとおりである。

(第1回選定委員会:平成 30 年 6 月 6 日)

- ①選定委員会の運営に関する事項(委員長選出、スケジュール、審議内容)
- ②第三者指定期間(平成 26 年度から 30 年度まで)の管理運営評価
- ③指定管理者の募集要領(案)等に関する協議
 - ・選定基準(条例等で規定)をベースにした審議項目、審議基準、配点等
 - ・その他の募集に関する事項(資格要件、添付書類の内容など)

(募集開始:平成 30 年 7 月 2 日)

※現地説明会開催:平成 30 年 7 月 30 日

(募集締切:平成 30 年 9 月 3 日)

※締切までに1者申請があったが、その後辞退

(第2回選定委員会:平成 30 年 10 月 19 日)

- ①選定委員会の運営に関する事項(再公募に係るスケジュール、審議内容)
- ②再公募に係る指定管理者の募集要項(案)等に関する協議

(再公募開始:平成 30 年 11 月 8 日)

※現地説明会開催:平成 30 年 11 月 15 日

(再募集締切:平成 30 年 11 月 30 日)

(事務局による書類審査:平成 30 年 12 月初旬)

(第3回選定委員会:平成 30 年 12 月 14 日)

- ①申請者からのヒアリング、質疑応答
- ②採点
- ③指定管理候補者の選定

(指定管理候補者選定会議:平成 30 年 12 月 20 日)

※県が指定管理候補者を決定

(県議会の議決を経て指定管理者を指定:平成 31 年 2 月)

第2回選定委員会会議概要

日時:平成30年10月19日(金)15:30から16:30まで

出席者:委員出席2名(欠席3名)／事務局出席5名

会議内容

1. 開会

2. 協議

(1)選定委員会のスケジュール及び審議内容(案)について

(2)再公募に係る一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設指定管理者募集要項(案)等について

3. 質疑応答

4. その他

- ・出席委員は2名のみであったが、選定委員会設置要綱には、会議の成立要件(過半数以上の委員の出席など)を設けていないため、会議自体は有効に成立した。
- ・欠席委員に対しては、個別に訪問し議事概要について説明を行う予定。

会議は委員出席過半数要件が無いことを理由に有効に成立としているが、そのような理由で会議運営がなされれば、会議の形骸化が否めない。欠席委員に対しては、個別に訪問し議事概要について説明を行うとしているが、専門家同士が意見交換を行いながら会議を行うことに重要な意義があると解する。また、再公募によって急な委員会開催スケジュールとなり、各委員との日程調整が困難だったと推測される場所ではあるが、地方自治体によっては、閉庁日時に各種委員会を実施するケースも多く、スケジュール調整の工夫が足りなかったと言える。それでもスケジュール調整が出来ない場合は、委員交代も考慮すべきであったかもしれない。したがって、当該委員会は過半数出席要件が無い以上は全員出席が必要であったと解する。

② 予約管理について【意見】

ゴルフ場の予約管理は、指定管理者がリース契約した会員管理受付システム(リース期間:平成26年7月1日から平成31年6月30日)によって管理運用している。指定管理者が交代する場合には、このシステムを引き継がなければ実務的に支障が出ることは明白である。また、指定管理者募集に係る提供資料には、現指定管理者のリース契約一覧に記載はあるものの、システム作成会社、リース会社及びリース料総額などの詳細な記載はなされていなかった。なお、平成31年度指定管理者交代の際には、旧指定管理者のリース契約の引き継ぎがなされて運営されている。

一般的に会員管理受付システムの新規導入には多額の費用が想定され、これを理由に応募を躊躇する場合も想定される。また、指定管理者引き継ぎの際の顧客管理情報や予約管理情報の漏えいは絶対に許されないことである。したがって会員管理受付システムは県がリース契約を行い、

指定管理者にリース契約させるべきではないと考える。

③ ポイントサービスについて【意見】

募集要項抜粋

現在の指定管理者が実施しているポイントサービス制度を引き続き実施するものとし、当該制度による利用料金等の割引に係る費用については、指定管理者が負担するものとします。

指定管理者募集に係る提供資料抜粋

〈ポイントサービス提供〉

- 1回利用につき、利用者に1ポイント付与
- 10ポイント貯まると、食事サービス券(500円券)1枚進呈(平成29年度実績:8名)
- 20ポイント貯まると、利用料金1回無料(平成29年度実績:1,038名)

ポイントサービス制度は平成18年10月から開始され、当時の指定管理者が施設利用リピーターを増やし利用者増加を目的として実施した制度である。このポイントサービスは単純な紙媒体のスタンプカードではなく、指定管理者がリース契約した会員管理受付システムによって管理運用している。したがって、指定管理者が交代する場合は旧指定管理者の会員管理受付システムの引き継ぎが必須となっている。

また、ポイントサービス制度は債務とは言い切れないが、旧指定管理者指定期間にポイントを貯めた利用者が新指定管理者指定期間にポイントを使って施設を利用すれば、新指定管理者は無料で施設を利用者に提供することになり、実質的に損失が生じることになる。

ポイントサービス制度については、その在り方について検討を要すると考える。

④ 業務引継書について【意見】

募集要項抜粋

(1) 現在の指定管理者からの引継ぎ

指定を受けた後、次期指定期間当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、現在の指定管理者から十分な事務引継ぎ等を行っていただきます。

また、指定期間開始前の申し込みがあった期間開始後の施設の利用については、現管理者から引き継いでください。

なお、指定期間前に事務引継ぎ等に要した費用は、全て新たな指定管理者の負担とします。

(2) 指定期間満了時の次期指定管理者への引継ぎ

指定期間が満了したとき(継続して指定管理者に指定された場合を除く。)又は指定が取り消されたとき等は、施設の原状回復、指定管理者所有の機械等の撤去片付け、清掃、廃棄物処

理、備品・管理に必要なデータ等の引き渡しを行うなど、次期指定管理者又は企業局に十分な業務の引き継ぎを行ってください。

現指定管理者へのヒアリングによれば、業務引継書や旧指定管理者の所有する備品や消耗品を新指定管理者に無償で譲渡する契約書は取り交わしていないとのことであった。業務引継ぎについては新旧指定管理者間で行うものであるが、県は指定管理者の円滑な交代のために指導助言する立場にあり、当然に業務引継書の作成や特に無償譲渡契約の作成などについては適切な指導を行うべきであったと考える。

⑤ 業務引継に係る個人情報資料の返還等について【指摘事項】

基本協定書第 34 条(個人情報の保護)別記3として個人情報取り扱い特記事項があり、第 9 条には「乙(指定管理者)は、管理業務を処理するために甲(宮崎県企業局)から提供を受け、又は乙自らが収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等は、この協定の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は破棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。」と記載されている。

旧指定管理者から新指定管理者へ予約情報等を含んだ個人情報は会員管理受付システムによって包括的に引き継がれている。したがって、県は旧指定管理者に対して県に個人情報資料を返還させず直接新指定管理者に渡すように指示したものと解するが、書面により指示した記録は無かった。施設で収集した個人情報を適切に管理するため、引き継ぎにおいても基本協定書に基づいて適切に受け渡した記録を残すべきである。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 指定管理料算定について【意見】

当初の募集では1者応募があったものの辞退されたため、納付金の算定方法を以下のように緩和して再募集を行っている。

再公募の募集要領	当初の募集要領
6 経理に関する事項 (1)利用料金の帰属 地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用することとし、施設に係る利用料金は指定管理者の収入とします。	6 経理に関する事項 (1)利用料金の帰属 地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用することとし、施設に係る利用料金は指定管理者の収入とします。

<p>(2)管理運営に要する経費</p> <p>① 管理運営に要する経費については、利用料金、レストラン運営等による収入により賄うこととします。</p> <p>② 企業局は指定管理料等の委託料は支払いません。なお、収入額が管理運営経費に達しない場合においても、企業局はその差額を補填することはありません。</p> <p>(3)納付金</p> <p>指定管理者は、指定期間中、企業局が施設設置者として必要な経費を納付金として納入していただきます。納付金は、①基本納付金を②利用料金収入及びカート料金収入の合計額に応じて増額または減額することとし、納付金額及びその取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>① 基本納付金</p> <p>企業局への納付金額は、一年度につき1,630万円(税別)とします。</p> <p>② 納付金の増額または減額</p> <p>①の場合の一年度の利用料金収入及びカート料金収入の合計額(基準収入額)は7,590万円(税別)とし、指定管理者の一年度の利用料金収入及びカート料金収入の合計額(税別)との差額が生じた場合は、以下のとおり取り扱います。</p> <p>ア 基準収入額を上回った場合</p> <p>基準収入額との差額の2分の1を、基本納付金から増額します。</p> <p>イ 基準収入額を下回った場合</p> <p>基準収入額との差額を、基本納付金から減額します。</p>	<p>(2)管理運営に要する経費</p> <p>① 管理運営に要する経費については、利用料金、レストラン運営等による収入により賄うこととします。</p> <p>② 企業局は指定管理料等の委託料は支払いません。なお、収入額が管理運営経費に達しない場合においても、企業局はその差額を補填することはありません。</p> <p>(3)納付金</p> <p>指定管理者は、指定期間中、企業局が施設設置者として必要な経費を納付金として納入していただきます。納付金は、①基本納付金と②追加納付金の2種類とし、納付金額及びその取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>① 基本納付金</p> <p>企業局への納付金額は、一年度につき1,900万円(税別)とします。</p> <p>② 追加納付金</p> <p>一年度の利用者が31,500人を超えた場合は、次により算出された額を追加して納付することとします。</p> <p>追加納付金:(年度総利用者数(人)－31,500)×1,000(円)(税別)</p>
---	--

<p>③ その他</p> <p>上記②以外の場合は、指定期間中原則として納付金額の変更は行いません。ただし、②イの場合について、天災、事故等の不可抗力その他指定管理者の責めに帰することができない事由により営業できない場合で、企業局が指定管理者の営業上重大な支障があったと認める場合には、例外的な取扱いとして、企業局と指定管理者との協議により、更に納付金の額を減額することができます。</p>	<p>③ その他</p> <p>納付金額は、指定期間中原則として変更は行いません。ただし、納付金の額を変更すべき特別の事情が生じた場合には、企業局と指定管理者との協議の上、決定するものとします。</p>
---	---

県は指定管理者の負担減を図ることを第一に、利用数が 28,000 人となった場合でも指定管理者に赤字が発生せず、利用者数が 30,000 人の場合には指定管理者が 100 万円程度の黒字を確保できるレベルに納付金を引き下げる募集要領の改正を行った。令和元年度及び令和2年度は当該要件を満たしているにもかかわらず、指定管理者は結果として各年 500 万円以上の黒字を確保することになった。県とすると想定以上の利益が指定管理者にもたらされたことによって、納付金収入を得る機会を失ったと言える。

指定管理料算定においては過去の実績に基づいて行われているが、長年同じ指定管理者が続き、更に1者しか応募が来ない状況が続くと県が収集できる情報は当該指定管理者の実績しかないため、他者であれば縮減できる費用などが全く積算できない。よって、指定管理料積算において、現在の指定管理者実績しか情報が得られない場合においては、県内の指定管理者実績や他県の同様な指定管理者情報等を幅広く得ることによって、本来縮減できる費用が見過ごされていないか検討すべきと考える。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 実地調査の審査について【意見】

「指定管理者指定手続等の手引」記載の制度所管課に提出する実地調査時のチェックリストはあり、審査ポイントにつき確認がなされていた。しかし、所見の欄に記載されていたコメントは皆無に近い状態であった。チェックリストに記載されている確認方法は、あくまでも制度所管課が示した一例であって、施設に適した具体的な確認方法については施設所管課で整備すべきものであると考える。

特に県は収支の状況について収支決算書の数値の何をもって「適」と評価したのか不明であっ

た。指定管理者は指定管理施設に関する試算表及び総勘定元帳を作成しているのであるから、県は収支決算書と会計データとの整合性確認や元帳通査による支出内容の適正性をモニタリングすべきである。

② 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

指定管理者の決算書の入手は行っているが、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に記載されている審査表は作成していない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある。こうしたリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

決算書を入手する意義を再確認し、審査表の作成を確実に行うべきである。

③決算書等報告

(b)審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去 3 年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(出所:指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領)

(3)平成 21 年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

① 備品及び施設の管理について

(意見)

備品検査については、「企業局会計規程第 163 条」の規程に基づいて備品の实地検査が行われているが、指定管理者においても備品実施要領や実施手引書等を整備するように指導する必要があると思われる。

【改善状況】改善されていない

備品検査については、「企業局会計規程第 163 条」の規程に基づいて備品の实地検査が行われているが、指定管理者において備品実施要領や実施手引書等は整備されていない。担当者により判断に差がないように努めるために備品実施要領や実施手引書等が整備される必要があると考える。

② 事業報告書の審査について

(意見)

事業報告書については、毎年度終了後、企業局に提出され報告書の承認についての決裁伺書はなされているが、事業報告書の審査チェックリストが作成されていないので今後、チェックリストの作成とともにリストに沿って具体的な評価も行い、総合的な結果等と併せて文書により指定管理者に通知することが適切である。

【改善状況】改善は不十分

県は平成 21 年度の意見を踏まえ、事業計画に対する実績評価を行うために、企業局独自の審査表を作成し、審査項目に沿って報告内容の審査及び評価を行っている。また、事業報告書の承認通知に併せて、評価の結果(審査表)を通知している。しかし意見では、業務報告書審査チェックリストを作成して実施要領記載の業務がもれなく実施されているかを具体的に確認することが適切であるとある。したがって意見に対する改善は不十分であると考ええる。

③ 収支決算報告書に係る管理状況について

(意見)

決算報告書については、書面による確認を中心に行っており実地調査による確認が見受けられなかったことから、会計帳簿との照合や公益事業、レストラン事業、収益事業の光熱水費など共通費用の按分が適切であるかどうかについて実地調査を適宜行うことも必要と思われる。

【改善状況】改善されていない

県は指定管理者の作成する収支決算報告書の根拠資料となる試算表、総勘定元帳及び証憑書類等を一切確認していない((2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ①実地調査の審査について 参照)。

④ 決算書等報告の審査について

(意見)

決算報告書の審査については、他県においては、指定管理者が経営破綻し、任期途中で指定管理業務を継続できなくなる事態が発生している昨今、継続的な安定した運営が可能な財政基盤があるかどうかの確認が重要である。このため、法人の効率性、健全性の指標を比較し、数値等が大きく変化している項目がないか等を確認するために審査表を作成しチェックすることが必要であると思われる。

【改善状況】改善されていない

指定管理者の決算書は入手するものの、経営状況に関する審査表は作成されていない((2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ②決算書等報告の審査表について 参照)。

⑤ 実地調査について

(意見)

実地調査票の用紙は作成されているが、環境配慮の項目以外チェックがされていない。環境保全管理協議会は四半期に1回行われているが、この際、実地調査票に当該項目のみチェックされる。当協議会は、漁協、自治会、所管課、指定管理者、町の担当で構成され、漁協や町に対して薬品の使用や水質検査結果の報告をすることを目的として開催されるようになったものであり、環境保全の報告が中心となる。また、指定管理者は、顧客に対して領収書を発行したりしなかったりしているが、所管課は、把握しておらず適切に発行するように指導をしていない。利用料金等の収入と会計帳簿の照合や現預金のチェック、支払関係のチェック、会計帳簿との突き合わせ等も行われておらず、利用状況以外の指導・監督も行う必要がある。

【改善状況】改善は不十分

利用料金等の収入と会計帳簿の照合や現預金のチェック、支払関係のチェック、会計帳簿との突き合わせ等は行われていない((2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ①実地調査の審査について 参照)。

⑥ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(意見)

平成20年度までは、フロントやレストランに「お聞かせください！お客様の声」という白紙の用紙をおいているだけであった。指定管理者は当該意見をまとめて対応を図っていたが、所管課は満足度調査に関し、積極的に関与、対応していなかった。所管課へのヒアリングによると、環境保全管理協議会への出席時や現場(ゴルフ場)に赴いた際、指定管理者と直接、顧客の苦情や施設の管理等についても話し合っているということであるが、書面での報告等は残っていない。また、指定管理者は日々顧客からの苦情等をノートに記載し苦情処理簿を作成しているが、所管課は目を通していない。指定管理者は必要に応じ所管課へ顧客からの苦情等を報告しているということであるが、場合によっては報告しづらい内容もあるとも考えられるため、所管課自ら苦情処理簿に目を通すことも必要と思われる。また、先のアンケートの回答で、所管課は「利用者の声に基づく「モニタリング」については、直ぐにできるものについては電話で改善結果報告

を求め、管理者の協力が必要な場合は、協議しながら対処している。」と回答しているが、誰がみても後からでもわかるように文書で残すようにされたい。

【改善状況】改善されている

「利用者の声」に直接意見を投函されるケースの実績はないとのことであったが、指定管理者は施設の運営に関する意見について、利用者に直接聞き取りを行い書面にて県に報告していた。

⑦ 地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

(監査意見)

環境保全管理協議会は四半期に1回行われているが、これは先に述べたとおり環境の保全が中心となるため、できる限り別途指定管理者制度の運営全般についての定期的な調整会議や第三者による評価委員会等のモニタリングも検討していただきたい。

【改善状況】改善が不十分

指定管理者制度の運営全般についての定期的な意見交換は現地調査のたびに実施されているが、第三者による評価委員会等のモニタリングは実施されていない。

⑧ リスク分担について

(意見)

基本協定書第9条(リスク分担)の別記3リスク分担表によれば、コース施設の冠水等による大規模な災害復旧(1件の復旧額が原則として200万円を超えるもの。)及び建物(附属設備を含む。)の大規模な補修(1件の工事額が原則として100万円を超えるもの。)については、所管課と指定管理者との協議によるものとしており、負担がいずれに帰属するのか曖昧となっている。実際に負担が生じた場合に問題となるばかりか、応募者にとっても不安材料となると思われるため、募集段階から負担関係を明確にしておくべきではないだろうか。

【改善状況】改善が不十分

基本協定書(責任分担及び費用分担)第11条第1項には、別記2として責任分担及び費用分担表は以下のようになっている。また第2項には、宮崎県企業局は、第1項において指定管理者が負担すべき事項について、宮崎県企業局が特別の事情があると認めた場合は、その一部を免除することができることとすると記載されている。「所管課と指定管理者との協議によるもの」の曖昧さについては、現行のリスク分担表(別記2)ではどちらが負担するか明確になったものの、特別の事情が明確でなく未だリスク負担に曖昧さが残っていると考える。

項目	内容等	企業局	指定管理者
施設、設備、備 品、資料等の損 傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
	第三者の行為、経年劣化等によるもの(契約1 件当たりの修繕・更新等の費用が 100 万円未 満のもの。ただし、指定管理者の年間責任限 度額は 150 万円とする。)		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大 規模なもの(契約1件当たりの修繕・更新等の 費用が 100 万円以上のもの)	○	
管理、運営に係 る事故等による 第三者への損害 賠償	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	

(出所:基本協定書)

25. 宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場、宮崎県総合運動公園 有料公園施設(教育庁スポーツ振興課)

(1)施設概要

(施設及び指定管理業務概要)

公の施設名	宮崎県体育館 宮崎県ライフル射撃競技場 宮崎県総合運動公園有料公園施設
指定管理者	宮崎県体育・スポーツ振興グループ 代表構成員 公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会 構成員 公益財団法人宮崎県スポーツ協会
根拠法令	教育関係の公の施設に関する条例、宮崎県体育館管理規則、宮 崎県ライフル射撃競技場管理規則、都市公園条例、都市公園条 例施行規則

設置目的	<p>宮崎県体育館</p> <p>本県競技力向上の中核施設としての役割を担うとともに県民の体位・体力の維持・増進を図り、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする</p> <p>宮崎県ライフル射撃競技場</p> <p>本県のライフル射撃競技の競技力向上の中核を担うとともに、ライフル射撃競技の普及振興を図ることを目的とする</p> <p>宮崎県総合運動公園有料公園施設</p> <p>「競技スポーツの拠点」、県民の体力向上のための「生涯スポーツの拠点」、及びスポーツキャンプやスポーツイベント等のための「スポーツを通じた経済活性化を担う中核施設」としての役割を担い、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする</p>
所在地	<p>宮崎県体育館</p> <p>宮崎市宮崎駅東2丁目4番1</p> <p>宮崎県ライフル射撃競技場</p> <p>宮崎市田野町乙4765番地の1</p> <p>宮崎県総合運動公園有料公園施設</p> <p>宮崎市大字熊野1443-12 ほか</p>
施設概要	<p>宮崎県体育館</p> <p>敷地面積:15,975.73 m²</p> <p>建築面積: 4,678.81 m²</p> <p>主な施設</p> <p>本館:本館競技場、会議室、控室、観覧席</p> <p>別館:別館第一競技場、別館第二競技場、別館第三競技場</p> <p>その他:屋外人工登はん壁、屋内人工登はん壁、駐車場</p> <p>宮崎県ライフル射撃競技場</p> <p>敷地面積:21,061 m²</p> <p>建築面積:スモールボアライフル射場(50m)</p> <p>368.676 m²</p> <p>エアーライフル射場(10m)</p> <p>795.5 m²</p> <p>主な施設</p> <p>スモールボアライフル射場:屋根付射座式26射座、弾道部(芝)、標的(屋根付)</p>

	<p>エアライフル射場:屋内覆道式 26 射座(エアライフル: 19 射座、ビームライフル:7 射座)</p> <p>その他:駐車場、事務室</p> <p>宮崎県総合運動公園有料公園施設 (都市公園条例第 9 条に基づく22の有料公園施設) 軟式野球場、運動広場、サッカー場、ラグビー場、補助球技場、陸上競技場、第二陸上競技場、第三競技場、水泳場、庭球場、合宿所、トレーニング場、第二トレーニング場、ゲートボール場、屋内練習場、自転車競技場、ホッケー場、武道館、硬式野球場(サンマリスタジアム宮崎)、第二硬式野球場(ひむかスタジアム)、屋内運動場(木の花ドーム)、駐車場</p>
開設時期	<p>宮崎県体育館 昭和 43 年 6 月</p> <p>宮崎県ライフル射撃競技場 昭和 53 年 8 月</p> <p>宮崎県総合運動公園有料公園施設 昭和 46 年 3 月</p>
開館時間又は利用期間	<p>宮崎県体育館 午前9時から午後10時まで</p> <p>宮崎県ライフル射撃競技場 4月から10月まで 午前9時から午後4時30分まで 11月から3月まで 午前9時30分から午後4時まで</p> <p>宮崎県総合運動公園有料公園施設 庭球場、武道館、硬式野球場、屋内運動場、駐車場 午前9時から午後10時まで それ以外 午前9時から午後5時まで</p>
休館日又は休日	<p>宮崎県体育館・宮崎県ライフル射撃競技場 毎月第3火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) 12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>宮崎県総合運動公園有料公園施設 駐車場以外 火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) 12月28日から翌年の1月4日まで</p>

	駐車場 なし
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)
指定管理者の募集方法	公募
申請書提出団体数	1 者
指定実績	第1期(H18.4.1～H21.3.31(3年間)) 財団法人宮崎県スポーツ施設協会 第2期(H21.4.1～H24.3.31(3年間)) 財団法人宮崎県スポーツ施設協会 第3期(H24.4.1～H27.3.31(3年間)) 財団法人宮崎県スポーツ施設協会 (H25.4.1～ 公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会) 第4期(H27.4.1～R2.3.31(5年間)) 宮崎県体育・スポーツ振興グループ 代表構成員 公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会 構 成 員 公益財団法人宮崎県スポーツ協会
料金制導入区分	利用料金制
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県スポーツ施設の利用に関する業務 ・ 県スポーツ施設(附属施設を含む。)の維持及び保全に関する業務 ・ 県スポーツ施設の利用促進に係る啓発事業に関する業務 ・ 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務 ・ 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務 ・ その他県教育委員会が必要と認める業務
自主事業	県スポーツ施設の利用を通じたスポーツの普及振興、利用の促進及び利用者の利便の向上等を図る観点から、事前に県教育委員会の承認を得て、自らの創意工夫によりイベント等の実施や物販等の自主事業を行い、当該事業による収益を自らの収入とすることができる

(指定管理業務に関する収支状況)

(単位:千円)

区分		令和元年度			令和2年度		
		予算額	決算額	予算残額	予算額	決算額	予算残額
収入	指定管理料	291,107	291,108	▲1	324,666	312,401	12,265
	自主事業収入	6,956	6,226	730	2,373	2,091	282
	利用料金収入	130,193	113,982	16,211	70,837	73,673	▲2,836
	雑収入	79	206	▲127	365	399	▲34
	業務受託収入	-	-	-	33,660	33,660	-
収入合計		428,335	411,522	16,813	431,901	422,224	9,677
支出	人件費	150,677	147,200	3,477	153,640	148,969	4,671
	維持管理費	130,156	117,797	12,359	111,054	108,227	2,827
	消耗品	18,905	17,609	1,296	19,113	20,088	▲975
	光熱水費	104,721	101,609	3,112	87,282	82,930	4,352
	修繕費	13,301	11,228	2,073	14,733	13,847	886
	租税公課費	14,596	14,282	314	15,744	15,201	543
	県納付金	872	641	231	298	-	298
	工事請負費	-	-	-	33,660	33,660	-
支出合計		433,228	410,366	22,862	435,524	422,922	12,602
収支差額		▲4,893	1,156	-	▲3,623	▲698	-

(施設利用者数)

(単位:人)

項目	令和元年度	令和2年度
宮崎県体育館	336,187	110,605
宮崎県ライフル射撃競技場	856	895
宮崎県総合運動公園有料公園施設	1,219,602	469,805
合計	1,556,645	581,305

(2) 監査の結果

ア 施設のあり方、指定管理者制度導入について

宮崎県体育館は宮崎県の競技力向上及び県民スポーツの普及振興の拠点として、宮崎県ライフル射撃競技場は宮崎県のライフル射撃競技の競技力向上及び普及振興の拠点として、また、宮崎県総合運動公園は都市公園法に基づいたうるおいやすらぎの場としての公園であるとともに、アマチュアスポーツや県民スポーツの振興拠点としての2つの機能を併せもつ「緑の中のスポーツ公園」として広く県民に親しまれ、プロや社会人、大学などのキャンプや全国規模のスポーツ大会が開催されるなど、「スポーツランドみやざき」の核となる施設として運営されていたところである。これらは、平成18年4月から指定管理者制度が導入されている。

平成18年度から20年度までを第1期(指定期間3年間)として、令和元年度までで4期が経過しており、現在は第5期に当たる。制度導入当初より第3期が終了する平成26年度まで公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会(平成18年4月当時の法人名は財団法人宮崎県スポーツ施設協会であったが、平成25年4月に法人名を現在の法人名へ変更している。)が継続して指定管理業務を担っている。

また、平成27年度から令和元年度までの第4期及び令和2年度から6年度までの第5期は、公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会と公益財団法人宮崎県スポーツ協会(平成27年4月当時の法人名は公益財団法人宮崎県体育協会であったが、令和2年4月に法人名を現在の法人名へ変更している。)とで構成される共同事業体が継続して指定管理業務を担っている。

特段の指摘事項及び意見はない。

イ 指定管理者選定手続と協定書

① 1者応募について【意見】

指定管理者の選定にあたり、平成18年4月の制度導入当初から本施設では公募が実施されている。過去の指定期間においては、現指定管理者を含む3者からの応募があったこともあるが、現在の指定期間(令和2年度から6年度までの5年間)及び前指定期間(平成27年度から令和元年度までの5年間)については、現指定管理者のみの1者による応募が継続している。

本施設に係る指定管理業務は、

- (1) 県スポーツ施設の利用に関する業務
- (2) 県スポーツ施設(附属施設を含む。)の維持及び保全に関する業務
- (3) 県スポーツ施設の利用促進に係る啓発事業に関する業務
- (4) 県関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務
- (5) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務
- (6) その他県教育委員会が必要と認める業務

である。

本施設に係る指定管理業務の内容を踏まえると、上記の「(3) 県スポーツ施設の利用促進に係る啓発事業に関する業務」のように一部専門的な知識が必要であるとしても、原則として施設の維

持管理や定型的業務が主たる業務であり、複数者から応募されないことは問題があると考え。

この点、現在の指定期間に係る応募は1者のみであるが、現地説明会には2者参加しているとのことである。ただし、現地説明会に複数参加しているにもかかわらず応募が1者の理由を県へ質問したところ原因追及はしていないとのことであった。また、県は、その他、複数者から応募されない具体的な原因を把握するための調査分析は実施していない。

このため、県は、本施設に係る応募者の競争環境を確保するために、現地説明会に参加したが応募に至らなかった事業者へのヒアリングのほか、業界団体や関連業者へのヒアリング等の調査を通じて、複数者から応募されない具体的な原因を分析した上で、対応策を検討されたい。

② 指定管理候補者選定委員会の委員の利害関係について【意見】

現在の指定期間(令和2年度から6年度までの5年間)における指定管理候補者の選定のため、令和元年度に指定管理候補者選定委員会が開催されている。

県が策定した「指定管理者指定手続等の手引」では、指定管理候補者選定委員会の委員の選任にあたっては、「現に対象施設の指定管理者となっている法人等の役員である者は、委員から除外する。また、過去に役員に就任していた者のほか、一般的に利害関係者と考えられる者についても、委員に選任しないよう努めること。」と規定されている。

県に対して、委員の選定にあたり指定管理者と利害関係がない旨を確認しているかを質問したところ、一般的に利害関係者と考えられる者は委員として選任しないようにしているが、利害関係がない旨を記載した書面は入手していないとの回答を得た。

利害関係の有無の確認方法について書面で把握しない場合、正確性、責任の所在等が不明瞭になる可能性があるとともに、担当者の異動等により事実関係が把握できない可能性もある。このため、県は、利害関係の確認にあたっては、書面により事実を確認されたい。

③ 共同事業体の業務分担、リスク分担等について【意見】

本施設の指定管理者は公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会と公益財団法人宮崎県スポーツ協会とで構成される共同事業体である。共同事業体の名称は、宮崎県体育・スポーツ振興グループであり、代表者は公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会である。

県は、共同事業体の協定書を入手しているが、協定書の記載内容は、名称、所在地、代表者の権限、構成員の責任等である。このため、県に、構成団体別の業務分担、リスク分担、業務に関する収益及び費用の分担について把握しているか質問したところ、具体的内容は把握しておらず、具体的内容を取り決めた文書も入手していないとのことである。

指定管理業務は共同事業体で実施されるとしても実質的には各構成員が取り決めた業務分担に沿って実施されるはずであり、また、県が入手している共同事業体の協定書には、構成員の責任として連帯して責任を負う旨が規定されているが、実質的には各構成員が担う業務別に具体的

な責任が生じると考えられる。さらに、各指定管理業務で生じる収益及び費用は構成員間でやり取りが行われて、それぞれの法人の決算書が作成されるはずである。

これらを踏まえ、県は、指定管理業務の円滑な運営及び各構成員の決算状況把握のために、共同事業体の構成員間で決められている業務分担、リスク分担等の内容を把握されたい。

ウ 指定管理料の算定、利用料金制、自主事業

① 修繕費の責任限度額について【意見】

宮崎県スポーツ施設の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第 11 条及び別記2には、指定管理者が施設、設備、備品等の損傷時に負担すべきリスク分担について次の記載がある。すなわち、指定管理者が負担すべきは、「指定管理者による管理の瑕疵によるもの」及び「第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの(1 件当たり 50 万円以下のもの)」と記載されている。

項目	内容等	県	指定管理者
①施設、設備、備品等の損傷	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの(1 件当たり 50 万円以下のもの)		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの(1 件当たり 50 万円を超えるもの)	○	
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	

(出所:基本協定書)

基本協定書では、指定管理者が負担すべき修繕費の上限額が定められていない。このため、指定管理者に過度な修繕を負わせる可能性があるとともに、年間修繕金額が多額となる場合は、指定管理者が修繕を控え、本来は修繕すべきと考えられる箇所が適時に修繕されない可能性もある。

このため、県は、指定管理者が負担すべき修繕の上限額として責任限度額を定め、これを超えて修繕する必要がある場合には、県が直接修繕することや追加で必要な修繕費分の指定管理料を指定管理者へ支払うこと等を検討し、基本協定書等に内容を明示されたい。

② 県委託料を財源とした改修等工事について【意見】

県は、令和 2 年度において、次のとおり指定管理者へ設備の改修等に必要な費用を委託料として支出している。これを受けて、指定管理者は県からの委託料を財源に、次の工事を発注している。

(単位:円)

No	工事の内容	工事費用
1	新型コロナウイルス感染拡大防止対策の環境整備の一環として手洗い場・トイレの非接触型への改修工事	33,660,000

(出所:県提出資料)

前述の「① 修繕費の責任限度額について【意見】」に記載したとおり、基本協定書において指定管理者は「第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの(1件当たり50万円以下のもの)」についてリスク分担することが規定されている。

しかし、上表の工事等の内容を見ると、「第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの(1件当たり50万円を超えるもの)」に該当すると考えられる。このため、本来であれば県がリスク負担すべきと考えられるが、県は直接工事を行うことはせずに指定管理者へ工事の委託を行っており、工事施工の責任は指定管理者が負うことになるため、基本協定書の規定を逸脱しているように思える。

このため、県は、県がリスク負担すべき改修工事等は、原則として県の費用負担の下、県で直接工事を実施されたい。また、例外的に指定管理者で工事する場合は、県と指定管理者とのリスク分担を整理した上で、県と指定管理者で行った協議内容等が明確に記載された文書を作成されたい。

エ 施設の管理運営と県のモニタリング

① 第三者への委託の承認手続について【意見】

基本協定書第17条には第三者への委託の禁止の規定があり、原則として指定管理業務を第三者に委託させることは禁止されているが、県の承認を受けた場合には、指定管理業務の一部を第三者へ委託させることができるとされている。

本施設においては、主に次の業務について第三者への委託がされており、県は指定管理者へ事前の承認を行っている。しかし、当該承認の時点において、各業務に係る業者名、再委託予定額等の把握までは行っていない。

- ・消防用設備等点検業務
- ・特定建築物管理業務
- ・害虫駆除業務
- ・警備業務
- ・機械警備業務
- ・昇降機点検業務

- ・空調設備等点検業務
- ・設備中央監視管理業務
- ・一般廃棄物運搬業務
- ・電気工作物保安点検業務
- ・駐車場車両等誘導整理業務
- ・硬式野球場スコアボード点検業務
- ・清掃業務

第三者への委託が原則として禁止される趣旨は、事故の発生リスクの増大、事故発生時の責任の所在が不明確になること等が懸念されるためである。

これらを踏まえると、県が第三者への委託の承認を行う際には、当該懸念の内容を踏まえ、委託に係る重要な事項を把握した上で、慎重に判断すべきである。ここで、委託に係る重要な事項には、第三者への委託予定の業務内容のみならず、委託予定業者名、委託予定金額等の情報も含まれると考える。

このため、県は、再委託の承認を行う場合には、第三者へ委託予定の業務内容に加え、委託予定業者名、委託予定金額等の情報を把握し、慎重に判断されたい。

② 業績評価指標について【意見】

県は、指定管理者に対するモニタリングとして、毎年度、指定管理者に対して管理運営実績を評価し、評価結果を県のホームページに公表している。

令和 2 年度における本施設に係る管理運営実績の評価シートにおいては、定量的な数値として、施設利用者数、申請件数、有料駐車場駐車台数、施設利用料金収入及び収支状況が記載されている。県に対して、管理運営実績の評価を行うに際して定めた評価指標の目標値を質問したところ、業績評価のための目標値は明確には定めていないとのことである。

指定管理者の業績評価の目的は、施設の管理運営が適正かつ確実に行われるよう、指定管理者の指導・監督を行うためであると考えられる。

このためには、業績評価指標について、客観的な目標値を具体的に設定することが望ましいと考える。

このため、県は、業績評価指標の目標値を設定した上で当該目標値と実績値との比較分析を行い、その結果を踏まえて、管理運営実績を評価されたい。

③ 業務報告書及び事業報告書の審査について【意見】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、業務報告書及び事業報告書に対するモニタリングの実施として、主な審査内容が記載されている。

<業務報告書>

- ・業務は適正に実施されているか
- ・利用状況は順調に推移しているか
- ・利用料金は順調に収受されているか
- ・利用者からの苦情や事故・トラブルへの対応は適切か 等

<事業報告書>

- ・業務が適正かつ確実に実施されたか
- ・利用状況は前年度と比較して改善したか
- ・収支決算状況は適正か
- ・保守点検、修繕、安全管理対策は適切に実施されたか
- ・利用者満足度調査結果、苦情等を改善に生かしているか
- ・運営目標は達成されたか
- ・広報の実施は適切に行われたか
- ・個人情報保護は適切に図られたか 等

指定管理者が提出した業務報告書及び事業報告書については、県内部において稟議されているが、上記の主な審査内容に基づき具体的な確認を実施した証跡は残されていない。

業務報告書及び事業報告書に対する審査は、適切なモニタリングの実施や県が指定管理者制度運用に関する説明責任を果たす上で、重要な手続きである。

このため、県は、主な審査内容を踏まえた具体的な審査の実施結果を証跡として残されたい。具体的には、審査内容についてチェックリスト等を作成し、モニタリング証跡を残すようにすることが望ましい。

④ 指定管理業務の収支決算書について【指摘事項】

前述のとおり、本施設の指定管理業務は共同事業体で実施されている。このため、指定管理業務の決算書としては、共同事業体の指定管理業務に係る収支計算書を入手すべきである。

しかし、県は、指定管理者から指定管理業務の決算書として、公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会の貸借対照表、正味財産増減計算書等を入手しており、共同事業体の指定管理業務に係る収支計算書は入手していない。

県によれば、指定管理業務の殆どは公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会が実施しており、公益財団法人宮崎県スポーツ協会の関与は極めて限定的であるため、共同事業体の指定管理業務に係る収支計算書は入手していないとのことである。

しかし、関与が限定的であるとしても公益財団法人宮崎県スポーツ協会の人件費等は発生しているはずである。よって、県は、共同事業体の指定管理業務に係る収支状況を適切に把握していないと言わざるを得ない。

このため、県は、あくまで指定管理業務の収支を把握するため、共同事業体の指定管理業務に係る収支状況を適切に把握すべきである。

⑤ 決算書等報告の審査表について【指摘事項】

県が策定した「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」によれば、次のとおり、指定管理者である法人の財務分析については、審査表を作成する旨が記載されている。

本施設において、指定管理者である法人の決算書は入手されているが、上記の審査表は作成されていない。

指定管理者の経営困難等を理由とした指定の取消しがなされている自治体の事例もある等、法人の財務状況に起因したリスクに備えるため、指定管理者が安定的、継続的に公の施設の管理運営業務を実施できる状況にあるかどうかを確認することが必要である。

このため、県は、法人の決算書入手する意義を再確認し、審査表の作成を行い、具体的な審査を行うべきである。

③決算書等報告

(b) 審査表

決算書等に基づく法人の財務分析の方法には、様々な観点からの考え方や手法が存在するが、過去3年間の決算書等により、当期損益(経常損益)や収支比率、流動(固定)比率などの法人の効率性・健全性を審査する指標を比較し、数値や比率が大きく変化している項目がないかを審査する。

(出所:指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領)

(3)平成21年度包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況

<宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設に関する共通の指摘事項・意見>

① 募集期間について

(意見)

募集期間は、申請書類の受付期日までの期間であるが、第1期指定では2ヶ月未満、第2期指定では2ヶ月と1週間と若干長くなっている。この募集期間は、現地説明会及び質問書でのやり取り等を含んだ期間である。

事業計画を着実に実施するための管理運営能力等、募集要項で求められている審査項目の書類作成期間からは短いと思われる。

【改善状況】改善されている

第5期指定の募集期間は、指定管理者指定手続等の手引に則り、令和元年7月1日～9月2日の2か月確保されており、問題ないと判断される。

② 第1期指定で、複数の応募でなかった原因について考えられる理由について

(意見)

第1期指定においては1者の応募であったが、当該施設においては業務内容に高い専門性が求められていることから、提案者以外については組織体制等の条件が整わなかったことにより、応募に至らなかったものと思われる。(第2期指定については、2者の応募があった)

第1期指定の唯一の応募者は、従来の管理委託制度下の管理受託者であった。上記の所管課の理由のように結果として応募者以外については組織体制等の条件が整わなかったことにより、応募に至らなかったものと思われる。競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要である。

【改善状況】改善されていない

県は、継続して競争性を高めるためのさらなる工夫、検討が必要であると考え((2) 監査の結果イ 指定管理者選定手続と協定書 ①1者応募について 参照)。

③ 選考委員会について

(意見)

当該公の施設の指定管理者候補者選定委員は、5名で県職員が2名(うち1名が委員長)、財務有識者が1名、スポーツ関係者が1名、利用代表者が1名の5名である。

施設の役割と県の施策との関連から県職員は1名とし、様々な意見を集約する観点から、利用代表者等を1名増員すべきではないかと思われる。

【改善状況】改善されている

現在の選定委員は、学識経験者1名(委員長)、有識者1名、利用者代表2名、経営(公認会計士)1名の合計5名であり、県職員は含まれておらず、改善されていると判断する。

④ 備品実査について

(意見)

指定管理者はアンケートで備品の実査を行っているとは回答しているが、定期的な実査をして

おらず、大会前に作動点検しており、使用者に利用させる時点で現物管理をしている。

指定管理者は基本協定書により備品の現物確認を適宜行い、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることのないようにしなければならない。所管課は、備品実査に係る実施要領等が整備されていることを確かめ、この実施要領等の内容の妥当性について吟味し、実査が特定の日を実施されるのを実査現場に立ち会って確かめ、実査に使用した備品明細は、破棄せず保管するよう指示し、実査の実施状況が適切か等のモニタリング結果を書類として作成し保管すべきである。

【改善状況】 改善されている

年に1回、県教育庁の出先機関であるスポーツ指導センターが指定管理者に依頼して、指定管理者が実査を行っている。また、スポーツ指導センターが指示する方法で実施しているため、指定管理者で実施要領等は作成していない。さらに、対象備品が大量であるため、特別な事情がある場合のみスポーツ指導センターの職員が立ち会っている。なお、指定管理者は、使用した一覧表の原本を提出するため、一覧表の写し等を保管している。

以上を踏まえ、改善されていると判断する。

⑤ 備品の実査結果の記録簿の保管について

(意見)

指定管理者は備品の実査をしていなかったため、備品の実査結果の記録簿を保管していない。

【改善状況】 改善されている

指定管理者は、実査時に使用した一覧表の原本を県へ提出するため、一覧表の写し等を保管しており、改善されていると判断する。

⑥ 業務報告書の審査について

(意見)

所管課は、業務報告書の書面審査を行い業務報告書に書き込みをしているが、審査調書は作成していない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、業務報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。また、審査結果、業務の改善は、口頭でなく文書で指導するべきである。

【改善状況】 改善されていない

県は、内容の確認は行っているが、審査チェックリスト、審査調書は作成していない。また、報告

書に不備があった場合、口頭またはメールで修正の指示をしている((2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ③ 業務報告書及び事業報告書の審査について 参照)。

⑦ 事業報告書の審査について

(意見)

事業報告書の審査チェックリストは作成していない。審査の経緯及び結論並びに改善指示等を明確にするため、事業報告書の審査チェックリストにより審査し、審査調書として作成、保管する必要がある。また、審査結果を所管課として評価し、指定管理者への評価結果の通知は、口頭でなく文書で指導すべきである。

【改善状況】 改善されていない

県は、内容の確認は行っているが、審査チェックリスト、審査調書は作成していない。((2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ③業務報告書及び事業報告書の審査について 参照)。

⑧ 収支決算報告書の収支差額について

(意見)

指定管理事業会計以外に自主事業会計を計上しているが、平成 20 年度のそれぞれの収支差額は0円ではなかったが、平成18年度及び平成19年度では指定管理業務会計の収支差額は0円であった。平成18年度指定管理事業会計から退職金積立会計に1,836千円繰入した結果、収支差額は0円となっていた。当該指定管理事業会計では問題なかった。

収支が均衡する理由が不明な場合は、共通費用の按分が合理的であるか等を、作成基礎資料などで確認することが必要と思われる。

【改善状況】 改善されていない

(2)監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ④指定管理業務の収支決算書について に記載のとおり、県は、指定管理者から指定管理業務に係る収支報告書を入手していない。このため、本意見に関する判断はできない。

⑨ 決算書等報告の審査について

(意見)

毎年度、決算書等報告の審査調書を作成していないが、審査過程で問題なかったことを明確にするため審査調書を作成する必要がある。また、審査後の対応で指定管理者に対し口頭によ

る財務改善の指導及び助言を行っているが、口頭でなく文書で指導すべきである。

【改善状況】改善されていない

県は、審査調書を作成しておらず、文書による指導も行っていない((2) 監査の結果 エ 施設の管理運営と県のモニタリング ⑤決算書等報告の審査表について 参照)。

⑩ 実地調査の審査について

(意見)

所管課は年4回実地調査を行いその都度報告書を作成している。指定管理者は供覧書をその都度作成し、調査概要、調査内容、調査結果を供覧している。所管課は実地調査の具体的項目のリスト表である「指定管理者管理運営実地調査シート」を作成しているが、実地調査項目の脱漏防止のため及び実地調査で問題なかったことを明確にするため、審査調書を作成、保管するとともに、調査の結果、改善指示が必要な場合は、指定管理者に対して口頭でなく文書で指導すべきである。

【改善状況】改善されている

県は、モニタリングチェックリストにより審査している。また、実施した結果、簡易な改善指示のみであったため、口頭で指導している。改善されていると判断する。

⑪ 地方自治法、協定書、「利用者の声」以外のモニタリングについて

(意見)

施設利用者や県民の声を施設運営やサービスの向上に反映させるために、外部の第三者評価委員会を設置したら良いと思われる。

【改善状況】改善されている

明確な外部の第三者評価委員会の設置はされていないが、県は、指定管理候補者選定委員会の議題として前指定管理者の運営状況及び評価の説明等を行い、委員から意見を聴取しており、本意見については実質的に改善されていると考えられる。

<宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場に関する指摘事項・意見>

① 施設管理について

(意見)

指定管理者は、将来更新、修繕が必要と思われる設備の一覧表は作成しており、遊休固定資産(設備、備品)の有無について把握している。ピアノ、放送室プレーヤーが未利用状態である。条例でピアノの設置が定められているため、有効利用するため他の所管に所管換えができない状況である。

県の物品管理事務の手引(平成 20 年2月改訂総務部総務事務センター)の保管中の物品の管理、移動手続で「取得時に与えられて目的に従って効率的に供用しなければならないが、より効率的に設備、備品を使用、管理するためには、当初の取得目的を変更して他の事業等で使用し、他所属へ引き継いでより有効な活用を図る必要がある。」と記載されているが、この趣旨を生かすべきである。

【改善状況】改善されている

県は、備品実査で把握した遊休備品の所管換、売却、譲渡、廃棄等の検討を行っていることから、改善されていると判断する。

② 現金等の管理について

(意見)

宮崎県体育館の切手と収入印紙は、切手受払簿及び収入印紙受払簿で受入及び払出並びに残高を記入しており、残高にチェックマークがあるが、誰が実査し残高を確かめたか不明である。実査し残高を確かめた担当者の印を押印すべきである。

宮崎県体育館の領収書はEDP出力され、領収書控えは保管している。ライフル射撃競技場は領収書がない。「現金取扱事務要領」に従っていない。順番印刷のある領収書及び領収書控え綴りを作成し使用するよう、所管課は指定管理者をモニタリングすべきである。

【改善状況】改善されている

現在は、毎月受払簿の確認が行われ、確認者が押印している。また、ライフル射撃競技場では領収書が使用されている。よって、改善されていると判断する。

③「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(指摘事項)

宮崎県体育館は年2回実施しているが、宮崎県ライフル射撃競技場の利用者満足度調査が未実施であった。

(意見)

今後は、宮崎県ライフル射撃競技場の利用者満足度調査を実施するよう指定管理者を所管課はモニタリングするべきである。

宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場管理運営仕様書のその他県教育委員会が必要と認める業務の細目の利用者の意見等の把握に関する業務で、指定管理者はアンケート等の実施により利用者等の意見を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、結果については県教育委員会に報告すること、また、利用者からの苦情、要望等については、その内容や対応について記録し必要に応じて県教育委員会に報告することとなっている。

利用者満足度調査の調査内容(質問項目等)においては、所管課は指定管理者と協議をした場合は、文書で質問項目等の協議内容を残すべきである。指定管理者の故障、事故、苦情の記録簿を閲覧した場合は、所管部課担当員の閲覧印を押印すべきである。

宮崎県体育館では、利用者に対する利用者満足度調査を年2回実施しており、回収率を上げるための工夫はその場で書いてもらうようにしている。

利用者満足度調査の回答は利用者の不満足点が述べてあるものが多いため、利用者サービス等改善された点の項目を設けて書いてもらうと良いと考える。なぜなら、利用者サービス等改善された点がないと判定されることは、指定管理者の事業計画等及び県所管課のモニタリングのあり方に問題があると利用者から判定されると思われるからである。

【改善状況】改善されている

指定管理者は、宮崎県体育館に加え、宮崎県ライフル射撃競技場においても利用者満足度調査を実施している。このため、改善されていると判断する。

<宮崎県総合運動公園有料公園施設に関する指摘事項・意見>

① 施設管理について

(意見)

指定管理者は、将来更新、修繕が必要と思われる設備については、運動公園有料施設改善要望箇所(写真付き)及び宮崎県体育館施設の設備改修計画要望箇所を県へ提出している。将来更新、修繕が必要と思われる設備で指定管理者の負担を超えるものは、県で予算措置を講じるために、老朽化施設にはこのような一覧表は必要である。

遊休固定資産(設備、備品)の有無について把握していない。現場チェックをした結果、該当がなかったため作成していないとの回答であった。

県の物品管理事務の手引(平成20年2月改訂総務部総務事務センター)の保管中の物品の管理、移動手続で「取得時に与えられて目的に従って効率的に供用しなければならないが、より効率的に設備、備品を使用、管理するためには、当初の取得目的を変更して他の事業等で使用し、他所属へ引き継いでより有効な活用を図る必要がある。」と記載されている。このように管理するために遊休固定資産(設備、備品)の有無について把握するよう、指定管理者を県の所管課はモニタリングすべきである。

【改善状況】改善されている

県は、備品実査で把握した遊休備品の所管換、売却、譲渡、廃棄等の検討を行っていることから、改善されていると判断する。

② 現金等の管理について

(意見)

切手と収入印紙については、切手受払簿及び収入印紙受払簿で受入及び払出並びに残高を記入しており、残高にチェックマークがあるが、誰が実査し残高を確かめたか不明である。実査残高を確かめた担当者の印を押印するよう指定管理者を県の所管課はモニタリングすべきである。

【改善状況】改善されている

現在は、毎月受払簿の確認が行われ、確認者が押印していることから、改善されていると判断する。

③ 「利用者の声」に基づくモニタリングについて

(意見)

利用者満足度調査の調査内容(質問項目等)においては、所管課は指定管理者と協議をした場合は、文書で質問項目等の協議内容を残すべきである。

指定管理者の故障、事故、苦情などについての記録簿を閲覧した場合は、所管部課担当員の閲覧印を押印すべきである。

利用者に対する利用者満足度調査を年2回実施しており、回収率を上げるための工夫としては、その場で書いてもらうようにしている。利用者満足度調査の回答は利用者の不満足点が述べてあるものが多いため、利用者サービス等改善された点の項目を設けて書いてもらうと良いと考える。なぜなら、利用者サービス等改善された点がないと判定されることは、指定管理者の事業計画等及び県所管課のモニタリングのあり方に問題があると利用者から判定されると思われるからである。

【改善状況】改善されていない

県は、質問項目等について指定管理者と協議等を行っていない。